

第 1 回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成17年第 1 回幕別町議会定例会
(平成17年 3 月 2 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条，第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
21番 額額太郎 1番 豊島善江 2番 中橋友子
- 日程第 2 会期の決定 3月2日～3月23日（22日間）
（諸般の報告）
- 日程第 3 行政執行方針（町長、教育委員長）
- 日程第 4 議案第 1 号 平成17年度幕別町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 2 号 平成17年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 3 号 平成17年度幕別町老人保健特別会計予算
- 日程第 7 議案第 4 号 平成17年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 5 号 平成17年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 6 号 平成17年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第10 議案第 7 号 平成17年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 日程第11 議案第 8 号 平成17年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第12 議案第 9 号 平成17年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成16年度幕別町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第14 議案第11号 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第15 議案第12号 平成16年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第16 議案第13号 平成16年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第17 議案第14号 平成16年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第18 議案第15号 平成16年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第19 議案第16号 平成16年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 議案第17号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について
- 日程第21 議案第18号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議
について
- 日程第22 議案第19号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議
について
- 日程第23 議案第25号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第26号 幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第28号 幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第26 発議第 1 号 平成17年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書
- 日程第27 陳情第 1 号 公的書類に於いて「性別欄」取り扱いと当事者を交えた協議機関の設置
に関する陳情書
- 日程第28 陳情第 2 号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅

持を求める意見書」の提出を求める陳情

会 議 録

平成17年第1回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成17年3月2日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 3月2日 10時00分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
 - 1 豊島善江
 - 2 中橋友子
 - 3 野原恵子
 - 4 牧野茂敏
 - 5 前川敏春
 - 6 助川順一
 - 7 堀川貴庸
 - 8 乾 邦広
 - 9 小田良一
 - 10 前川雅志
 - 11 杉山晴夫
 - 12 佐々木芳男
 - 13 古川 稔
 - 14 坂本 偉
 - 15 芳滝 仁
 - 16 中野敏勝
 - 17 永井繁樹
 - 18 伊東昭雄
 - 19 千葉幹雄
 - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
代表監査 市川富美男 教育委員長 辺見政孝 教 育 長 澤田治夫
農業委員会会長 上田健治 総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三 札内支所長 額額良征 総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成 企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭 保健福祉センター所長 佐藤昌親 農林課長 増子一馬
商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫 土地改良課長 角田和彦
施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博 都市計画課長 高橋政雄
糠内出張所長 横山義嗣 会計課長 堂前芳昭 車両センター所長 橋本孝男
経済部参事 古川耕一 学校教育課長 飛田 栄 生涯学習課長 長谷 繁
図書館館長 平野利夫 給食センター所長 加藤光人 監査事務局長 森 広幸
農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 議会提出議案
発議第1号 平成17年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書
陳情第1号 公的書類に於いて「性別欄」取り扱いと当事者を交えた協議機関の設置に関する陳情書
陳情第2号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
9. 町提出議案
議案第1号 平成17年度幕別町一般会計予算
議案第2号 平成17年度幕別町国民健康保険特別会計予算
議案第3号 平成17年度幕別町老人保健特別会計予算
議案第4号 平成17年度幕別町介護保険特別会計予算
議案第5号 平成17年度幕別町簡易水道特別会計予算
議案第6号 平成17年度幕別町公共下水道特別会計予算
議案第7号 平成17年度幕別町公共用地取得特別会計予算

- 議案第8号 平成17年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 議案第9号 平成17年度幕別町水道事業会計予算
- 議案第10号 平成16年度幕別町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第11号 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 平成16年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 平成16年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 平成16年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 平成16年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 平成16年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について
- 議案第18号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第19号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
- 議案第25号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

21番 瀨瀨太郎 1番 豊島善江 2番 中橋友子

議 事 の 経 過

(平成17年 3 月 2 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成17年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、21番額額議員、1番豊島議員、2番中橋議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（本保証喜） この際、諸般の報告をいたします。
監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査及び地方自治法第199条第9項の規定による定期監査及び行政監査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。
次に、去る2月25日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成17年度十勝町村議会議長会の事業計画が別紙のとおり決まりましたので、配布してございます。
後刻、ご覧いただきたいと思っております。

[行政執行方針]

- 議長（本保証喜） 日程第3、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
- 町長（岡田和夫） 平成17年第1回町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行への所信の一端を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんの深いご理解、ご協力をお願いするものであります。
私は、一昨年4月に再び町政執行の責任を担わせていただきまして以来、早くも任期の折り返しの年を迎えました。
この間、地方自治体には、合併問題をはじめさまざまな改革や変化の波が押し寄せるなど、激動の連続ではありましたが、まちづくりの主役は町民であるとの信念のもと、町民の総意で創る個性豊かなまちづくりの実現に向け、議員各位をはじめ、多くの町民の皆さんのご支援とご理解をいただきながら、町政の執行に邁進できましたことに、心より感謝とお礼を申し上げます。

今、時代は大きな転換期を迎えております。少子高齢化、情報化、国際化などが急速に進展する中で、国も地方も財政が一段と深刻化し、社会保障や社会福祉などこれまで社会の各方面において機能していたさまざまな制度の抜本的な見直しが迫られております。

こうした中で、地方行政の分野においても、国の施策に地方が追随する時代は終わりつつあり、住民に身近な基礎自治体が主体性をもって知恵を出し、創意と工夫を重ね、地に足のついた施策や改革を実行していく方向に大きく動いているものと認識いたしているところであります。

この大きな時代の流れを受け止め、希望に満ちた明日の幕別町を切り開くため、忠類村との合併を決断させていただいたところであります。

幕別町の新たな歴史が始まろうとするこの時に、町政を担う町長としての責任の重さを改めて肝に命じますとともに、新町の創造に向けた取り組みを一步一步着実に進めることが私の使命であると決意を新たにしているところであります。

行政需要は、今後ますます多様化、複雑化して行く中、これらを全て行政で対応していくことには、およそ限界があり、地域社会のいろいろな構成員との協働の仕組みづくりを構築していくことが重要であると考えております。

昨年12月から除排雪に関する公区との協働の事業の実施に取り組んだところでありますが、町民と行政の適切な役割分担と連携のもとに、この事業の拡大を町民の皆さんのご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

今後とも議員各位並びに町民の皆さんとの深い信頼関係を大切にしながら、町政の執行に全力で取り組んでまいり所存でありますので、特段のご指導、ご高配を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

はじめに、市町村合併について申し上げます。

昨年11月の第3回町議会臨時会におきまして、合併協議会変更の議決をいただきまして以来、5回の協議会が開催され、去る2月3日に開催されました第17回幕別町・忠類村合併協議会をもちまして、全44項目にわたる合併協定項目の協議が終了いたしました。

この間の協議状況・協議結果につきましては、あらゆる広報媒体を通じて町民の皆さんにお知らせしてきたところでありますが、合併協議の総括といたしまして、2月14日から16日までの3日間、2町村におきまして、それぞれ住民説明会を開催いたしましたところであります。

また、これに加えまして、出前講座や公共的団体との意見交換などを通じまして、住民の皆さんの意向把握に努めてまいりましたところ、先ほども申し上げましたように、2町村住民の理解が得られたものと判断いたしましたことから、先月25日に合併協定調印式を執り行い、今議会に廃置分合ほか2件の合併関連議案を提出させていただいたところであります。

次に、地方財政対策について申し上げます。

平成17年度における国の予算は、持続的な財政構造の構築と、予算の質の向上を図るため、歳出改革を一層推進し、前年度水準以下に抑制してきた従来の「改革断行予算」という基本路線を堅持強化するという考え方により編成されております。

また、予算編成の基本方針においては、地方財政について、国と地方に関する三位一体の改革を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることなどが示されております。

このような中で策定された平成17年度の地方財政計画の規模は、83兆7,687億円で、前年度対比では1.1%の減となり、4年連続の減となっております。

また、地方交付税の総額は16兆8,979億円で、前年に比較しまして117億円の増、率では0.1%の増となり、減少に一応の歯止めがかかったものとされております。

しかしながら、三位一体の改革による本町への影響額は不透明な部分が多く、依然として厳しい状況にあるものと考えているところであります。

次に、こうした厳しい地方財政状況を踏まえ編成いたしました本町の新年度予算の概要について申し上げます。

平成17年度の予算編成につきましては、国税収入や地方税収入が回復傾向にあるといわれており、また、国と地方の三位一体の改革により、地方交付税などの総額については、前年度並に確保するとされているところではありますが、小規模な町村にとりましては、依然として厳しい状況であり、また、これらの影響額は不透明な部分が多いことなどから、歳入の確保に苦慮しているところでもあります。

このため、事務事業の見直しや人件費の抑制をはかるなど、限られた財源の中で、住民に身近な社会資本の整備や、保健・福祉事業の推進、産業の振興、教育環境の整備など、でき得る限り多くの住民要望に応えるべく、意を用いたところであります。

この結果、一般会計予算は、127億902万4,000円で、前年度対比では3.6%の増となりましたが、合併に伴います電算システムの統合や本庁舎と総合支所等を高速回線で結びます地域イントラネット基盤施設整備事業など、いわゆる合併関連事業費、約7億2,000万円を除きますと、前年度比では2.3%の減となるものであります。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計など7特別会計と水道事業会計を合わせました8会計で、総額97億5,587万2,000円となり、前年比8,763万9,000円の増、率で0.9%の増となっております。

これら、一般会計と特別会計等の総額では、224億6,489万6,000円となり、前年度に比べ2.4%の増、先ほど申し上げました合併関連事業費を除きますと0.9%の減となっております。

それでは、はじめに、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費であります普通建設事業費等につきましては、総体で28億3,564万9,000円と前年度に比較いたしますと7億7,545万3,000円の増、率では37.6%の増となっております。

一方、経常経費につきましては、公債費の償還がピークでありました昨年度よりも減少はいたしているものの、依然として償還額が大きいことから、人件費や物件費を抑制するなど、経費の節減に努めていかなければならないものと考えております。

次に、一般会計にかかわります財源措置について申し上げます。

まず、主要財源であります地方交付税につきましては、先に申し上げましたように、三位一体の改革により国の総額は前年度並を確保するとされたところではありますが、普通交付税の予算計上にあたりましては、前年度の交付実績や本町の財政事情を精査し、前年度交付決定額の3.5%減をもって計上いたしましたところであります。

町税に関しましては、経済情勢は回復傾向にあるとされているものの依然として厳しい納税環境の中、町民税では、給与所得の減少が予想される一方、農業所得の増が見込まれることなどにより、若干の増を見込み、固定資産税においても、住宅の新築による若干の増が見込まれることなどから、町税全体では、前年度に比較し、4.3%の増で計上いたしましたところであります。

また、基金繰入金であります、本年度の予算編成で6億3,000万円余りの一般財源の不足をきたしたことから、限られた財源の有効活用に配慮しながら、継続事業や新たな施策の実施など、できるだけ多くの行政需要に応じるため、財政調整基金から2億8,000万円と、減債基金から約3億5,000万円を取り崩し、収支バランスの確保を図ったところであります。

次に、特別職の職員で常勤の者の給与についてであります、先に申し上げましたように大変厳しい財政状況にありますこと、さらには十勝管内他町村の状況等を勘案し、適正な給与につきまして「特別職給料及び報酬審議会」に諮問いたしたく、本年度予算に審議会関係の経費を計上いたしましたところであります。

それでは、平成17年度主要施策の展開につきまして、第4期総合計画に掲げる六つの基本目標に沿ってご説明を申し上げます。

基本目標の第1は「自然と調和した快適で住みよいまち」、生活環境の整備についてであります。

はじめに、重要な都市基盤であります道路交通網の整備について申し上げます。

まず、一般国道 38 号線の札内東 11 号先から東 13 号までの 4 車線拡幅整備につきましては、平成 14 年度より用地買収補償等を進めていただいております、一部地権者の相続手続きにより買収が遅れておりましたが、本年度から本工事に着手していただけるものと伺っているところであります。

また、昨年着工いたしました一般国道 242 号線千代田大橋架け替え事業につきましては、橋長 705 メートル、幅員 10.5 メートルの新橋が平成 19 年度完成予定とお聞きしているところでありますが、1 日も早い完成に向けまして、さらなる要請活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、道道整備といたしましては、札内地区の札内南大通の立体交差事業と札内 9 号南通街路事業につきましては一部の用地買収を残すのみとなり、昨年より本工事に着手いたしました、本年度は引き続き J R によるアンダー部のボックストンネルと札内 9 号南通街路事業の国道に向かっての工事が進められると伺っております。

一方、幕別地区の幕別大樹線及び明倫幕別停車場線の立体交差事業につきましては、用地買収等と本工事を継続して進められるほか、幕別本通の 2 次改良整備につきましても継続して整備を進める予定と伺っております。

また、南幕別地区の幕別大樹線、五位中里間、約 2.5 キロメートルにつきましては、路線の利用度、重要度はもとより、合併を予定いたしております忠類村との唯一の連絡道路でもありますことから、改修整備についてさらに強力な要請を続けてまいりたいと考えております。

次に、町道の整備につきましては、現在、町道延長 699.5 キロメートルに対しまして、改良率 65.5%、舗装率 56.6% という状況にあります。

町道に対する整備要望は全町的に大変多いわけですが、道路事業に対する補助採択は大変厳しく、財源の確保に苦慮している状況にあります。

整備にあたりましては、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、河川整備についてであります。

まず、国においては、千代田新水路事業、十勝川・猿別川における治水の杜事業、新川地区における十勝川堤内排水路事業に伴う用地買収など、また、北海道においては猿別川改修事業を引き続き実施していただいているところであります。

これら事業を含めまして、国及び北海道に対し、水害防止対策に関する各種事業を要請してまいりたいと考えております。

次に、公園・緑地について申し上げます。

広域公園として整備されます十勝エコロジーパークの幕別エリアにつきましては、親水空間と広大な河川敷の自然とのふれあいの場を基本とした整備計画を予定いたしておりますが、整備にあたっては国の直轄事業であります河川環境整備関連事業との整合の図られた整備が必要であり、本年度は具体的整備計画を策定してまいりたいと考えているところであります。

また、町の公園事業といたしましては、本年度より「幕別町緑の基本計画」に基づき、札内北栄町周辺の国道 38 号線、J R 根室線及び札内川に囲まれた地域の「札内西緑化重点地域」の整備に着手してまいります。「みんなで育てる緑のまち」をテーマに住民参加による緑豊かな潤いのある都市空間の創設を目指そうとするものでありますが、現在造成が進められおります札内北栄土地区画整理事業区域を中心に、近隣公園 1 カ所、街区公園 3 カ所、緑地 1 カ所の整備を平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 カ年間で整備を予定するものであり、本年度は、仮称、札内西近隣公園の用地買収を進めてまいります。

また、幕別地区では緑町第 3 公区内の「緑町のぞみ公園」が昭和 44 年の開設後 35 年を経過し、遊具、フェンス等の老朽化も著しいことから、昨年度町が購入いたしました図書館東側用地の一部へ移転・整備を行い住環境の向上を図る一方、跡地利用につきましては本町地区の定住促進策の一環としての宅地造成販売を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、土地利用についてであります。平成15年度から整備が進められております札内北栄土地区画整理事業につきましては、区域内では昨年7月よりホームセンターが開設されているほか、一部の保留地販売が始まり、2月末現在39区画の分譲がなされ、造成等事業も順調に推移していると伺っております。

町といたしましては、まちづくりの観点から引き続き関連する街路、下水道等の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、昨年3月末に市街化区域に編入されました文京西地区の開発につきましては、昨年より宅地造成販売が進められ、2月末現在44区画が販売され、本年度も継続して造成販売が行われる見込であります。

次に、公営住宅再生マスタープランに基づく建替事業についてであります。

高齢化や多様化する社会ニーズに対応した公営住宅の建設を推進するため、再生マスタープランに基づく公営住宅の建替事業を進めているところであります。旭町地区公営住宅建替事業の一環であります本町地区において、2棟12戸が去る2月21日に完成し、3月18日から入居を予定しているところであります。これで本町地区における建設が完了したところであります。本年度からは、既設旭町団地の現地建替事業に着手して、本年度は1棟12戸の建替えを実施いたします。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道は、住民の生活環境の改善や浸水の防除、そして公共用水域の水質保全など日常生活における快適で文化的生活を営むための必要不可欠な社会基盤として整備し、処理区域の拡大に努めてきたところであります。

下水道料金についてであります。昨今の厳しい財政状況を鑑み、受益の公平な負担、さらには普及率も高まり、管内的にも平均的な料金設定に見直す時期と考えましたことから、現行の基本料金・超過料金の15%アップの料金改定をいたしたく、先般、幕別町使用料等審議会に諮問をし、答申をいただきまして、今定例会に条例改正の提案をさせていただいたところであります。

本年度事業といたしましては、浄化センターの電気設備と中央監視装置の更新工事を行うほか、汚水幹線整備として北栄町・中央町の汚水枝線新設工事と新北町・中央町・桜町・堤町の汚水サービス管新設工事、札内南大通立体交差事業関連の汚水幹線移設工事を行います。

雨水整備につきましては、あかしや町・泉町及び桜町の幹線整備を継続して行うほか、幕別大樹線と札内南大通の立体交差事業関連の雨水幹線移設工事を行います。

また、個別排水処理事業につきましては、平成16年度から新たに5年間の継続事業として行っておりますが、本年度は公共施設2カ所を含めまして30戸の合併浄化槽を整備する予定であります。

次に水道事業について申し上げます。

水道は町民の生活を支える大切なライフラインとして、安全でおいしい水を安定的に供給できるように施設の整備や維持管理に努めてまいります。

工事関係につきましては、第3次拡張事業が2年目に入り、本年度は事業の中核となる札内配水池の増設工事と札内系パイプラインとなります。配水本管の布設工事を行います。

その他、本年度の工事につきましては、昨年度に引き続き道道幕別帯広芽室線の立体交差事業関連のほか、配水管布設や布設替工事を行い、未整備地区の整備と老朽管の更新を進め、安定供給と有収率の向上を図ってまいります。

また、簡易水道につきましては、本年度より幕別簡水明倫地区の施設整備事業として新水源の取水施設一部と送水管布設工事を行うほか、既設の老朽管布設替整備等を計画的に進め、安定的な水道水の供給に努めてまいります。

基本目標の第2「地域の特性を生かした活力のあるまち」、産業の振興についてであります。

はじめに、農業振興について申し上げます。

昨今の農業を取り巻く環境は、担い手不足や農地の流動化問題、また、度重なる食品表示偽装問題や遺伝子組み換え作物への対応、加えて、WTO農業交渉問題など課題が山積している現状にありま

す。

このような状況の中、町といたしましては、生産者の農業経営安定のための負担軽減措置や生産力の向上のため、「農業ゆとりみらい総合資金」の貸付制度や堆肥購入などの「ふるさと土づくり支援事業」、廃棄物適正処理のための「農業廃棄物再生処理対策事業」、さらには、各種制度資金に対する利子補給など本年度も引き続き実施してまいります。

本年度の主な補助事業では、生産物の付加価値を高めるための取り組みの一つとして、農業生産総合対策事業によります札内農協の馬鈴薯貯蔵施設の建設を予定いたしております。

また、昨年度初めて実施をいたしました、小学生を対象とする農業体験塾につきましては、農作業の体験や収穫した農作物の加工調理をすることにより、食育の推進や地産地消の啓蒙を図る観点から、新和の農業試験圃場とふるさと味覚工房を利用し、本年度も実施してまいります。

次に土地改良事業について申し上げます。

幕別町の農業が将来にわたって持続的に発展し、本町の特性を生かした収益性の高い地域農業を確立するためには、土地改良事業などによる土地基盤整備が極めて重要であるものと考えております。

本年度は、国営かんがい排水事業幕別地区及び道営畑総事業相川地区が完了する予定であり、暫定ではありますが5月から相川地区の水利用が可能となります。

また、栄地区の古舞9線道路につきましては一般農道整備事業の採択となり、延長2,295メートル、幅員4メートルで改良舗装工事を施工することとなったところであり、総事業費は4億5,000万円程度を見込んでおり、本年度は実施設計を行う予定で、平成21年度の完成に向けて努めてまいります。

このほか、本年度計画している土地改良事業は、国営事業が札内川地区で本年度完了予定の1地区を含め2地区、道営畑総事業が本年度完了予定の相川地区を含め4地区、道営農道整備特別対策事業1地区、団体営事業2地区が予定されております。

次に、幕別町農業振興公社について申し上げます。

幕別町農業振興公社は、担い手の育成、農地の流動化対策、農業情報の提供を主な業務として、関係機関と連携しながら円滑な運営に努めてきたところであり、

担い手対策といたしましては、まくべつ農村アカデミーにおける研修事業や、農業後継者のパートナー対策などを実施してまいりましたが、特に、まくべつ農村アカデミーにつきましては、設立から10年目を迎え、より充実したアカデミーとするため、昨年、関係機関による専門部会を設置し、農業者の方々のご意見も賜りながら協議を重ねてきたところであり、本年度は、その実施に向け取り組みを進めてまいりたいと思っております。

また、農地流動化につきましては、1月末現在ではありますが、賃貸借で延べ45件270ヘクタール、売買では延べ18件123.3ヘクタールの利用調整を行ったところであり、

本年度は、モデル地区を選定し、さらに効率的な流動化を推進してまいります。

今後とも、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、担い手の育成とともに、農地流動化の推進を図り、町の基幹産業であります農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、畜産の振興についてであります。

昨年11月に完全施行されました、いわゆる家畜排泄物法にかかわります堆肥舎につきましては、整備が必要な126戸の農家すべてが整備を完了したことにより、100%の整備率になったところであり、

今後におきましては、施設を適正に管理することと併せて、生産者の方々には良質な堆肥づくりにも力を注いでいただくよう農協とも十分連携協力しながら指導に努めてまいります。

また、酪農ヘルパー利用組合など各種団体への助成事業や家畜に係わる制度資金利子補給、農業開発公社の貸付制度の活用など、酪農、畜産農家の経営安定や畜産振興のための施策を引き続き実施してまいります。

町営牧場につきましては、公共牧場本来の役割である預託事業を基本に運営を進めてまいります。

昨年より、新たな取り組みとして、より細やかな管理を目的に、受け入れ牛群のグループ分けの細分化を実施したところ、下牧時における平均増体重が前年度を上回る結果となったところであります。

今後も、牧場運営委員会とも相談をさせていただきながら、さらに管理の運営手法について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に林業の振興について申し上げます。

森林は、国土保全や水資源の涵養、災害防止などの公益的機能が重要視されておりますが、近年、森林所有者の高齢化や林業就労者数の減少など、林業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している状況にあります。

本年度も、国や道と歩調を合わせ各種補助事業を活用し、民有林振興のための森林整備地域活動支援交付金事業や、町有林の地ごしらえ、植栽、除間伐などの森林施業を引き続き実施してまいります。

森林のもつ公益的な重要な役割を認識し、効率的・効果的な森林整備が図られるよう民有林の振興と町有林の適正な管理など、森林組合とも十分連携のうえ林業振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

国内の経済情勢は一部で持ち直しの動きはあるものの、長引く景気の低迷やグローバル化の進展等により依然として厳しい状況にあります。

このため、地域商工業の健全な発展・振興に大きな役割を果たしております商工会に対し、経営改善普及事業費や運営費など所要の助成策を講じ、引き続き支援をしてまいります。

中小企業の振興につきましては、経営の安定を図るため制度融資の積極的な活用を促進するほか、利用者に対する利子補給や保証料補給を継続し、中小企業の育成・振興に努めてまいります。

次に、観光の振興についてであります。幕別発祥のパークゴルフを中心に、自然体験・農業体験を生かした観光や、鮭が遡上する猿別川など五感で楽しむことのできるツーリズムを育成するとともに、観光客が求めている「自然・温泉・食」についての環境づくりを関係機関・団体等と連携して進め、地域経済に結びつく観光の振興に取り組んでまいります。

また、世界ラリー選手権「ラリージャパン 2005」が9月30日から10月2日までの3日間、昨年に続き十勝を舞台として開催される予定となっております。この大会は、本町はもちろんのこと十勝全体の情報を世界に発信できPRにもつながりますことから、近隣市町村と広域的な連携を図り支援をしてまいりたいと考えております。

夏フェスタ、産業まつりをはじめとする各種イベントにつきましては、観光物産協会など各団体との連携や各種PR活動を展開しながら「笑顔ふれあうまち まくべつ」のイメージ向上に努めてまいります。

次に、労働対策について申し上げます。

景気の低迷が続くなか、公共事業の減少などの影響もあり雇用情勢は未だ厳しい状況にあるものと受け止めております。とりわけ、北海道など気象条件の厳しい積雪寒冷地の雇用対策として実施されている冬期雇用援護制度受講給付金が大幅に削減されたことに伴い、季節労働者の就労の場の確保や、若年層の地元定着化が喫緊の課題となっております。

こうした現状を踏まえ、国・北海道の雇用創出事業を積極的に取り組むことはもとより、ハローワークや各企業などと連携しながら、雇用機会の確保に向け努力をしてまいります。

また、新卒者に対する雇用対策事業につきましては、本年度も引き続き実施するとともに、雇用の促進と労働福祉の向上のため、各種支援策を継続して実施してまいります。

次に、消費者対策についてであります。消費生活の安定と向上を図るため、消費者協会と連携し、くらしのセミナーを開催するなど消費についての正しい知識の普及に努めてまいります。

また、最近、横行している架空請求や振り込め詐欺などに対処するため、相談体制の一層の強化と消費者行政の更なる充実に努めてまいります。同時に、関係機関等と密接に連携を図り、消費生活に関する情報の提供、消費者意識の啓発を推進してまいります。

次に、企業誘致について申し上げます。

町民が安心して暮らせるための経済基盤を、より確かなものとしていくため、本町の特性や優位性を発揮できる産業の振興、企業誘致に努めておりますが、折からの景気低迷や産業のグローバル化を受け、即時に成果として表れるのは大変厳しい実情にあります。

こうした状況を捉え、企業訪問やマーケティング調査などあらゆる手段を活用し、成約に結びつくよう土地開発公社と共同し、企業誘致活動を進めてまいります。

基本目標の第3「やすらぎと生きがいのあるまち」、生活、福祉、保健活動の推進についてであります。

はじめに、社会福祉事業について申し上げます。

身体障害者や知的障害者の方々が利用する各種福祉サービスは、平成15年4月の支援費制度の施行以来、2年が経過いたしました。本制度により、利用者自らが必要なサービスを選択し、事業者との契約によりサービスが利用できることとなり、従来までの措置制度に比べ、利用が大きく伸びてきている状況にあります。

具体的に申し上げますと、本年2月1日現在で、本町における施設サービスと居宅サービスの支給決定者数は障害児も含めて162人で、支援費制度の開始当初と比べますと、人数では49人、率では43%の増加となったところであります。これは、町内に開設されたNPO法人によって、主に障害児を対象にホームヘルプサービスとデイサービスが提供されるなど、環境が整ってきたことが増加要因の一つと考えているところであります。

しかし、国においては、利用者急増への対応と、身体障害や知的障害などの障害の種別に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくりを推進するため、今国会に、仮称、障害者自立支援法を提出しようとしております。

この法案が通りますと、今後、制度や各種手続きが段階的に実施されていくこととなるため、利用者が戸惑うことのないよう個別周知や出前講座、広報紙等を通じて、円滑な実施に向けて対応してまいります。

また、平成12年度に策定いたしました幕別町障害者福祉計画につきましては、主要な障害者施策を68項目にまとめたものであり、このうち取り組みが遅れておりました、いわゆる未実施項目は16項目ありましたが、これまで福祉ガイドブックの作成、個別健康教育の推進、幕別町社会福祉協議会との連携によるボランティアの育成など、多くの事業に取り組んできたところであります。

本年度は、身体障害者の方が住み慣れた地域で就労の場を確保するために必要とされる運転免許の取得の際に、その費用の一部を助成する身体障害者運転免許取得費助成事業に新たに取り組むことといたしました。

今後も、障害をお持ちの方に対し、自立と社会参加に必要な各種福祉サービスを提供し、「生きがいと安らぎのあるまち」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉事業について申し上げます。

本年2月1日現在における本町の人口は25,663人ですが、うち65歳以上の高齢者の方は5,335人、高齢化率は20.79%となり、昨年同期に比べて184人増加し、高齢化率も0.65ポイントの上昇となっているところであります。

全国的にも高齢者の増加に伴い、福祉施策のさらなる充実が求められておりますが、その一方で、国の三位一体の改革により補助事業の見直しが行われ、本町が取り組んできた「いきいきエンジョイ教室」や「外出支援サービス」などの事業が一般財源化となるなど、財政的に非常に厳しいものがあります。

こうした状況を鑑み、敬老祝金につきましては、老人クラブ連合会をはじめ、多くの関係者の方々にご意見を聞かせていただき検討した結果、苦渋の決断ではありますが、祝金を見直すべきと判断させていただき、今定例会において条例改正を提案させていただいたところであります。

従来、80歳以上の方に祝金を毎年給付していたものを、80歳になられた方に1万5,000円を、87歳になられた方、いわゆる米寿の方に2万円を、100歳になられた方に5万円を給付しようとして改正す

るものであります。

なお、敬老会につきましては、参加対象者を平成 17 年度以降、77 歳以上の方とさせていただき、ご案内する考えであります。

また、将来的な敬老会のあり方については、今後、公区長並びに関係者の皆さん方と十分協議をさせていただきたいと考えているところであります。

次に介護保険についてであります。本年度は、計画期間を平成 15 年度から 17 年度までとした第 2 期介護保険事業計画の最終年度となります。

平成 16 年度も前年度と同様に、高齢者の増加と介護保険制度の浸透する中、サービス利用者の増加に伴い介護給付費も伸びておりますが、中でもグループホームをはじめ、福祉用具の貸与やデイサービスなどの居宅サービスの利用が多くなっている状況にあります。

このようなことから、平成 16 年度の介護給付費は当初予算額とほぼ同額で、執行率も 100%程度になるものと見込まれ、計画どおりに推移しているものと考えているところであります。

なお、本年度は、平成 18 年度から 20 年度までを計画期間とした第 3 期介護保険事業計画を策定することとなりますが、関係機関との連携と協力のもと、介護保険等運営協議会でのご審議をいただき、高齢者の方が地域で安心して暮らしていけるような計画づくりをめざしてまいりたいと考えているところであります。

次に、児童福祉について申し上げます。

急速な少子化の進行は、今後なお一層進行すると予想されており、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えております。このような少子化の流れを変えるため、国においては、4 月 1 日から次世代育成支援対策推進法が施行されますことから、本町におきましても、これら次世代育成支援の行動計画を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに成長できる環境の整備を図ってまいります。

現在、札内に設置しております子育て支援センターでは、毎日数多くの親子がセンターを利用しており、大変好評を得ているところであります。

本年度の新たな事業としては、月 1 回程度ではありますが、保健福祉センターにおいて、子どもの遊びを通じ、親同士のふれあう機会を少しでも増やし子育てに役立てていただくように、幕別あそびの広場を開設することとしており、現在行っている事業につきましても、さらなる内容の充実を図ってまいります。

また、保育所においても、保育サービスの充実や家庭への支援等が求められておりますことから、保育士等を各種研修に数多く参加させるなど、保育サービスの質の向上を図ってまいりますとともに、中・高校生と乳幼児のふれあう機会を設け、生命の大切さや家庭の役割等の理解を図るための取り組みなども推進してまいりたいと考えております。

なお、新和へき地保育所についてであります。児童数が減少しておりますことから保護者や地域の皆さんと協議をさせていただき、ご理解を得られましたので、この 3 月末をもって廃止することとし、所定の条例改正を今定例会に提出させていただいたところであります。

次に、環境衛生について申し上げます。

これまでも、町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、ごみの減量化、資源化の推進に取り組んでいるところであります。

昨年 10 月から家庭系ごみの有料化を実施いたしました。燃やせる・燃やせないごみの排出量を前年同月と比較いたしますと、全ての月で減少しており、資源ごみを含めた総排出量も減少しているところであります。

しかしながら、先に有料化導入をした市町村においては、徐々にではありますが元の排出量に戻る傾向にあるといわれているところでもあり、本町においても十分に推移を見守りながら、広報紙等を活用するなど、ごみ減量の啓発に努めまいりたいと考えております。

また、今後も、電動生ごみ処理機やコンポスト購入等の助成を継続しながら、さらなる減量化に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、住民の皆様から要望のありました、強度のアップしたごみ袋につきましては、去る2月16日から、また、10リットル用ごみ袋につきましては、3月5日から指定ごみ袋等取扱店にて販売させていただくことといたしました。

次に、省エネルギー対策について申し上げます。

地球温暖化防止のための京都議定書が本年2月16日に発効され、これに伴いまして、地球温暖化対策の推進に関する法律が完全施行されたところであります。

本町におきましては、新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOの全額補助により、平成15年度に幕別町地域省エネルギービジョンを策定し、16年度には、幕別町公共施設等省エネ事業化調査を実施したところであります。

地域ぐるみの省エネ社会の実現に向け、本年度は、省エネ意識の啓発活動を実施いたしますとともに、その取り組みをもう一步進めて、本町の地域特性にあった新エネルギー導入の可能性を明らかにするための新エネルギービジョンの策定を、引き続き、NEDOからの全額補助により実施したいと考えております。

次に、交通安全対策の推進についてであります。

痛ましい交通事故は、関係者の努力にもかかわらず、一向に減少する傾向をみせず、運転者の資質やマナーの向上が求められております。

交通事故撲滅を目指して、町民一人ひとりの交通安全意識を高めるため、交通安全教育や広報活動を実施するとともに、地域ぐるみで交通マナーを高める運動を進めてまいります。

特に高齢者の交通事故が多いことから、老人クラブ等の集まりに合わせて交通安全教室を開催させていただくなど、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、これら交通安全の取り組みにつきましては、幕別町生活安全推進協議会、各事業所や各種団体とともに、これまで同様に連携を図りながら交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、基本目標の第4は「心豊かな人と文化を育むまち」、教育、文化、スポーツの振興についてであります。

少子化や核家族化の進行など急激な社会環境の変化により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化いたしております。

こうした中で、子どもたちが将来の社会の担い手として、豊かな人間性を育み、健康でたくましく生きていくことができるよう、家庭、学校、地域社会が協力・連携しながら、それぞれの役割を果たし、より良い教育環境づくりを進めていくことが大切であろうと考えております。

また、町民一人ひとりが、自己実現と心豊かな生活を送るために、生涯にわたりさまざまな分野において学び続けることができる生涯学習社会の構築がますます重要になっていると考えます。

教育委員会との連携のもとに、本町の教育機能の充実に一層意を用いてまいりたいと思っております。

教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育委員会の方から申し上げます。

次に、基本目標の第5は「人と人がふれあうまち」、コミュニティ、交流活動についてであります。

まちづくりには、住民の相互理解とあたたかい連帯感を基礎に、活発な地域活動が展開されることが不可欠であります。

特に、居住圏を同じくする住民が、共通の認識をもって住みよい地域づくりに向けて自主的に活動することは、まちづくりの原点ともいえるものであり、この活動の広がりが、安心、安全なまちづくりにつながるものと考えております。

地域住民相互が絆を強め、ともに支えあう地域社会を形成することができるよう、引き続き、情報の提供や拠点施設の整備に努めてまいります。

次に交流活動についてであります。本町は若山牧水との縁で友好町であります宮崎県東郷町やパークゴルフを通じての神奈川県開成町との交流活動を推進いたしております。

今後とも、幅広い交流が展開できるよう取り組んでまいります。

次に、基本目標の最後であります「町民とともに歩むまち」、行政運営についてであります。

冒頭でも申し上げましたが、私は平成 11 年に町長に就任して以来、町民の皆さんと行政の協働の理念のもと、まちづくりに取り組んでまいりました。

地域の課題が多様化している中で、そこに暮らす人々がその課題を解決し、心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会を築いていくのは、地域の住民や公区、企業、さまざまな団体、そして行政による総合力であろうと考えております。

今後も、町民と行政が対等の立場で互いに連携し、協力しながら「住民と行政との協働による地域社会づくり」を一層進めてまいりたいと考えております。

本年度は、公区とのパートナーシップによる協働のまちづくり支援事業を本格的に実施するとともに、さらなる拡大を目指しての検討も進めてまいりたいと考えております。

次に情報化の推進についてであります。本町はこれまで住民記録や課税処理など行政事務については、業務用コンピュータ、いわゆるオフコンにより処理を行ってまいりましたが、合併を想定した場合、現機器の能力、システムでは処理できないことから、合併後の事務処理をサーバとパソコンによる総合行政システムにより行ってまいりたいと考えております。

新システムにつきましては、セキュリティ対策の向上に配慮したものであり、安全確実なサービスの提供を行うとともに、個人情報の保護にも配慮してまいります。

さらに公共施設を結ぶ高速なネットワーク網を整備し、合併後の総合支所や札内支所でも本庁と同様なサービスの提供を行うことができる環境づくりに努めてまいります。

次に、行政改革の推進についてであります。平成 12 年度から平成 16 年度までの計画として策定いたしました推進計画が、本年度末をもって終了いたします。

計画いたしました 62 項目全てに着手し、ほとんどの事業を実施いたしましたところではありますが、町村合併の協議の関係などから一部積み残した項目もあるため、引き続き、事務事業の見直しや組織機構の見直しを図るとともに、人件費の抑制について、職員組合と協議を進めるなど、行政改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、第 1 回定例町議会の開会にあたりまして、町政執行に臨む所信の一端を述べさせていただきました。

私は、今一度、初心に立ち返り、自分に課せられました責任と使命の重さを充分にかみしめ、自ら先頭に立って、職員と一丸となって、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりに向けて、最大の努力を重ねる決意であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町制執行方針を結ばさせていただきます。

○議長（本保証喜） この際、11時15分まで休憩をいたします。

(10 : 55 休憩)

(11 : 15 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

辺見教育委員長。

○教育委員長（辺見政孝） 平成 17 年第 1 回町議会定例会の開催にあたり、教育行政執行方針について、その基本的な考え方について申し上げ、議員並びに町民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思っております。

21 世紀も 5 年目を迎えた今日、幕別町教育委員会は、優れた知力と豊かな人間性を持ち、心身ともにたくましく、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成することを目指して教育行政を推進してまいります。

そのため、教育制度の改革、教育内容の改善や教育環境整備を図り、子供たちが自ら学び、自ら考え、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を進めます。

また、町民の誰もが、いつでも、どこでも自由に学ぶことができ、心の豊かさや生きがいを持って生活をするのできる生涯学習社会の構築を推進するとともに、学校、家庭、地域社会の連携をより一層推進し、地域の子どもは地域で育てる意識の醸成を図ります。

引き続き、21世紀を生きる子どものために「教育の風は幕別から」を合言葉に、幕別ならではの教育の創出に向けて努力をしてまいります。

以下、平成17年度の主要な施策の概要について申し上げます。

その第1は「生涯学習の推進」であります。

昨年度からスタートした第3次幕別町生涯学習中期計画に基づき、町民自らが、時代とともに多様化する生活課題を自らの学習課題としてとらえるのできる生涯学習社会の実現に向けて、誰もが学びたいことをいつでも目的を持って学び、楽しみ、喜びを得る活動とする推進体制の充実に努め、生涯各期にわたっての学習の機会を、家庭や職場、地域、学校などのあらゆる分野において提供してまいります。

また、青少年の凶悪な犯罪が新聞等を賑わすことが多くなっており、いじめ、不登校、引きこもり等、青少年を巡る問題は憂慮すべき状況にあります。

このことは、地域に住む身近な人同士のコミュニケーションの減少、地域コミュニティの空洞化などと決して無関係ではないことから、地域のコミュニティを回復させ、活気ある地域を取り戻すために、社会の問題を自分自身の問題として考える新しい公共の観点に立った自主的、自立的な地域づくりの取り組みと、その地域にかかわるあらゆる主体との協働による地域づくりへ向けた継続的な活動が必要であります。

このため、学習と実践を通じて展開される地域づくりは「生涯を通じて学び続ける生涯学習」と切り離して考えられるものではないと考え、本年度は、生涯学習の重要性をもう一度確認し、現在、生涯学習として文化活動やスポーツ活動を行っている人にも、地域づくりの担い手として重要な役割を果たしていただくため、制度化されている人材バンクの充実に努めるなど地域間連携教育の充実に目指してまいります。

また、昨年度開設した生涯学習のホームページの充実に努め、説明責任と情報の共有化を図ってまいります。

その第2は「幼稚園教育の充実」です。

幼稚園教育では、人間形成の基礎が定まる重要な時期であり、心身の健康を培う活動や幼児期にふさわしい知的発達を促すことを目標にした保育実践、保育所や私立幼稚園、小学校との交流など幼保・幼小の連携を図るため、教職員、保育士との理解と協力による運営を推進してまいります。

具体的には、異年齢児との組み合わせによるチーム保育など指導方法の改善や親と子の願いに応じたきめ細やかな指導や、満3歳児保育、預かり保育、障害児保育の実施、小学生や高齢者との交流などにより、時代に対応した幼稚園教育の充実に努めます。

また、幼稚園協議員や地域、保護者の意見を聴取し、幼稚園と地域との双方向のコミュニケーションを広げ、信頼される公立幼稚園づくりに努めてまいります。

その3は「学校教育の充実」です。

教育や社会環境の変化は、児童生徒の生活のあり方にも大きな変化をもたらし、また、都市化、核家族化、少子化の進行などにより、社会体験や自然体験が減少していることから、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、健康な身体や体力の向上など、生きる力を育成することが一層重視されています。

また、新学習指導要領に基づき、個に応じたきめ細やかな指導に努め、基礎基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考える力の育成、さらには総合的な学習の時間や教科の中での少人数指導やアシスタントティーチャー事業等、各学校の創意工夫を生かしながら、学習意欲を高め、学ぶ習慣を身につけさせるなど、魅力と特色ある学校づくりの推進に努めているところです。

具体的な方策としては、幕別町単独事業として小中13校における「生きる力を育む創意あふれる教

育活動支援事業」や、道東では初めての「小規模特認校制度」を途別小学校に導入し、その効果を高めるとともに、札内中学校には「個に応じた英語指導教育支援事業」の実施、幕小、南小、北小には新1年生対応として30人を越える学級及びLD、ADHD児童への支援策として「ゆとりいきいきパートナー事業」の継続、このほか「通学区域弾力化事業」を札内北小学校に導入し、札内東中学校と札内中学校のどちらかを選択できるようにしてから5年目を迎え、制度が定着したところです。

また、昨年度から北海道教育委員会が実施した35人学級は、引き続き白人小学校の1年生及び新たに2年生にも適用される見込みから、よりきめ細かな教育を行い基礎学習や生活習慣の定着が図られものと考えています。

次に、地域に信頼される「開かれた学校づくりと教員の資質の向上」に向けては、学校評価の取り組みを引き続き進め、積極的に情報を公開するとともに、学校ニーズに応じた教育活動に向けた人材の派遣、地域参観日の促進を図ってまいります。

また、学校協議員や地域住民の意見を聴取し、学校と地域との双方向のコミュニケーションを広げ、信頼される学校づくりに努めるとともに、新しい教育動向の中で社会変化に対応する柔軟な発想や教育課程の全体計画の策定能力、教科指導の専門的知識、そして豊かな人間性に基づく実践的指導力向上に努めてまいります。

具体的には、学校協議員による「教育ネットワーク推進会議」や「ジュニア教育委員会」の開催、新たに「幼小中連携教育」の望ましいあり方や期待される効果、また、その具体的な進め方について研究に取り組むほか、「教職員提案制度」を導入し、教職員の自発的、創造的な教育活動の奨励と教育委員会の活性化に努めてまいります。

また、学校を開くキーワードは「情報をもっと開示し、地域の人々の力を学校経営に生かすこと」と考え、そのためには外部のネットワークを学校や地域と結びつけ、地域に新しい風を吹かせる役割があるとの認識のもと、本年度新たに「教育連携支援事業」を実施するとともに、毎月19日を「幕別教育の日」として定め、この日は保護者はもとより地域の誰もが学校に参加できる日とし、その一方で家庭、地域では子どもを見守り、教え、育てる「育児の日」として、学校、家庭、地域の協力のもと、試行してまいります。

次に、学校を開くという方針にとってもう一つの課題は、セキュリティの相剋問題があります。

このセキュリティには二つの考えがあり、一つには「扉を巡らせ、学校を鍵で閉ざして守るか」、あるいは「門を開き、多数の目をさらして守るか」ですが、仮に相手が悪意で狙ってきた場合には、前者といえども完璧ではないことから、学校の取るべき道は、地域に開き、学校に参加してもらい「地域、保護者の人の目」で守るべきであるとの考えのもとに進めてまいります。

これまで、各学校においては安全を脅かす事故・事件は起こりうるという危機意識を常に持ちながら、危機管理マニュアルに基づき事故・事件を未然に防止するという取り組みや対応策、不幸にして事故・事件が発生した場合に迅速な対応ができるよう学校、家庭、地域社会、関係機関と密接な連携が取れる体制づくりに努めているところです。

さらに、通学路における安全を確保するため、安全マップの作成及び「子ども110番の家」など、情報の共有化を図り安全対策の充実に努めてまいります。

なお、学校施設の安全確保対策として、昭和56年の新耐震基準以前に建設された学校のうち、幕小、南小、北小の校舎の耐震予備調査を行う予定であります。

このほか、学校教育関係ではコンピュータ活用による授業及び情報教育の充実、昨年8月から新たに着任した国際交流員による外国語教育の充実、児童生徒及び教職員の健康管理に向けた月1回の「ノ一残業デー」の実施、食生活の正しい理解、健康増進を図る体制の充実に努めてまいります。

中でも、学校給食は児童生徒に対し、栄養バランスのとれた楽しい食事を提供することが求められています。このため昨年同様に「知育・徳育・体育」に加え「食育」を重視し、心身ともに健全な発達に資する健康的な食習慣を身につけさせるよう、給食センター栄養職員と教職員、養護教員との連携を深めながら、教科指導や給食指導を展開し食に関する教育の一層の充実に努めていきます。

また、町の主要産業である農業を生かした食農教育を行うことも必要であることから、郷土ふるさとの新鮮な地場産品を大いに利用し、郷土愛を育むとともに、安全でおいしい給食を提供するよう努めてまいります。

次に、特殊教育についてであります。近年、障害のある子どもたちを取り巻く環境が急速に変化する中で、「特殊」から「特別支援教育」への転換が求められており、一人ひとりのニーズに即応した教育の充実が課題となっています。

このため、学校、医療、労働、児童福祉などの関係機関とのネットワークづくりの構築と管理職をはじめ全教職員の共通理解を図るための研究会や研修会、指導體制の改善や教材の準備を図るため、コーディネーター1名を札内中学校に配置し、「多様な教育ニーズ推進モデル事業」を行い、教育的支援の必要な児童生徒の実態把握や個別支援計画モデルの策定など、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援のあり方等について研究してまいります。

また、いじめ、不登校児童生徒には早期発見、早期対応、相談体制の充実を図るとともに、保護者、関係者、ボランティアで組織・運営され3年目を迎える「おかゆの会」の支援にも意を用いてまいります。

その4は「社会教育の充実」です。

教育活動の基盤である家庭教育の現状は、核家族化、少子化、さらには親子のきずなの希薄化などが子どもたちの生活のあり方にもさまざまな影響を与えている中、家庭での教育の重要性を啓発するとともに、PTA活動との連携を図り、家庭教育機能の充実に努めます。

また、自分の能力や資質を何らかの形で役立てる場の一つとして、ボランティア活動への関心が高まっており、福祉や環境、自然保護などさまざまな領域で活発な活動が行われています。

今後も学社融合の理念のもと、各小中学校を含めた関係機関と連携を密にし、ボランティア活動に関する意識の啓発、体験の機会を提供しながらボランティア精神の意欲を活動に結びつけ、自主的、継続的に活動するための環境整備と人材育成に努めてまいります。

次に、図書館を通じた学習につきましては、より多くの町民の利用に応える蔵書を整備するとともに、学校における読書活動支援のため、教職員と図書館司書との交流を図るなど積極的に連携を図っていきます。

また、子ども読書推進の視点から昨年策定した子ども読書推進計画に基づき、家庭への啓発も含めた環境整備に向け、読み聞かせの会等のボランティアサークルと連携したお楽しみ読書会や紙芝居等を積極的に推進、支援するとともに、幼い頃から読書に親しむ環境づくりに努めるため「マイファーストブックサポート事業」を継続してまいります。

さらに、「読書のまち構想」の実現に向けて公民館、コミュニティセンターなどの文化施設、体育館などのスポーツ施設、病院や特養、老健などの医療機関、福祉施設、JR幕別・札内駅の協力のもと「まちの本箱」を設置し、幅広く本に親しんでもらう場と機会の拡充に努めているところです。

その5は「生涯スポーツの振興」であります。

今年は国連が定めた「体育とスポーツの国際年」ということもあり、町民が健康で明るい生活を営むために、豊かな自然、地域の特性を生かしたスポーツ活動を推進し、健康で心豊かなライフスタイルを築く「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、体育指導員や体育連盟を核とし、スポーツ及びレクリエーションの普及・振興、活動機会の提供に努めてまいります。

その6は「芸術・文化の振興、文化財等の保護・活用」についてであります。

地域の文化はそこに住む人々によって形成され、その文化によって地域の人々が育てられるという相互関係により成り立っていると考えています。

また、より豊かな文化環境を整備することが地域住民の心と生活を豊かなものにし、人々の本質的な交流が生まれ、互いを尊重しあう土壌を生み出すことから、地域や学校教育の場において優れた芸術・文化に接することが重要であります。

さらに、町民一人ひとりが優れた芸術文化に触れられるよう、文化活動にかかわる情報の収集と発

信、鑑賞、参加、創造の場や機会の拡充に努めるとともに、特色ある伝統文化継承や文化財の保護と活用、文化ボランティアの支援など、芸術・文化活動を積極的に推進する必要があります。

このため、文化講演会、芸術鑑賞会をはじめ、各種学習活動の充実を図るとともに、町民芸術劇場や文化協会、サークルの自主的な活動を支援し、育成に努めてまいります。

次に、文化財の保護と活用についてであります。現在、新しい文化の創造や発表、鑑賞の場は多くなっていますが、住み良い魅力ある地域にするためには、より個性的で地域性に富んだ文化の継承・発展が必要です。

町内には開拓の跡が下ろされて以来、地域には神社、寺、記念碑、地蔵、記念物、遺跡などの有形文化財から、獅子舞や和太鼓などの無形文化財にいたるまで数々現存していることから、これら地域に継承されてきた有形・無形の伝統文化を再認識するとともに、地域に根ざした芸術・文化財の保存収集、整理、継承を発展させることが大切であります。

このため、ふるさと館や考古館が学習・研究の場としての役割を果たすよう、さまざまな事業をボランティアスタッフの協力のもとに行うとともに、郷土の長い歴史の中で生まれ育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な先祖の財産である埋蔵文化財資料の教育的活用を図ってまいります。

また、無形文化財として指定させていただいた、故・安東ウメ子さんの「ウポポ全集DVD」を製作し、先住民族であるアイヌ文化の継承を図ってまいります。

以上、平成17年度の教育行政執行に関する概要を申し述べました。

教育行政の理念を「人を思いやる、心豊かな人づくり」におきながら、学校教育と社会教育の融合、「学社融合」のもと、生涯学習社会の一層の実現を目指し最善の努力を傾けてまいりますので、議員各位、関係諸団体、町民各位のご支援とご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針を結びます。

○議長（本保証喜） これで、行政執行方針は終わりました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第4、議案第1号、平成17年度幕別町一般会計予算から、日程第12、議案第9号、平成17年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号までの9議案については、提案理由の説明を省略し、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までの9議案については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第13、議案第10号から、日程第19、議案第16号までの7議案については、会議規則第39条第2項に規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第10号から、日程第19、議案第16号までの7議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第13、議案第10号、平成16年度幕別町一般会計補正予算を議題といたします。
説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第10号、平成16年度幕別町一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,175万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億195万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから5ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

繰越明許費の関係でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費につきましては、8款土木費、3項都市計画費の北栄大通・札内西大通街路事業、2,229万8,000円を繰越しようとするものでございます。

事業計画の変更に伴いまして、物件移転補償を行おうとするものでございますが、当該物件の移転が冬期にかかりまして、年度内に移転することが困難であることから、それに伴います用地買収費及び物件移転補償費を繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為補正でございますが、最初の電算基幹システム購入につきましては、平成17年度予算をもって導入を予定しているところでございますけれども、現在、住民票や税金の処理を行っておりますオフィスコンピュータが忠類村との合併により、能力不足となることから更新をするものであります。

電子計算機の更新につきましては、長期間準備作業を要することから、早期に発注し、準備を進める必要がありますことから、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

農業経営基盤強化資金に係る利子補給でございますけれども、農業経営基盤強化促進法に規定しております認定農業者が、効率的・安定的な経営体の育成を図るために、経営改善計画に即して行う規模拡大、その他の経営展開に必要な資金について、基準金利との差の2分の1を国、4分の1ずつを道と町が利子補給するものであります。

今回につきましては、17件の借り入れにかかります利子補給として、限度額374万8,000円を設定させていただくものでございます。

3件目の新農政推進対策資金にかかります利子補給でございますけれども、本債務負担行為につきましても、新農政推進対策資金利子補給費補助金交付要綱に規定する農業者等が、安定的な農業経営を行うために農業制度資金等を借り入れて農地を取得した場合、その金利負担を軽減することにより、経営強化を図ることを目的に、当初6年間の約定償還利息のうち、一定の利子補給をするものであります。

今回につきましては、3件の借り入れにかかります利子補給として、限度額27万2,000円を設定させていただくものでございます。

4件目の北海道農業開発公社から肉牛貸付及び譲渡契約に基づき借り受けた肉用牛に係る譲渡代金につきましては、今年度、北海道農業開発公社から導入しました貸付肉用牛14頭について、2戸の農家に貸し付けをいたしました。貸付期間は5年間であり、期間満了時に譲渡代金の支払いが伴うことから、当該代金667万2,000円につきましては、平成21年度まで債務負担行為の設定をさせていただくものであります。

5件目の大家畜経営改善支援資金に係ります利子補給でございますが、大家畜経営改善支援資金助成事業実施要項に基づき、畜産農家が経営の安定を図るために、既存借入金の償還条件の緩和と償還負担の軽減を目的に本資金に借り換えを行った場合、国・道・融資機関とともに利子補給をするものであります。

今回につきましては、利子補給限度額として144万2,000円を設定させていただくものでございます。

次に、第4表の地方債の補正でございますが、1の廃止につきましては、千住西近隣センターの外構整備事業でございますが、一般財源での対応が可能ということから廃止をするものでございます。

次のページになりますが、変更につきましては、幕別北コミュニティセンター外構整備事業から臨時財政対策債まで22の事業でございますが、事業費の確定あるいは額の確定に伴いまして変更させていただくものでございまして、全体としては570万円の減となるものでございます。

それでは、最初に歳出からご説明申し上げます。

29ページをお開きいただきたいと思います。

最初にお断りをさせていただきますが、3月の補正予算ということで、各款・項に係りまして、減額補正が大半でございます。整理的要素の予算であることもご理解をいただきたいというふうに思います。

最初に、1款議会費、1項議会費、1目議会費、21万6,000円の減額補正でございます。旅費、委託料の執行残でございます。

次のページになりますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、523万9,000円の減額補正でございます。

共済費以下委託料まで、各節の執行残でございます。

次のページになりますが、4目会計管理費、54万1,000円、臨時職員に係ります執行残でございます。

6目近隣センター管理費、244万4,000円の減額補正でございます。需用費並びに工事請負費の執行残でございます。

7目町用車両管理費、51万9,000円の追加補正でございます。需用費につきましては、燃料費の単価分、さらに修繕料につきましては車検整備にかかわる整備費用の増に伴います補正でございます。役務費につきましては、廃車手数料4台分を含む手数料の追加でございます。

次のページになりますが、10目町有林造成費、58万8,000円の減額補正でございます。工事請負費の執行残でございます。

15目交通防災費、153万9,000円の減額補正でございます。交通指導員の出席数の減による執行残。使用料及び賃借料につきましては、JR札内駅南側の駐輪場用地を取得しましたことから、借上料の執行残でございます。

次に、16目諸費、201万5,000円の減額補正でございます。報酬につきましては、公区长報酬でございますが、当初9,400戸分の予算を計上してございましたけれども、実際には公区に加入されない方もおられることから、9,278戸の公区に入られた戸数ということから、その減分について減額するものでございます。需用費については執行残でございますが、負担金補助及び交付金の中央バス路線維持費補助金につきましては、平成15年度まで8路線に対して補助をいたしておりましたが、路線統合によりまして16年度から8路線が4路線に減少したということから大きく減額補正をするものでございます。

17目の基金管理費、249万円の追加でございます。寄付金をそれぞれの目的ごとの基金に積み立てるものでございます。

18目電算管理費、95万2,000円の減額でございます。需用費以下執行残でございます。

19目近隣センター建設事業費、119万2,000円の減額補正でございますが、工事請負の執行残でございます。

次のページになりますが、5項統計調査費、1目統計調査費、92万9,000円の減額でございます。調査員の報酬の減額でございます。

6款監査委員費、1目監査委員費、22万6,000円の減額補正でございます。費用弁償の執行残でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目福祉医療費、1,400万円の減額補正でございます。重度心身障害者医療費扶助2,100万と大きく減額補正をさせていただいておりますが、これは昨年10月から実施されました制度改正等に伴い大きく減額をするものでございます。

母子家庭等医療費、700万円の追加でございますが、高額医療費に係ります追加補正でございます。

5目老人福祉費、1,202万円の減額補正でございます。8節、9節については執行残。12節の役務費につきましては取り付け、取り外し件数増に伴います手数料の追加補正でございます。

次のページになりますが、負担金補助及び交付金、扶助費等執行残に係ります減額補正でございます。

6目老人医療費、125万円の追加でございます。医療費を受ける件数の増、さらには医療の増に伴います追加補正でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、53万5,000円の減額でございます。扶助費の執行残でございます。

3目常設保育所費、48万3,000円の追加補正でございます。共済費、賃金等執行残でございますが、需用費につきましては、燃料費の単価差分、さらには修繕料といたしまして、札内南中央保育所洗面所オイル配管等の修繕にかかわります追加補正でございます。委託料につきましては、広域保育委託料でございまして、当初2名を予定しておりましたが、1名増になったことにより追加でございます。池田町に2名、帯広市に1名をお願いをいたしているところでございます。

4目へき地保育所費、22万1,000円の減額でございますが、社会保険料等については執行残。需用費、燃料の単価差等、修繕料につきましては、糠内保育所暖房機の修繕にかかわる追加でございます。

5目肢体不自由児通園訓練施設費、16万2,000円の減額補正でございます。賃金、委託料は執行残でございますが、需用費につきましては、ボイラー等の修繕にかかわります追加補正でございます。

7目児童館費、173万2,000円の減額補正でございます。共済費、賃金等執行残であります。指導員の賃金、障害児が入所されるということで追加をさせていただきましたが、現指導員の中で対応ができたということで減額をするものでございます。

8目子育て支援センター費、36万円の減額でございますが、賃金の執行残でございます。

次のページになりますが、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、88万9,000円の減額補正でございます。報酬以下執行残でございます。

2目予防費、178万7,000円の追加でございます。9節の旅費、費用弁償でございます。17年の4月1日から予防接種法が改正をされまして、ツ反、BCGにつきましては、現行4歳未満の児童について対象としておりました。今年4月1日から、生後6カ月未満、対象が変更されますことから、4歳未満の未実施者170名について接種をする機会を増やしましたことから、その当該業務に係る医師の費用弁償の追加をさせていただくものでございます。

13節の委託料につきましては、病院の方に委託しているものでございますが、それぞれ麻疹・風疹の委託人数の増、特にインフルエンザ予防接種、当初1,060名で予定をしておりましたが、2,200名ほどになるだろうと、今現在、推計をいたしておりますけれども、約倍の方々が接種をされたということで追加をさせていただくものでございます。

3目保健特別対策費、77万3,000円の追加でございます。賃金、使用料については執行残。委託料、婦人科検診の委託料でございますが、本節につきましても、当初470名の受診を予定をいたしておりました。現在の推計では約630名程度、200名弱の増が見込まれるということから追加をさせていただくものでございます。

5目環境衛生費、607万3,000円の減額補正でございます。委託料、工事請負執行残。繰出金については個別排水処理特別会計への繰出金の減額でございます。

6目水道費、696万1,000円の減額です。

次のページになりますが、簡易水道特別会計繰出金の減額でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、10万円の減額補正でございます。賃金から工事請負費までそれぞれ執行残でございますが、19節の負担金補助及び交付金、十勝環境複合事務組合負担金につきましては、昨年10月からのごみの有料化以前のごみ処理量の増大、さらにはリサイクルプラザ等への処理量の増等に伴います増額補正でございます。

次のページになりますが、5款労働費、1項労働諸費、2目雇用対策費、40万3,000円の減額補正でございます。新規就学者に対する対策として3名分当初予定をしておりました。1名の方について、6月1日に就職が決まりましたことから、その分に係ります賃金の減額をさせていただくものでございます。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、49万円の減額補正でございます。旅費の執行残でございます。

2目農業振興費、3,909万6,000円の減額でございます。負担金補助及び交付金、貸付金はゆとりみらい総合資金等の執行残でございます。

次のページになりますが、5目畜産業費、614万7,000円の減額補正でございます。備品購入費につきましては、平成12年度に導入いたしました公社貸付牛1頭事故牛の繰上償還に係ります追加補正でございます。負担金補助及び交付金のうち、酪農ヘルパー利用組合についての179万1,000円の増額補正につきましては、7名分、利用組合脱会に伴います返還分でございます。

6目の畜産基盤再編総合整備事業費、3,872万2,000円の減額でございます。事業費の確定に伴う減額補正でございます。

7目育成牧場費、76万5,000円の減額でございます。賃金以下執行残に係るものでございます。

8目農地費、181万円の減額補正でございます。消耗品以下執行残にかかわります減額でございます。

9目土地改良事業費、2,562万円の減額補正でございます。11節から工事請負費まで執行残でございまして、次のページになりますが、19節の負担金補助及び交付金については、道営事業の額の確定に伴う負担金の額の確定に伴います、それぞれ増減はございますが、総体として減額をさせていただくものでございます。

2項林業費、1目林業総務費、238万5,000円の減額補正でございます。賃金以下執行残でございます。

7款商工費、1項商工費、6目企業誘致対策費、6,693万8,000円の減額補正でございます。負担金補助及び交付金、あるいは貸付金の執行残でございます。

次のページになりますが、8款土木費、1項土木管理費、3目道路管理費、1,200万円の追加補正でございます。除雪機械の借上料でございますが、昨年12月21日に5,000万円の補正予算の議決をいただいているところでございます。補正後の除排雪作業の状況でございますけれども、団地内道路の幅が1回、幕別市街、札幌市街の排雪が1回、郡部路線だけの除雪出動が2回、地吹雪出動が5回、さらに2月20日、43センチメートル、降雪で2回の出動、三日後の23日にも16センチメートルの降雪がありまして、出動をいたしているところでございます。これらの状況によりまして、補正した5,000万円については、ほぼ使用している状況でございます。今後、1回分の出動、さらには地吹雪、路面整正、雪はね等のために1,200万円ほどの追加をさせていただくものでございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、71万9,000円の減額補正でございます。賃金以下執行残でございます。

2目道路新設改良費、290万5,000円の減額補正でございます。委託料ほか執行残でございます。

4目橋梁維持費、19万9,000円の減額補正でございます。負担金補助及び交付金の執行残でございませぬ。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、2億4,763万4,000円の追加でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

工事請負費までは執行残でございまして、繰出金として公共下水道特別会計に2億4,796万1,000円を追加するものでございますが、昨年、予算編成時に、公共下水道特別会計で資本費平準化債、いわゆる起債の元金、利子、利息にかかわります起債の発行許可額が一定程度認められるだろうという当初の起債計画でございました。そのことから、約2億4,000万円を超える金額の資本費平準化債の発行を予定しておりましたが、7月に許可要件が変わりまして、一定程度厳しい条件になってきたというようなことから、起債の発行を当初予定していたものが2億4,000万円ほど減額になったというような

ことによりまして、その起債発行分に係ります部分を一般財源として一般会計から公共下水道特別会計に繰り出しをするものでございます。本来、早い時点で、予算編成時でそれらの方針が解ればよかったですのでございますけれども、最終的に昨年の7月に確定をしたというようなことがございまして、大きく最終的にはその起債発行ができない分を一般財源に振り替えるというものでございます。

2目都市環境管理費、49万5,000円の減額補正につきましては、役務費の執行残でございます。

3目街路事業費、1,335万6,000円の減額でございます。委託料、さらには公有財産購入費でございますが、札内の北栄大通、西大通、事業費の変更のうち、年度内に道路用地の買収が進むものについて今回組み換えをし、3月中にこれら用地買収までこぎつける予定でございます。工事請負、補償補填及び賠償金については、道の事業に係りますそれぞれ執行残等でございます。

4項住宅費、2目住宅管理費、補正額はゼロでございますが、需用費、工事請負費の組み換えでございます。

次のページになります。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、163万8,000円の減額補正でございます。人件費、事務費等の減に伴います分担金の減額補正でございます。

2目非常備消防、46万1,000円の減額でございます。団費に係ります報酬、費用弁償等に係ります執行残でございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、26万9,000円につきましては、役務費の減額補正でございます。

5目国際化教育推進事業費、28万4,000円の減額でございますが、賃金にかかわります執行残でございます。

6目学校給食センター管理費、50万5,000円の追加でございます。小学校給食数の増に伴います給食材料費の追加補正でございます。

2項小学校費、次のページになります、1目学校管理費、169万9,000円の減額補正でございますが、賃金、役務費等の執行残でございます。教育活動の指導助手の賃金につきましては、当初、幕小、北小、白人の3校分をみてございました。白人小学校については、道の加配で対応していただけるということから、町としての予算措置は2名分ではよくなったことにより、1名分の減額でございます。

3項中学校費、2目教育振興費、37万8,000円の減額でございますが、扶助費の執行残でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、66万7,000円の減額補正でございますが、賃金の執行残でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、149万4,000円の減額でございますが、報酬以下執行残でございます。

2目公民館費、29万3,000円の減額でございます。執行残でございます。

3目、次のページになりますが、保健体育費、63万9,000円の減額補正でございますが、委託料以下執行残でございます。

4目青少年対策費、54万円の減額補正でございますが、賃金の執行残でございます。

5目町民会館費、20万円の追加でございますが、札内福祉センターに係ります修繕料でございます。

7目働く婦人の家費、207万6,000円の減額でございます。働く婦人の家につきましては、昨年7月から地域管理をお願いをいたしておりますことから、町で設置しておりました管理人賃金を減額するものでございます。

8目スポーツセンター管理費、41万8,000円の追加でございます。賃金については執行残、需用費につきましては照明器具等の消耗品費、燃料あるいは札内スポーツセンターの電気配線の修繕に係ります追加でございます。

10目百年記念ホール管理費、347万1,000円の減額でございますが、報償費以下執行残でございます。

次のページになりますが、11目文化財調査費、88万5,000円の減額補正でございますが、社会保険料ほか執行残でございます。

11款の公債費、1項公債費、2目利子、1,923万9,000円の減額でございます。起債償還利子につきましては、当初予算段階で2.5%の借入利率で予算計上してございました。15年度借入債です。実際に15年度借入債につきましては、1.0%から2.0%、平均金利で約1.4%で借入を行っておりますことから、その金利差を減額するものでございます。

次のページになりますが、12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、678万9,000円の減額でございます。

給料につきましては、途中退職者等、あるいは時間外勤務手当の減等執行残に係ります減額補正でございます。

次に、歳入でございますが、8ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入、1款町税、1項町民税、1目個人、2,259万7,000円の追加補正でございます。現年課税分については退職所得にかかわる町民税が約1,000万、修正申告にかかわる町民税が約400万、これらが増えたことによります増でございます。

2目法人、800万6,000円の追加でございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、1,665万9,000円の増でございますが、償却資産等の増が原因として伸びているものでございます。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、173万3,000円の追加でございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、30万8,000円の追加でございます。

次に、4項町たばこ税、1目町たばこ税、255万4,000円の追加でございます。

次のページになりますが、10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、確定に伴います2,000万6,000円の追加でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、6,042万8,000円の追加でございます。普通交付税の確定分の追加でございます。

次のページになりますが、13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金、2,714万6,000円の減額補正でございますが、事業費の確定に伴う各種道営事業の分担金の減でございます。

2項負担金、1目民生費負担金、158万円の追加でございますが、児童常設保育所保育料が主なものでございます。

2目土木費負担金、83万6,000円の減額でございます。事業に伴う減額でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務手数料、30万円の減額でございます。近隣センターの使用料でございます。

2目民生使用料、35万円の減額でございますが、へき地保育所保育料でございます。

3目衛生使用料、20万5,000円の追加につきましては、主に葬斎場使用料の増に伴うものでございます。

4目農林業使用料、192万9,000円の減額でございますが、畜産使用料、入牧料がその減の内容でございます。

5目土木使用料、27万8,000円の減額でございますが、公園施設使用料の減が主な減額の内容でございます。

6目教育使用料、78万円の追加でございます。幼稚園さらにはスポーツセンター等の使用料の増に伴う追加でございます。

2項手数料、3目衛生手数料、1,176万円の追加でございます。塵芥処理手数料、当初3,000万円で歳入を予定しておりましたが、約1,200万円の増になるということから、追加をさせていただき、増額補正をさせていただきものでございます。

4目土木手数料、110万6,000円の追加でございます。開発行為の許可申請事務手数料が追加の内容でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、155万7,000円の減額でございます。事業費の確定に伴います減額補正でございます。

2目衛生費負担金、11万7,000円の減額でございますが、保健事業の確定に伴う減額補正でございます。

2項国庫補助金、2目民生費補助金、730万4,000円の追加でございますが、各種事業の確定に伴うそれぞれの補助金の確定に伴う増でございます。

3目土木費補助金、1,018万6,000円の追加でございます。主に公営住宅の建設事業国庫補助金の増が主な増額の内容でございます。

4目教育費補助金、188万7,000円の減額でございますが、要保護・準要保護にかかわります額の確定に伴う減額補正でございます。

3項国庫委託金、3目農林業費委託金、271万円の追加でございます。土地改良に係ります委託金の増の追加でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、212万4,000円の減額でございます。それぞれ事業の確定に伴う減額補正でございます。

2目の衛生費負担金、11万7,000円の減額補正でございますが、保健事業の確定に伴う減額補正でございます。

3目農林業費負担金、13万4,000円の追加でございます。農業委員会関係に係ります事業の確定に伴う追加でございます。

4目土木費負担金、18万7,000円の減額補正でございます。地籍調査に関する補助事業です。

2項道補助金、2目民生費補助金、1,317万4,000円の減額補正でございますが、特に重度心身障害者の医療費の補助金の減が減額の主な内容でございます。

3目労働費補助金、92万1,000円につきましては、緊急雇用対策につきます事業費の確定に伴います減額補正でございます。

4目農林業費補助金、126万2,000円につきましては、土地改良事業の補助金等が主な増額の内容となっております。

3項道委託金、1目総務費委託金、250万5,000円の追加でございます。道税徴収あるいは参議院選の委託に係る増額補正でございます。

次のページになりますが、2目農林業費委託金、36万6,000円の追加につきましては、農業農村事業の取得委託金に係ります追加補正でございます。

3目土木費委託金、249万3,000円の減額につきましては、道営住宅の管理委託が減額の主な内容でございます。

4目教育費委託金、11万6,000円につきましては、社会参画体制整備事業に係る道委託金の減額補正でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、66万8,000円の追加でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1,694万円の追加でございます。緑町の公住跡地、それから幕大線の道路用地買収、国道38号線の拡幅に伴う町有地、これらの売却に係ります追加補正でございます。

物品売払収入につきましては、24万円の追加でございます。

次のページになりますが、18款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金、249万円の追加でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、1億円の減額補正でございます。今回の補正財源のやりくりの中で、基金3億3,000万取り崩しを予定しておりましたが、現段階では2億3,000万円の繰り入れで収支のバランスが図れるということから1億円の減額をするものでございます。

4目の酪農振興基金繰入金、179万1,000円については、7戸分に係るものでございます。

次のページになりますが、21款諸収入、3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅貸付金元利収入、42万9,000円の減額でございます。

4目生活環境改善設備資金貸付金元利収入については、100万円の減額補正でございます。

7目ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入については、148万円の追加補正でございます。

10目の工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、6,486万円の減額補正でございます。

4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入、23万2,000円の減額補正でございます。広域入所受託事業に係ります減額でございます。

2目農林業費受託事業収入、3,717万7,000円の減額でございますが、畜産基盤の事業確定に伴います減額でございます。

3目土木費受託事業収入、1,447万8,000円の減額でございますが、道の札内南大通、札内9号に係る事業費の確定に伴う減額でございます。

5項雑入、4目雑入、5,165万3,000円の追加でございます。

次のページになりますが、主なものとしたしましては、雑入の6節の一番最後、ホクレン十勝食品工場用地の精算金、5,500万円が追加の主な内容となっております。

22款町債、1項町債、1目総務債、780万円の追加でございます。起債につきましては、事業の確定に伴う増減でございます。

2目衛生債、90万円の追加でございます。

3目農林業債、890万円の減額補正でございます。

次のページになりますが、4目土木債、3,970万円の追加でございます。

5目減税補てん債については、20万円の減額補正でございます。

6目臨時財政対策債につきましては、4,680万円の減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） この際、13時15分まで休憩いたします。

(12:13 休憩)

(13:14 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計補正予算に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算から、日程第19、議案第16号、平成16年度幕別町水道事業会計補正予算までの6議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第11号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,242万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、139万4,000円の追加補正で

ございます。高額医療費拠出金、額の確定に伴います増額補正でございます。

続きまして、歳入でございますが、4ページにお戻りいただきたいと思えます。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、32万5,000円の増額補正でございます。

次のページになりますが、2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金、34万9,000円でございます。歳出に伴う国の負担分の増額補正でございます。

次のページになりますが、4款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、34万9,000円の追加でございます。国同様、歳出に伴う道負担分の追加補正でございます。

次のページになりますが、10款連合会支出金、1項連合会補助金、1目超高額医療費共同事業交付金、37万4,000円の追加でございます。連合会の方から支出されるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

9ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第12号、平成16年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,767万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、10ページ、11ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思えます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

23ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出、1款総務費、3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、52万8,000円の減額補正でございます。報酬から役務費に係る執行残でございます。

2目認定調査等費、43万円の減額補正でございます。

次のページになりますが、共済費から旅費に至る執行残でございます。

4項介護保険運営等協議会費、1目介護保険運営等協議会費、25万1,000円の減額補正でございますが、報酬以下需用費に係る執行残でございます。

2款保健給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、3,412万1,000円の追加でございます。居宅介護サービスにつきましては、訪問介護が予定しております額よりも57%の増、さらには通所リハビリが当初予定よりも32%の増、これらの増に伴います増額補正でございます。

2目施設介護サービス給付費、2,897万5,000円の減額補正でございます。主に老健施設につきましては、当初月平均75名の入所を見込んでおりましたが、結果として月平均58名、さらには療養型医療施設、当初35名の予定をしておりましたが、月平均30名というようなことで、実際に施設サービスを使われる利用者の減に伴います減額補正でございます。

3目居宅介護福祉用具購入費、56万2,000円の減額は執行残でございます。

次のページになりますが、4目居宅介護住宅改修費、47万5,000円の追加でございます。1件あたりの費用の増に伴う補正でございます。

5目居宅サービス計画給付費、353万1,000円の増額補正でございます。サービス受給者の増、10%ほどの増になりましたことから、増分について補正をするものでございます。

2項支援サービス等諸費、2目居宅支援福祉用具購入費、26万6,000円の減額補正でございます。執行残でございます。

3目居宅支援住宅改修費、39万8,000円の追加補正でございますが、1件あたりの費用の増に伴う増額補正でございます。

4目居宅支援サービス計画給付費、67万1,000円の追加でございます。当初の予定しておりましたサービス受給者数7%の増に伴います増額補正でございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、19万9,000円の減額補正でございます。審査手数料単価の引

き上げによります減額補正でございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、20万5,000円の追加でございますが、対象者の増によるものでございます。

29ページになりますが、4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、131万円の追加でございます。平成15年度の保険給付費等の確定に伴いまして、繰越金のうち、介護にかかわる分については余剰金として基金に積み立てるものでございます。

歳入でございますが、12ページへお戻りいただきたいと思っております。

1款保険料、1項介護保険料、1目第一号被保険者保険料、144万2,000円の減額補正でございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、20万2,000円の減額でございますが、歳出の減に伴います負担金の減でございます。

次にページになりますが、3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、1,000円の補正でございます。納付証明等の手数料の増額補正でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、9,000円の減額補正でございます。事業費の確定に伴いますそれぞれの費目による増減でございます。

2項国庫補助金。次のページになりますが、1目調整交付金、補正額はゼロでございますけれども、歳出の増減に伴います充当するそれぞれの事業にかかわって増減をさせていただくものでございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、19万1,000円の追加でございますが、本目につきましても、事業の確定等に伴いまして、それぞれ該当するところの増減を補正するものでございます。

次のページになりますが、6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、117万5,000円の追加でございます。これも介護給付費の道負担分について、事業の増減に伴います補正でございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、132万9,000円の減額でございますが、町分について、それぞれ減額になったものについての減額補正でございます。

次のページになりますが、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、831万9,000円の増額補正でございます。事業費の増に伴いまして、それぞれの費目に充当するべく繰り入れをするものでございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、277万6,000円の追加でございますが、前年度繰越金でございます。

次のページになりますが、10款諸収入、3項雑入、4目雑入、2万円の追加でございますけれども、審査の判定費用、生保世帯分については、北海道から支給されますことから、北海道からの収入について、雑入で増額補正するものでございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

30ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第13号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ393万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,097万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項の区分につきましては、31ページ、32ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思っております。

最初に、歳出でございますが、37ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出、1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、393万円の減額補正でございます。役務費以下原材料費まで執行残でございます。23節の償還金利子及び割引料、起債償還利子につきましては、一般会計同様、借入利率の低減によります減額補正でございます。

次に、歳入でございますが、33ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、25万円の減額でございますが、量水器あるいは

移設調査の負担金の減に伴う減額補正でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、228万円の追加でございます。それぞれの地区の使用料の増に伴うものでございます。

2 項手数料、1 目手数料、17万7,000円の増額補正でございます。設計手数料であります。

次のページになりますが、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、696万1,000円の減額補正でございます。

5 款諸収入、1 項消費税還付金、1 目消費税還付金、82万4,000円の増額補正でございます。

以上で、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

39ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第14号、平成16年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,326万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,867万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、40ページ、41ページにございます。第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

債務負担行為の補正でございますが、42ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表債務負担行為、公共下水道建設事業であります。国庫債務負担行為によりまして、早期発注をすべく、平成17年度予算に対応すべく限度額6,000万円として定めるものでございます。

次に、第3表地方債の補正でございます。

変更でございますが、公共下水道建設事業につきましては、事業費の確定に伴います起債の減、資本費平準化債につきましては、元金分、利子分とも起債発行の要件の変更に伴いまして、減額をするものでございます。

全体としては2億7,470万円の変更により減額となるものでございます。

最初に、歳出でございますが、49ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、312万9,000円の追加でございます。十勝環境複合事務組合の負担金でございますが、使用料の増に伴います負担金の増でございます。

次のページになりますが、2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、7,262万4,000円の減額補正でございます。工事請負費6,500万大きく減額となっております中身につきましては、幕別大樹線の事業に伴います道の事業による雨水幹線の移設工事が本年度実施予定でございましたけれども、道の事業の事情によりまして、次年度以降に変更されたことに伴います減額が主な減額の中身となっております。それ以外につきましては執行残でございます。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、20万円の減額補正でございますが、役務費の執行残でございます。

2 目札内中継ポンプ場管理費、30万3,000円の追加でございます。使用料の増に伴います電気料の追加補正でございます。

次のページになりますが、3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、387万2,000円の減額補正でございます。先ほど来ご説明しておりますように、借入利率と予算利率との差を起債償還利子として減額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、43ページをお開きいただきたいと思っております。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、35万1,000円の追加でございます。受益者負担金の増に伴うものでございます。

次のページになりますが、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、563万1,000円の追加でございます。札内処理区の使用料の増に伴うものが主なものでございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2 億4,796万1,000円の追加でございます。公債費の元金利子に充当すべく資本費平準化債の許可額の減に伴う一般会計からの繰入でございます。

次のページになりますが、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、208万9,000円の追加でございます。前年度繰越金であります。

6款諸収入、2項消費税還付金、1目消費税還付金、500万円の減額補正でございますが、支払い部分の消費税あるいは歳入とされる消費税、本来でありますと、支払い部分が多いということから、当初500万円の歳入を見込んでおりましたけれども、実質的には精算の中で消費税の還付金がないということから減額をさせていただくものでございます。

3項雑入、1目雑入、4,959万6,000円の減額補正でございますが、歳出でご説明しましたように、幕別大樹線の雨水幹線の移設工事補償費の減に伴うものでございます。

次のページになりますが、7款町債、1項町債、1目都市計画事業債、2,980万円の減額補正でございます。事業費の確定に伴うものでございます。

2目資本費平準化債、2億4,490万円の減額でございますが、先ほど来申し上げておりますように、許可額の変更に伴いまして、減額をさせていただくものでございます。

以上で、公共下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

53ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号、平成16年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ787万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,641万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、54ページ、55ページにあります第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の補正でございますが、56ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正、変更でございます。個別排水処理施設整備事業費の確定に伴いまして、520万円の減額をすべく変更をするものでございます。

続いて、歳出でございますが、62ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、27万4,000円の減額でございますが、負担金補助及び交付金の執行残でございます。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理施設費、445万円の減額でございますが、工事請負費の執行残でございます。

2項排水処理管理費、1目排水処理管理費、211万3,000円の減額補正でございますが、役務費ほか委託料の減額補正でございます。

次のページになりますが、3款公債費、1項公債費、2目利子、103万5,000円の減額でございますが、起債償還及び一時借入金の利子の減額補正でございます。

次に、歳入でございますが、57ページをお開きいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、21万1,000円の増額補正でございます。受益者分担金であります。

次のページになりますが、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、10万9,000円の減額補正でございます。

次のページになりますが、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、494万9,000円の減額補正でございます。

次のページになりますが、5款諸収入、2項消費税還付金、1目消費税還付金、217万5,000円の増額補正でございます。

6款町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債、520万円の減額補正でございます。

以上で、個別排水処理特別会計の説明を終わらせていただきます。

65ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号、平成16年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

最初に、収益的収入でございますが、第1款水道事業収益既決予定額、4億7,849万6,000円に、1,087万2,000円を追加し、4億8,936万8,000円と定めるものでございます。

収益的支出につきましては、第1款水道事業費用既決予定額、6億3,744万円から、427万4,000円を減額し、6億3,316万6,000円と定めるものでございます。

次に、資本的収入でございますが、第1款資本的収入既決予定額、3億7,322万6,000円から、2,913万4,000円を減額し、3億4,409万2,000円と定めるものでございます。

資本的支出につきましては、第1款資本的支出既決予定額、5億5,949万9,000円から、3,665万6,000円を減額し、5億2,284万3,000円と定めるものでございます。

次のページになりますが、起債の変更でございます。

配水管の布設整備事業、事業費の確定に伴いまして、930万円ほど減額をするものでございます。

最初に、収益的支出でございますが、68ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、101万8,000円の減額でございますが、手数料の執行残でございます。

2目排水及び給水費、28万5,000円の減額補正でございますが、委託料の執行残でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、132万8,000円の減額でございますが、企業債の利息、さらには一時借入金の利息の執行残でございます。

3目の消費税につきましては、164万3,000円の減額をするものでございます。

前のページに戻りまして、収益的収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1,043万4,000円の増額補正でございます。

3目その他営業収益、43万8,000円の追加でございますが、加入者負担金等でございます。

続いて、資本的支出でございますが、71ページをお開きいただきたいと思います。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、2,328万4,000円の減額補正でございますが、配水管の布設替工事等執行残、さらには国道38号線の拡幅事業が次年度以降になりましたことから、その部分にかかわります工事部分の減額補正が主な内容となっております。

2目営業設備費、924万3,000円の減額補正でございます。工事請負費以下執行残でございます。

20目第三次拡張事業費、412万9,000円の減額でございます。委託料、工事請負費の執行残でございます。

前のページになります。

資本的収入でございます。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、930万円の減額補正でございます。事業費の確定に伴うものでございます。

6項負担金、1目負担金、1,983万4,000円の減額補正でございますが、国道38号線に係ります水道管の移設工事負担金の減額をするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、6議案について一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第11号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第12号、平成16年度幕別町介護保険特別会計補正予算案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第13号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計補正予算案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第14号、平成16年度幕別町公共下水道特別会計補正予算案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第15号、平成16年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第16号、平成16年度幕別町水道事業会計補正予算案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長(本保証喜) 日程第20、議案第17号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について、日程第21、議案第18号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、日程第22、議案第19号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議についての3議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第17号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について、議案第18号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、及び議案第19号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議についての3議案につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

忠類村との合併協議につきましては、これまで任意合併協議会、法定合併協議会を通じ、約1年半にわたり、真摯な協議を積み重ねてまいりましたが、その結果、2月3日の第17回合併協議会において、すべての合併協定項目に関する協議が終了いたしました。

その後、2月14日から16日まで、6会場において住民説明会を開催いたしますとともに、出前講

座や公共的団体との意見交換の結果を踏まえまして、去る2月25日、合併協議の集大成として、全44項目の協定内容を取りまとめた合併協定書の調印を執り行ったところであります。

この合併協定調印によりまして、忠類村との合併に当たってのすべての条件が整いましたことから、本日、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合についてほか2件の町村合併の関連議案を提出させていただくこととなったものであります。

ここで、今回の町村合併の背景やその理由を総括させていただきますと、地方分権による権限委譲や少子高齢化の進行、住民の生活圏の広域化、住民ニーズの高度化といった社会情勢の変化に伴い、基礎的自治体である市町村におきましては、一層の行財政基盤の強化と政策形成能力の向上、さらには、広域的な行政サービスの提供といった諸課題への対応が急務となっていたところであります。

本町と忠類村は、町村合併がこうした課題対応への最も有効な手段であるという共通認識のもと、お互いが信頼し、尊重し合いながら、真摯に合併協議を進めてまいりましたが、そのような中で、合併協議関係者はもとより、2町村の議会や住民の皆さんからも十分に納得いただける着地点に到達することができたものと考えているところであります。

また、協議の過程におきましては、それぞれの町村ごとに、住民説明会や出前講座の開催をはじめ、各種広報媒体を通じて情報提供に努めたことにより、住民みなさんとの合意形成を図ることができたものと考えているところであります。

議員各位におかれましては、これまでの合併協議において、高い見識からのご判断をいただいていたところであり、この場をお借りし、心から感謝申し上げますとともに、合併施行へのさらなるご理解ご御協力を切にお願い申し上げます。

今議会におきまして、合併関連議案の議決をいただきましたなら、直ちに北海道知事に対して合併申請を行うこととしておりますが、道議会における議決・知事の決定を経まして、8月下旬には、総務大臣による合併の告示がなされるものと見込んでいるところであります。

今後の町議会における手続といたしましては、12月定例会までに、合併準備にかかわる補正予算案や合併に伴う条例改正案などをご審議いただくほか、合併協議会廃止議案や忠類村からの引き継ぎ補正予算案など、合併関連の議案をご審議いただく予定としているところであります。

このような手続を踏まえまして、来年2月の合併を目指していくこととなりますが、円滑な合併施行に向け、準備作業には万全を期してまいりたいと考えております。

また、合併後は、新町まちづくり計画の将来像であります「人と大地が躍動し、みんなで築く、ふれあいの郷土」を目指し、まちづくりの主人公である町民が、真に幸せが実感できるよう、幕別町に住んでよかったと思えるような、最大限の努力を傾けてまいる所存であります。

それでは、個々の議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧くださいと思います。

議案第17号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合についてであります。これは北海道知事に廃置分合申請をすることにつきまして、地方自治法第7条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の2ページをご覧くださいと思います。議案第18号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議についてであります。これは合併に伴い、地方自治法第7条第4項の規定により、忠類村の財産をすべて幕別町に帰属させることについて、両町村で協議のうえ定めることにつきまして、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の4ページをご覧くださいと思います。議案第19号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議についてであります。これは合併に伴い、忠類村の議会の議員が、幕別町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き幕別町の議会の議員として在任することについて、両町村で協議のうえ定めることにつきまして、市町村の合併の特例に関する法律第7条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、お諮りいたします。

3議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、3議案については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第17号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について、議案第18号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議案第19号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議についての3議案は、市町村合併調査特別委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第23、議案第25号、幕別町税条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第23、議案第25号、幕別町税条例の一部を改正する条例については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第23、議案第25号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第25号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料20ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、不動産登記法の改正により、これに伴う「不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成17年3月7日から施行されることに伴いまして、幕別町税条例の一部を改正するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第54条につきましては、「土地登記簿」及び「建物登記簿」が「登記簿」に改められたことによる改正であります。

議案の説明資料、21ページになりますけれども、第72条につきましては、不動産登記法の改正による、適用条項をそれぞれ改正するものであります。

なお、先ほど説明しましたように、本条例は法律の施行にあわせまして、平成17年3月7日とするものでございます。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第26号、幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 議案第26号、幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料、23ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の改正につきましては、従前、80歳以上90歳未満の方に1万5,000円、90歳以上の方に2万円を毎年支給していましたものを、80歳の方に1万5,000円、87歳の方に2万円を支給しようとするものであります。

なお、87歳といたしましたのは、米寿、すなわち数え年88歳の方に支給しようとするものであります。

また、これまで100歳になられた方の長寿祝金につきましては交際費から対応をしておりましたが、このたびの改正にあわせて、支給根拠を明らかにするため、敬老祝金として支給する旨規定をするものであります。

敬老祝金につきましては、長寿を祝福し、あわせて町民の敬老思想の高揚を図ることを目的に支給をしていたものでございますけれども、高齢者人口の増加に伴い、福祉施策のさらなる充実が求められてきており、あわせて多くの自治体で敬老祝金全般の見直しが行われてきている状況であります。

このようなことから、本町においてもこれまで高齢者福祉施策全般からの検討を重ねた結果、敬老祝金についても見直しが必要と判断し、今回、改正を行おうとするものであります。

なお、本条例の改正に関しましては、かねてから老人クラブ連合会をはじめ、関係機関とも協議をさせていただいており、ご理解をいただいているものと思っております。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第2条につきましては、支給要件を規定しているものでございますが、第1号が年齢80歳の方に、第2号が87歳の方に、第3号が100歳の方にそれぞれ敬老祝金を支給するものとしております。

第3条につきましては、祝金の額を規定しているものでありますが、80歳の方が1万5,000円、87歳の方が2万円、100歳を迎える方が5万円とするものであります。

第4条につきましては、支給の時期を規定しているものであり、80歳の方、87歳の方は9月に支給し、100歳に達する方は誕生日又はその日以後において町長が定める日に支給するものであります。

現行条例第6条につきましては、翌年以降の支給資格の喪失を規定したものでありますが、改正条例第2条で支給要件を定めたことにより該当者は当該年に限られますことから、第6条を削り、第7条を第6条とするものであります。

なお、本条例につきましては、平成17年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、お諮りいたします。

議案第26号については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第26号、幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

日程第25、議案第28号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

- 助役（西尾 治） 議案第 28 号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料、26 ページをお開きいただきたいと思います。

公共下水道事業につきましては、地方公営企業法に基づく事業であります。幕別町をはじめとする町村規模の事業におきましては、特別会計で運営されているのが通常でございます。

経営の基本は独立採算、受益者負担を原則として運営されるべきものでございますが、現状は維持管理経費、あるいは企業債の償還利息などの増加によりまして、一般会計の繰出金が年々増加を続けております。

平成 15 年度決算におきまして、7 億 5,358 万 7,000 円の繰出しを行っている状況でございます。

したがって、公共下水道事業経営の健全化と料金の適正化を図るべく、使用料の改定につきまして、幕別町使用料等審議会に諮問をし、2 月 21 日に答申をいただきましたことから、このたび使用料の改定を行うべく、提案をさせていただくものでございます。

改正の内容につきましては、一般用の汚水につきましては、現行基本料金、10 立方メートルまで 1,160 円、超過料金につきましては、1 立方メートルあたり 117 円でありましたものを、改正条例では基本料金 10 立方メートルまでを 1,334 円、超過料金につきましては 1 立方メートル当たり 134 円に、また、公衆浴場用の汚水につきましては、現行基本料金では 100 立方メートルまでは 2,912 円、超過料金につきましては、1 立方メートル当たり 30 円でありましたものを、改正条例では基本料金 100 立方メートルまでを 3,348 円、超過料金につきましては 1 立方メートルにつきまして、34 円に改正をしようとするものであります。

今回の改正によりまして、基本料金、超過料金、それぞれ 15%の増額となるものであります。

議案書の 17 ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。附則で平成 17 年 4 月 1 日から施行することとし、経過措置として改正後の使用料については、6 月以後に算定された使用料、すなわち、7 月分の使用料から適用しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、お諮りいたします。

議案第 28 号については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 28 号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

- 議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 26、発議第 1 号、平成 17 年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書については、会議規則第 39 条第 2 項に規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 26、発議第 1 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第26、発議第1号、平成17年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木芳男議員。

○12番（佐々木芳男） 発議第1号。

平成17年3月2日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員佐々木芳男。

賛成者、幕別町議会議員古川稔議員、同じく永井繁樹議員、同じく乾邦広議員、同じく中橋友子議員。

平成17年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成17年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書。

北海道及び十勝の酪農・畜産は、専業経営を主体として発展し、乳業・食肉加工業などの関連産業と共に地域を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかし、近年、食の安全・安心に対する国民の関心が高まる中で、消費者から信頼される生産から流通・消費までの体制確立が求められるとともに、環境保全を重視した酪農・畜産を推進することが必要となっています。

また、WTO農業交渉など国際化の進展や新基本計画などの策定に向けた論議が進められる中で、国内の酪農・畜産においても、国際競争力を高めながら、畜産環境問題に適切に対応し、担い手の育成や安全・良質な畜産物の安定的な生産を図り、持続可能な農業生産活動に取り組むことが強く求められています。

つきましては、国内酪農・畜産の持続的な発展と生産者の経営安定に向けて積極的な政策支援を推進されますよう、下記の通り要望いたします。

記。

1、酪農・畜産基本政策について。

1、WTO農業交渉に当たっては、国内の酪農・畜産が将来にわたって安定的に持続できるような適切な国境措置の確保(上限関税設定の拒否、国家貿易制度や特別セーフガード等の維持)や国内支持に関する適切な規律の確保(現実的なAMS水準の設定と緑の政策の要件見直し)を図ること。

2、自由貿易協定(FTA)交渉に当たっては、酪農・畜産及び地域社会・経済に重大な影響を及ぼさないよう、関税撤廃の例外品目の設定など国内農業・農村の維持の視点に立った確固たる姿勢で臨むこと。

3、国内の酪農・畜産が、国際化の進展に対応しながら、「牛・草・土」の調和による資源循環型の大家畜生産の実現を図り、担い手が将来にわたって優良農地を保全しながら安定した経営を持続していくために、国際的な規律に対応できる「経営所得安定政策」と農業の多面的機能の維持・管理行為に対する「環境等直接支払政策」を早急に確立すること。

特に、土地利用型酪農推進事業については、緑の政策の新たな直接支払制度として位置付けを図り、拡充強化するとともに、必要な財源の確保を図ること。

2、平成17年度畜産物価格について。

1、加工原料乳生産者補給金については、生乳の再生産確保および乳成分・乳質向上の生産者努力、酪農経営の安定と体質強化などに十分配慮し、現行単価を基本に適切に決定すること。

また、限度数量は、酪農家の生産意欲や国内の牛乳乳製品の自給力向上に向けた政策方針などに配慮して、適切に決定すること。

2、牛肉及び豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情を踏まえ、経営の安定と再生産の確保の観点から、現行を基本に適切に決定すること。

3、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格及び合理化目標価格は、再生産の確保と経営の安定の観点などから、現行を基本に適切に決定すること。

特に、乳用種保証基準価格の新たな算定ルールの導入にあたっては、再生産の確保と経営安定などに十分配慮し、生産者努力が報われるよう適性に決定すること。

3、平成17年度酪農・畜産関連施策について。

1、生乳及び乳製品需給の安定を図るため、飲用牛乳、脱脂粉乳、チーズ、液状乳製品等の国産牛乳・乳製品の新たな需要創出、需要拡大に向けた支援対策を継続強化すること。

2、「家畜排せつ物法」の遵守に向け、応急的な対応を図った畜産農家の施設整備を推進するため、畜産環境整備(2分の1補助付)リース事業を17年度以降も継続すること。

また、規模拡大などに伴う処理施設の能力向上を図るための支援対策を講じること。

3、酪農家の過重労働の解消や定期休日の確保などに重要な役割を果たしている酪農ヘルパー及びコントラクター組織の利用拡大などに対する支援事業を継続すること。

4、BSE清浄国となるまでは、BSE全頭検査を継続すること。米国産牛肉の拙速な輸入再開は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成17年3月2日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書は、原案のとおり決定いたしました。

[陳情付託]

○議長(本保証喜) 日程第27、陳情第1号、公的書類に於いて「性別欄」取り扱いと、当事者を交えた協議機関の設置に関する陳情、日程第28、陳情第2号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出を求める陳情は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

議事の都合により、明3日から8日までの6日間は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、3月3日から3月8日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

[散会]

○議長(本保証喜) 本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月9日、午前10からであります。

(14 : 12 散会)

第 1 回 幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成17年第 1 回 幕別町議会定例会
(平成17年 3 月 9 日 9 時58分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条, 第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

3 番 野原恵子 4 番 牧野茂敏 5 番 前川敏春

日程第 2 一般質問 (10名)

15 芳滝 仁	18 伊東昭雄	16 中野敏勝	10 前川雅志
17 永井繁樹	7 堀川貴庸	3 野原恵子	8 乾 邦広
1 豊島善江	2 中橋友子		

会 議 録

平成17年第1回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成17年3月9日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 3月9日 9時58分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

助 役 西尾 治

収 入 役 小野成義

代表監査 市川富美男

教育委員長 辺見政孝

教 育 長 沢田治夫

総務部長 新屋敷清志

企画室長 金子隆司

民生部長 石原尉敬

経済部長 中村忠行

建設部長 三井 巖

教育部長 藤内和三

札内支所長 瀬瀬良征

総務課長 菅 好弘

企画参事 羽磨知成

企画参事 飯田晴義

町民課長 熊谷直則

税務課長 久保雅昭

健福祉センター所長 佐藤昌親

農林課長 増子一馬

商工観光課長 本保 武

土木課長 田中光夫

土地改良課長 角田和彦

施設課長 小野典昭

水道課長 前川満博

都市計画課長 高橋政雄

糠内出張所長 横山義嗣

会計課長 堂前芳昭

車両センター所長 橋本孝男

経済部参事 古川耕一

学校教育課長 飛田 栄

生涯学習課長 長谷 繁

図書館館長 平野利夫

給食センター所長 加藤光人

監査事務局長 森 広幸

農業委員会事務局長 長屋忠弘

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

3番 野原恵子 4番 牧野茂敏 5番 前川敏春

議 事 の 経 過

(平成17年3月9日 9:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番野原議員、4番牧野議員、5番前川敏春議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

最初に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○15番（芳滝仁） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

「協働のまちづくり支援事業」を含めた今後の公区行政について。

幕別町では、平成17年度より本格的に「協働のまちづくり支援事業」がはじまり、町民がまちづくりに積極的に参加する地方分権型の行政を目指すこととなります。

それは、今後のまちづくりにとって、正しい方向性であり、大変大切なことと思いますが、次の点について質問をいたします。

1、現在、幕別町には98公区あり、6世帯の公区から306世帯の公区まであります。

その中で、30世帯までの公区が28あります。

地域的なことで難しい問題があると思いますが、協働のまちづくりの推進を考えると、町村合併を機にできるだけ公区の再編を行うべきだと思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

2、公区長報酬と公区運営費の今後のあり方について、お伺いしたいと思います。

3、協働のまちづくりの基本的な考え方は、自主的な公区行政の推進だと思います。

それについては、町の職員の方々も公区活動に積極的に参加し、協働のまちづくり支援事業を推進することが大切だと思います。もって、その範を示すことが大切だと思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

協働のまちづくり支援事業について、全体的にもう少し細やかな配慮が必要だと思いますが、特にまちづくりについては、まず、地域コミュニティが最も大切です。地域コミュニティ支援については、支援を厚くし、公区の周年事業等についても支援をすべきだと思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

協働のまちづくり支援事業を含めた公区行政についてであります。

はじめに公区の再編についてであります。本町では昭和32年に町行政の民主+的かつ効率的な運営を図ることを目的として「幕別町行政区設置条例」を定め、これまで住民自治の中核組織として運営されているとともに、行政区を代表する公区長が住民と行政との連絡調整、あるいは住民要望等の進達、

具現化など住民と行政とのパイプ役・窓口として活動していただいているところであります。

お話しがありましたように、幕別町には現在 98 の行政区が設置されておりますが、本町の場合行政区設置条例上の「公区」と住民自らが会費等を徴収し運営を行っております「町内会」が同じ地域範囲をもって設置・運営されております。

このことから、行政区及び町内会の設置及び分割・統合につきましては、地域に居住する住民自らの考え方にに基づき行われているのが実情でありまして、行政としてそれらを指導するといったことは、住民自治を推進する立場から難しいものもあるわけでありまして、公区戸数の増大や、逆に減少等によって、公区活動に支障をきたすような場合につきましては、従前もそうでありまして、地域と十分相談させていただきながら、対応をしてみたいというふうに考えております。

今後のまちづくりを行う上で、これまでも増して、住民と行政が協力し、まちづくりを行うことが必要であり、このことが住民自治の振興を図る上で重要であろうと認識いたしておりますので、今後とも行政として公区活動について支援いたしてみたいと思っております。

次に、公区長報酬と公区運営費に対する今後のあり方についてであります。今般新年度予算に「協働のまちづくり」を行うための支援事業を実施いたすべく予算を計上いたしましたが、これら多くの事業は当然ながら公区の負担も伴うわけでありまして。

このことから、現在公区長の代表者 12 名によりまして「協働のまちづくり検討委員会」において、事業を効果的に行うための公区の財源確保、さらには住民自治の振興のための財源確保といった面からも、公区運営費のあり方について検討を行っているところであります。

また、公区長報酬につきましても、公区長は公区を代表し、さまざまな仕事を行っていただいておりますが、公区長会議などでも、公区長報酬のあり方についていろいろなお意見等が出ておりますことから、これにつきましても同様に協働のまちづくり検討委員会において、現在検討いただいているところであります。

さらに、幕別町と忠類村との合併の面からも、公区運営費及び公区長報酬につきましては、両町村に差異がありますことから、今後、両町村において、合併に向けた事務事業の調整の中においても検討し、平成 17 年度中に一定の結論を出してみたいと考えております。

次に、「協働のまちづくり支援事業」に職員の積極的な参加をとることでありますが、私は常に職員に対して公区活動など地域の活動については積極的に参加するよう指示いたしているところであります。

このことから、「協働のまちづくり支援事業」につきましても、今後の住民自治の振興上大きな柱となりますことから、引き続き職員に対し積極的に地域活動等に参加するよう指導してみたいというふうに考えております。

最後に、「協働のまちづくり支援事業」に公区のいわゆる何周年記念事業といった周年事業等を支援すべきではとのご意見であります。協働のまちづくり検討委員会の中でも「公区の周年事業」についていろいろ意見があり検討させていただきましたが、総体の意見としては「現状においても各公区で独自に積み立て等を行い実施していただいておりますことから、特段支援は必要がないのではないか」というような意見がありました。今回の事業項目として取り組まないこととした経緯があります。

これまで、本事業に関する説明等を地区別の公区長会議や出前講座などを通じていろいろ行ってまいりましたが、その中で、協働のまちづくり支援事業の事業内容あるいは推進策等についてさまざまなご意見をいただきました。

今般、事業化しました協働のまちづくり支援事業につきましては、住民と行政が「ともに考え、ともに行動する」ことを基本的な考えとしておりますことから、今後も事業内容あるいは事業推進策等につきましては、住民の皆さん方のご意見を十分伺いながら、住民意識の醸成を図るべく事業内容の拡充等を図ってみたいと考えております。

以上で、芳滝議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○15番（芳滝仁） 再質問させていただきます。

第1点の公区の再編ということでございますが、協働のまちづくり事業を推進する場合、やはり6世帯、9世帯の公区が10世帯以内では二つの公区があります。

公区としてまちづくりをしていくということにつきましては、ある程度の世帯数と申しますか、人数があって、そのまちづくりをしていけるという、少なれば少ないだけ負担が多くなりますし、大変なことになりますから、合併を機に再編をしていくべきだというふうに思うわけでありましてけれども、町長がおっしゃいますように、その地域、地域の自主性と申しますか主体性でありますから、その辺の一つの課題などがあるかと思えますけれども、まちづくりの推進のその話し合いの中で、そういうことを課題として、ひとつ提案をされていくお考えがあるのかどうか、お伺いをさせていただきたいと思えます。

公区長報酬と公区運営費のあり方につきましては、町長がおっしゃったとおりであろうかと思えますけれども、ずっと町長のご答弁の中で、運営費につきましては、広報等の配布にかかわるひとつの費用が主だと、そういうことを何遍もご答弁なさっていらっしゃるわけでありましてけれども、実際は公区の会計に入れて、そしていろんな意味で柔軟に対応しまして、その運営費を使用されている公区がほとんどであろうかと思えます。その辺の、ひとつの運営費の性質と申しますか、いろいろお伺いいたしましたら、そうしたらそういう手数料と申しますか、そういうことにしか使えないのかとおっしゃる方もいらっしゃいますし、うちの公区はそういうことはしていないと、班長だとかほかの部長だとか、そういうところに手当はしていないのだと、全部運営費にまわしているのだと、公区の活動のためにしているのだという公区がたくさんあるわけでありまして、その辺の運営費の性質につきまして、今、おっしゃいましたように、お金がかかりますから柔軟に推進事業のために、使用していける形で設定をされていくのか、その辺のひとつの内容につきましても検討されていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

町の職員の公区の活動の参加ということですが、今でも積極的に参加されている方々もたくさんいらっしゃると思うのでありますけれども、協働のまちづくり推進事業というのが始まるわけでありまして、6月の助川議員のご答弁の中にも、実行が挙がるように、「私も意を用いてまいりたいと思えます」と、最後に町長が締めくくっていらっしゃるわけでありまして、この推進事業についての職員に対するそのひとつの趣旨の徹底と、そして、努力のためのその意識の持ち方につきまして、何らかの形として、町の職員の方々に徹底をなさっていくかという一つの機会がもたれるのかどうかということ、ひとつお伺いをさせていただきたいと思えます。

4番目の支援事業の内容につきましては、先日、総務常任委員会の所管事務の中で勉強をさせていただきました。細やかさにもう少し配慮をさせていただきたいという、そういう思いをもったのは私だけではありませんで、公区に帰りまして、いろいろな方々と話をしていく中で、少し大ざっぱな形になっているのではないかと。

今、申し上げました周年事業につきましては、町長が6月のご答弁の中で、最初に周年事業ということ、協働のまちづくりというところでおっしゃられたわけでありまして、大変私は期待をしていたわけでありまして、それが、一番最初に申されたことが削除をされているということがありまして、少しショックを受けたわけでありまして、いろんな活動をやればやるほど支援事業もお金がかかるようになっておるわけでありまして、運営費が増えましてもなかなか公区の活動は大変なわけでありまして、

記念誌をつくらなければいけないだとか、記念品を配らなければいけないだとか、飲み食いすることにつきましては皆さん会費でやるのでしょけれども、表彰をさせていただくとかさまざまな形で周年事業につきまして費用がかかるわけでありまして、

周年事業をやりたいと思っておりますけれども、町場の方ではなかなかその寄付が集まらない。周年事業をやるためにわざわざ別な寄付を集めるということは、今は大体できない状態になっておりまして、公区の運営費の中で何とか積み立てていく中でやってきておろうかと思うのでありますけれども、その辺のひとつの、せつかく支援事業があるわけでありまして、公区のその活動をしている人々のひとつの思いに

まだまだ申し上げましたらいろんなことがあるのでありますが、いろんな形で、細やかな形で地域町民が一生懸命、みんなボランティアでありますから、時間を割いて、お金を割いて、そして自分の地区を良くしていきたいというふうな形になれるようなひとつの支援事業の形を、ひとつもう少し考えていただきたいと思うわけでありましたが、お伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の公区の再編についてでありますけども、確かにまちづくり支援事業を進めるに当たっては、少ない世帯の公区ではなかなか大変なことが多いのだらうと思いますし、先ほども言いましたように、公区としての負担もあるわけでありまして、大変な問題もあろうかと思っておりますけども、やはり今までの経緯、長い幕別町の公区、町内会の経緯からいきますと、どうしても公区の範囲を決めるのは、いわゆる自主的な地域の判断ということが、今まで進められてきたわけでありまして、もちろん私どもも何回か、あそこあそこの公区が合体する、一緒になることについての相談を受けたこともありますし、新たな戸数が増えたので分離したい、分かれたいというようなことの相談も受けたりしたことも、もちろんあるわけでありまして、これからは先ほど申し上げましたように、公区の実態に合った中で、私ども行政の立場で対応してまいりたいというふうに思っております。

それから報酬、運営費については、これも今、お話しがありましたように、私どもはあくまでも1戸当たり幾らという基準の中での運営費を算出して、公区に支払いさせていただいているわけでありまして、その中身については、私は全くこちらから関知するようなものではありませんので、公区によって自由に、いろんな総会や何かで論議をされた中で使っていただければというふうに思っております。

いろんな話を聞きます。公区長さんだけ報酬もらって、副公区長や会計、庶務がないからそちらにも渡したらいいのではないかとか、あるいは近隣センターの管理費が足りないから少しそちらにまわすとか、これはいろんな形はそれぞれの公区がいろんな用途を決められているのだらうと思いますけども、私はそれに介入して、どこがどうだということまで申し上げるつもりはありませんので、これからはその公区の中で、自主的に十分協議をされた中で用途を決めていただければというふうに思っております。

それから、職員の参加については、これはもちろん職員といえども、私が強制して何々の事業にはおまえが出て行けということは、これは当然言えるものではありませんので、あくまでいろんな場の中で、職員も当然住民の一人として地域内のいろんな公区活動、町内会活動、さらにはまちづくり支援活動にも参加するよということの話はこれからはしていきますし、ぜひ、それが、実行が上がるように、職員にも啓蒙していきたいというふうに思っております。

それから、支援事業であります。いろいろお話しがありました。確かにこれからスタートするわけでありまして、いろんなこれから反省点もありますでしょうし、また、新たな施策が出てくることも当然予測されております。

先ほどもちょっと申し上げましたように、その検討会あるいは出前講座の中でも、例えば、地域のブロック、連合公区でやる活動にも支援してほしいとか、あるいは町内の案内板があるのですけども、これはただ案内板を設置するときだけでなく、補修するときにも、これも対象にしてほしいですか、いろんなことがこれから出てくるのだらうと思いますし、今、芳滝議員が言われましたように、排雪の問題、あるいは民生委員さんや婦人ボランティアの方が、今、一生懸命やっっている福祉関係の問題、これらもどこまでが支援事業の中でやっていけるのか、あるいはボランティアや福祉活動と両立できるのか。そういったことも含めながら、まさにこれからいろんなご意見を聞く中で、この支援事業を充実・拡充していくことが、私たちにとって求められてきているのだらうというふうに思っております。

ただ、今もう一つ、交差点から交差点の排雪をどういう基準でやったのかということについては、担当の方から答弁をさせていただきます。

○議長（本保証喜） 企画室長。

○企画室長（金子隆司） 今、ご案内がありました公区内における1路線としての考え方、見方の問題として、交差点から交差点ということで整理をさせていただいたところでありますけども、1路線の中で、

いわゆる所有者がいないようなところも実はあります。

あくまでもこれは交通安全上の対策としての視点もございまして、途中、歯抜けになるようなことになっては、これは公区活動のバランスが崩れるだろうというようなご意見がありまして、交差点から交差点というふうに、今、指定をさせていただいたわけですが、いろいろな意見があるかと思っております。

今後、検討する機会をもっておりますので、その中で十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○15番（芳滝仁） 職員の方々に対するひとつの実行が上がるような働きかけというふうなそのお話がありました。

私は6月に助川議員がおっしゃったように、この支援事業の内容を少し公区の方々と見させていただいたときに、どうも町の方はお金を出す人だと、そして公区の方が仕事をする人だというふうな感がすると。

その辺のところ、今回、質問させていただいて、その範を示すべきだろうと。一緒に最先頭になってやっていく形の中で、同じ公区の間人でもありますけれども、町の職員ということですので積極的にやってもらえれば非常にありがたいなというふうな、そういう意見があったわけでありまして。

例えば、この公区の間環境美化に対する支援のところ、街路樹の、花壇の支援のところがありまして、苗等の購入にかかわる経費とあります。その事業実施基準のところ、花壇の管理に係る経費は対象としないと、こう書かれているわけでありまして。

今ではもう種だとか苗だとか注文をしまして、すでに公区の間事業をかかるとしている公区の間もあるわけでありまして、苗だとか種だとかについては補助しますというだけでいいのではないかと。わざわざ管理に係る経費は対象としないと書かなくてもいいのではないかと。そういうことは、私たちは思っていないのだからというふうなそういう言葉があつて、私も「はっ」とさせられたわけでありまして。

その辺のひとつの公区の間の方々が本当に喜んで参加をしたいなというふうなひとつの細やかさということについて、もう少し私は気を配っていただければいいのではないかとというふうに思うわけでありまして、どうぞでございますでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 言われているのはちょっと誤解があるのかなと思うのですが、まちづくり支援事業、これは、事業主体は公区の間がやる。そしてその公区の間内に住んでいる職員がそこへ参加するように、私は職員に指導をし、指示をしているということでありまして、職員が、町が金を出しているのだから、私は出なくてもいいのだなんていうことはもつてのほかだというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたように、これからは機会あるごとに、職員にも地域の活動、公区の間活動、そしてこうしたまちづくりの支援事業にも積極的に参加するように指導していきたいということでありまして、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、伊東昭雄議員の発言を許します。

伊東昭雄議員。

○18番（伊東昭雄） 通告書に基づきまして、質問いたします。

質問事項。

農振法の見直しについて。

質問要旨。

幕別町の基幹産業は農業であります。農業を継続し、かつ安心して営農を行うことができるために農振法という法律があります。この法律は、自然的、経済的かつ社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な

利用に寄与することを目的としております。それぞれの市町村は農振法に基づき、計画が立てられ、農業振興地域整備計画を策定することとなっております。幕別町においても、昭和47年に作成し、幕別町農業の振興についての基本的な計画としての位置づけをされております。

ところで、その計画が達成されているか否かについて検証するとともに、5年に一度は見直しをしなければならないと法に定められております。しかしながら、幕別町においては平成2年に見直しをされたものの、その後15年間も据え置き状況にあります。なぜ、今までに見直しをしてこなかったのかお伺いいたします。

次に、私はこの15年間において、農業を取り巻く環境の変化、特に産業経済の著しい推移、農家農村生活の移り変わり、また、都会生活者の農村に求めるニーズが大きく変貌していると認識をしております。

例えば、農業生産のために高度に土地利用をしても土地条件から経済効果が上がらない農地などもあります。

また、近年、都市生活者が農村の落ち着いた生活環境や緑豊かな自然を求めていること、そして何よりも坂と丘があり変化に富む幕別町の山村景観を生活のよりどころにしたいと、農村に居住地を求めてくる人々が数多くいることを町長はよくご承知のことと存じます。

このようなことから、農村活性化のためにも、また、国土資源の有効な利用のためにも、営農に支障を及ぼさないことを前提に、農業者以外の方にも土地を提供することができるように、農業振興地域整備計画はもとより、関連した計画などを総合的に見直して、過疎化された地域に活力を与えることが大事だと思っております。

農村地域を農業生産振興に加え、文化生活の面からも向上させて、農村と都市との調和のとれたまちづくりを進め、田園都市幕別町実現に向けて1日も早く農振法の見直しをするべきかと私は思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 伊東議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、農業振興地域整備計画の見直しについてであります。本町といたしましては、農業の振興を図ることが必要な地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するために、昭和47年に当初計画が策定され、その後、全体的な見直しを数回経て現在に至っております。

しかしながら、今、お話しありましたように、平成2年以来、計画の全体的な見直しについて実施いたしておりませんが、といたしますのは、いわゆる農振法の主旨は、基礎調査の結果、必要であればおおむね5年を目途に、またはその他特別な理由により見直す必要が生じた場合には市町村計画の見直しをするというものであります。

平成2年から5年を経過した平成7年に実は見直しを検討したところでありますが、当時は、バブル経済が破綻し、大規模な開発計画が見込めない状況であったことや農用地の流動化など農振計画を全体的に見直しするまでの必要性がなかったというような判断をいたしましたところであります。

その後、平成12年には農振法の大きな改正がありまして、国が農地確保について一定の基準を示したことや農振計画の計画事項を追加するなど農振計画策定のうえでの基準が改正されたことも大きな要因になっております。

しかしながら、近年、農業後継者や担い手不足の影響により、農地流動化の対応を図る必要性が生じてきたことによりまして、農業振興公社の設立とあわせ、農振計画の全体的な見直しの作業を進めているところであります。

見直し作業についての進捗状況であります。平成14年に設立された「幕別町農業振興公社」事業の柱の一つであります農地流動化対策の中で、マッピングシステムを構築している最中でありまして、土地の地番図、現況図、航空写真、そして土地利用計画図などの確認作業を実施いたしているところであります。

このシステムの確認作業終了後、現地調査を経て、北海道との協議を進めながら全体計画の見直しを

進めるべく予定をいたしております。

なお、農振農用地区域内の部分的な見直しにつきましては、その都度実施いたしており、用途区分の変更や農用地区域の除外など逐一作業を進めているところであります。

次に、2点目の農村地域活性化のための対応ということについてであります。

一段と厳しさを増す農業情勢において、町といたしましては、本町農業の基本的な振興方策を定めた幕別町農業・農村振興計画に基づき各種施策を推進しているところでありますが、現在、農村休暇法いわゆるグリーンツーリズムに基づく市町村計画を策定すべく作業を進めております。

ゆとりみらい21推進協議会での検討やグリーンツーリズム研究会との情報交換を終え、本年2月に北海道との協議に入った段階であります。この計画の中では、農業の付加価値を高めるということを目的に、農村滞在型余暇活動の機能整備、農用地その他の農業資源の機能増進のための土地利用、農作業体験施設の整備などの基本方針を示しているところであります。専業大型経営が主体であります本町の農業形態の実情を踏まえ、農業の総合的な振興という観点から積極的な推進を図ることで考えております。

いずれにいたしましても、本町の基幹産業である農業及び農村地域の活性化を考える際に、土地利用施策を方向付ける根幹となります農業振興地域整備計画につきましては、十分な調査研究のうえで計画策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、農業振興地域整備計画もさることながら、農業の付加価値を高めるためのグリーンツーリズム市町村計画の策定や農業・農村振興計画の見直し・策定につきましても、各計画の整合性を十分勘案しながら、さらには、第4期幕別町総合計画の理念を反映した中で、総合的な観点から計画策定を進めてまいりたいと考えております。

以上で、伊東議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） ただいま、町長は農振整備計画を規制的な見地から見直しをいたしますという発言がございましたが、私の質問に対して、明解な答弁であると感謝をいたしております。

幕別町は、帯広17万都市の土地続きであり、その帯広市の町並みを眼下し、しかも日高山脈や遠くは大雪山連峰を眺望できるパノラマ的な農村景観は他の町村には見られない位置条件を有しております。

近年、都会の住民、あるいは府県各地の人々がこうした農村の環境にあこがれて、居を求めており、その数が日増しの増加しつつあると伺っております。

そこで、再度町長に見直しの具体的な考えについて質問いたしますが、ただいま町長はグリーンツーリズムについて言及されました。私はさらに議員立法で法律化された優良田園住宅の建設の促進、また、傾斜地、やせた土地などで経済効果の上まらない土地などには、これからは平坦づくりと広域性を考え、カラマツなどの針葉樹ばかりではなく、柏や楓などの広葉樹にも着目し、森林環境保全整備など実情を考慮し、将来を見据えての総合的な土地利用を考えていただきたいと思います。

もちろん、農家個々が今までの経済収益が下がることのないよう、経営継続の推進、そして経済効果が高まるといかなければならないということが絶対要件でございます。

その上に立って、農村社会へのあらゆることを全町として見直しを図ることが寛容であると私は考えているわけでございます。

こうしたことを踏まえ、農振法見直しについて、町長の具体的な考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、農振の趣旨は当然のことながら幕別町の優良農地を守り、そして農業振興を発展させていくということが根底にあるわけであります。

ただいま、いろいろなご提言もありました。田園構想あるいは森林環境、いろんな制度あるいは構想あるいはそういったものを幕別町の現実に合わせる中で、ご意見をいただきながら、そしてまた、グリーンツーリズム等も含めながら、幕別町のいろんな要素を活かしながら、これからの農業振興に結びつ

けていかなければならないものというふうに思っております。

一番大事なのは、やはり幕別町の農地をいかに守っていくかということであろうというふうに、私は思っております。

そうした中で、できる限りの見直しすべきものは見直しをしながら、そうした方向でこれからも進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） 高度成長の流れの中で、今までに農村の人口は都市へ大移動し、現在、どこも高齢化が進んでおります。

都市で働く人々は、生活の便利さはあるものの、ストレスが増し、農村に癒しや心のリフレッシュを求めています。一方、過疎化し、人口が大幅に減少した農村では、人々とのコミュニケーションの機会が少ないというストレスが増加しております。

これからのまちづくり、地域振興を進める上で、ここら辺の課題を認識し、他の町村にない独創的な考えで快適なまちづくりを実行していただきたいと思いますが、この点についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、農業振興、農振法、農業地域を守っていこうと。優良農地を守って農業振興を発展させようということを、今、本来の目的があるわけだと思います。

今、伊東議員の言われるのは、逆に農村人口が減っていくから、都市の人たちを農村地域に迎えたかどうかというようなご質問でありました。

ちょっと私とは食い違いがあるのかなというふうに思います。

確かに都市の人たちが農村部や静かな環境の中でリフレッシュあるいは心の癒しを求めていくという時代にあることは承知しながらも、かといって、今、幕別町の大事な農業振興地域で守られている農地をはずして、そこに都会の人たちを入れていこうというような構想と申しますか、考え方というのは、私自身は今の段階では持っていないわけでありまして、あくまでも農業振興法の法律の中で、農業を守っていききたいというのが、私の考えでありますので、なにとぞご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

○議長（本保証喜） 以上で、伊東昭雄議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：48 休憩

11：00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○16番（中野敏勝） 通告に基づきまして、質問いたします。

公営住宅の管理体制について。

今や車は生活の必需品、一家に1台にとどまらず、2台、3台所有している家庭が多い。

公営住宅においても駐車場が不足している。駐車場以外の場所にも駐車しているのが実態である。

ちなみに札内泉町には、4棟126戸の公営住宅があり、全世帯が入居されている。駐車スペースは1号棟の場所には30カ所、3号棟用として6カ所、来客用として6カ所、2号棟には36カ所、3号棟用として9カ所、来客用として9カ所、4号棟には36カ所、3号棟用として9カ所、来客用として9カ所、合計すると全部で126カ所、来客用として24カ所の駐車スペースが設けられている。そこに約170台の車が日常的に止められている。歩道や通路、来客用も駐車場として当然のように使用されているのです。

お客として来られた人が駐車するのに苦慮し、駐車してはいけない場所に止めてしまう場合もある。

どの住宅に来客されているのかも分からず、トラブルの原因にもなっている。

車は全世帯が所有しているわけではないが、実態は車の数が当然多い。各棟には高齢者の入居者も多く、通路などに駐車していることによって緊急車両の侵入にも支障を来すものと思う。

また、夏場の草刈り、秋の落葉清掃など、冬の除雪等、ほとんどの作業は、一部の若い世帯と一階に入居している高齢者が行っている。最近では、四輪駆動の車も多く、除雪しないまま踏み固めてしまっている。仕事の都合上、作業に参加できない家庭もある。入居者のマナーやモラルの問題でもある。人間関係にも影響を与えているのです。

行政としてきめ細かな対応が必要と考え、次のことについてお伺いいたします。

①公営住宅は、公営住宅法の法律によってさまざまな規制を受け建てられていると思うが、地域の環境は大きく変化している。関係機関への改善要望等、どのように進められているのでしょうか。

②1戸につき1台の駐車スペースになっているが、車を所有していない世帯の駐車場所の使用はどのようにしているのか。

③住民要望がある中で、サービスのうえからも駐車場の増設が必要と考えるのですが。

④車の所有者に対して、駐車場の有料化のお考えはあるのでしょうか。

⑤指定管理者制度の導入や民間委託については、お考えはあるのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

公営住宅の駐車場確保についてであります。

はじめに、関係機関への改善要望等についてであります。ご存じのとおり公営住宅制度は住宅に困窮する低額所得者の居住の安定と居住水準の向上のために大きな役割を果たしてきたところであります。

しかし、社会情勢の変化に伴い制度の改正等が幾度か行われてきました。特に高齢者や障害者など住宅に困窮する方に対して、良好な居住環境を備えた公営住宅の提供が一層必要となってきたところであります。

こうした状況の中で、公営住宅の建設につきましては地域の計画により、公営住宅等整備基準に基づき建設を進めておりますが、ご質問にありますように、地域事情あるいは多様化するニーズに対応するため、毎年度、北海道住宅促進会あるいは全国公営住宅等推進協議会等の関係団体を通じて、公営住宅整備、環境、管理等公営住宅にかかわる意見・要望等について、国に働きかけているところであり、今後も必要に応じて実施いたしてまいります。

次に、車を所有していない世帯の駐車場所の使用についてであります。先ほど申し上げましたとおり、公営住宅の目的は住宅に困窮する低額所得者の居住の安定と居住水準の向上を図ることを目的としているところであり、駐車場については最小限の一世帯1台のスペースを確保しているところであります。

車を所有していない世帯であっても家族等が訪れる際使用することがあるため、その世帯の駐車場としているところであります。

次に、駐車場の増設についてであります。駐車場の増設につきましては従来から議会でのご質問や委員会等でも多くの論議をいただいていたところでありますが、公営住宅本来の設置目的を基本に、国の駐車場整備制度に基づき一世帯1台の駐車場の整備に努めておりますが、一世帯に1台以上のスペースを整備することについては、用地の確保あるいは用地費などの問題があることから、現状では非常に難しい状況にありますことをご理解いただきたいと思います。

次に、駐車場の有料化についてであります。本町の町営・道営公営住宅における駐車場の有料箇所については、道営の若草団地だけでとなっており、現在、公営住宅再生マスタープランに基づき、公営住宅の建替を進めているところでありますが、これら整備状況等、また、道営住宅あるいは管内の動向を見極め、どうあるべきかを引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に指定管理者制度の導入や民間委託への考えについてであります。指定管理者制度につきましては

は平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により定められた制度であり、公の施設の管理を委託する場合に条例の定めるところにより、議会において同意を得た指定管理者に施設の管理運営を委託することができるようになったものであります。

しかしながら、公営住宅制度は低額所得者の居住の安定を図る上で重要な施策であることから、指定管理者に委任できる業務の範囲については慎重な配慮が必要となっております。

国土交通省住宅局からの通知によりますと、その範囲は、「公営住宅法上事業主体が行うこととされている管理に関する事務のうち、入居者の募集や収入審査及び修繕、清掃などの事実行為について従来の管理委託制度により委託している事務など」となっております。公営住宅の管理については法的な縛りはありませんが、「住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や居住者の状況に応じた適切な家賃設定など」公正な住宅施策の観点から行政主体としての判断が必要となりますので、公営住宅の入居者の決定、家賃の設定その他公営住宅法上行政主体が行うこととされている事務を指定管理者に委任して行わせることは範囲外とされているところであります。

また、「これまでも事業主体が収受してきた家賃収入についても、家賃水準やそのあり方自体が公営住宅制度の根幹であることから、これを指定管理者に委任することは適切ではないが、家賃徴収などの事務を委任することや、共同施設使用料を収受させることは差し支えない」とされております。

町といたしましては、現在のところ指定管理者制度の導入については考えておりませんが、今後、国や道の動向、指導の中で調査、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） さまざまな改善事項をその都度要望しながら行っているようではすけれども、土地の利活用というか、その公営住宅敷地内の活用などはできるのではないかというふうに思うわけです。

地域的に、今、環境というか、そういうものが変わっていると言いましたけれども、バスとか列車の便が非常に悪くて、子どもが就職することによって必ず車は増えているわけです。公営住宅においても。

ですから、駐車場を設けるのであれば、設けられないことはないと思うわけですけれども、こういうところの要望はできないものかということと、今、現在ある駐車場、こういうものを勝手に使っているというか、そういう人が非常に多いわけです。来客用のスペース等それぞれあるのですけれども、来客用のところに、先に止めてしまえば自分のものだというようなことを考えて入れている人もいます。

また、4号棟というのは日当たりの悪いところで、駐車場のこの枠の中に来客用というような表示はしてあるのですけれども、その表示すら見えないと、冬場はですね。そういうような状態もあるわけです。こういうようなことをもう少しわかるようにする、あるいはこの来客用を減らして、車2台、3台ある人に町にしっかり登録して、そして与えていくというようなこともできるのではないかということをおもいます。

また、低所得者とか、あるいは来客で来た人がその場所を使うということでもありますけれども、車を持っていない人でも、駐車スペースは当然設けてあるのですけれども、そのところも、うちは車がないから使っていいよというような形で使わせている人もいます。

しかし、個人的にそういうふうに行っているものですから、それが原因でトラブルが起きているというようなこともあるわけです。こういうことも行政でしっかり調整をしてやるようなシステム、こういうものが必要でないかというふうに思うわけです。

また、条例を見ると、駐車場の使用については、町長の許可を受けるようになっているわけです。

しかしながら、見ると、今、軽自動車というのは車庫証明も何も必要ないわけですから、そういう関係が勝手に増えてくるというような状態にあるわけです。私もついこの前、いろいろな管理人とかそういう人と話し合ったときに、あそこのうちは、今年は高校卒業して就職だからまたあそこも増えるよというようなことが多々あるわけです。こういうようなことをみると、どうしても駐車場が1世帯に1台というのは守られない状態にあるわけです。

無許可で多くの車が勝手に乗り入ると。そして、2台持っていて、さらに会社の車を通勤で持ってきて、そして来客用としてあるところに入れてしまうというようなことがあって、そこへ止めると、先に止めている人に文句を言われたり喧嘩になったり、あるいはしまいにはいやがらせを受けてみたりというようなことも起きているわけです、実際に。

行政がしっかりと規則を示して、そして指導していく必要があるのではないかというふうに思います。

さらに、3号棟の東側に遊園地と公園緑地などがあるのですが、こういうところも、草刈りとかそういうのに高齢者が出て作業はしているのですが、あまり活用されていなくて、そういうところが活用していけるのではないかというふうに思うわけです。この辺についても、お伺いしたいと思います。

さらに、これも条例にあるのですが、使用者の資格の中に、駐車場の使用料を支払うことができるという条件があるわけです。車を所有している世帯全部から負担をさせるのではなく、2台以上所有している人からは負担をしていただくというようなこともあっていいのではないかというふうに思うわけです。

いろいろな自治体でも公営住宅の駐車料金、こういうものはもう当然支払って、駐車場管理などに使われているところがあるわけですから、こういうこともどうお考えになっているのか、お伺いいたします。

最後のこの指定管理者導入の部分ですけれども、もうすでに公営住宅を指定管理者制度、これを導入して取り組んでいる自治体もあるわけです。これ自体は2003年の9月から改正、地方自治法の施行であるゆる団体や民間業者の参入が可能となってきたわけです。

ですから、こういうことをやることによって、行政機能の軽減化にもなるだろうし、公営住宅の効率的な管理、サービスの向上にもつながっていくのではないかというふうに思います。

導入についての検討に値するものではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の公営住宅敷地内であれば、いろんな土地の利活用ができるのではないかとご質問でありますけれども、当然のことながら公営住宅を整備する際には、建物本体ももちろんそうありますけれども、その周辺にあります公園ですとか駐車場を整備するに当たっても、公営住宅の整備の中の基準に基づいてされている、あるいは補助金が伴っている。そういうような状況ですから、そう大幅に長の権限だけで、今言う利活用を変更する、用途を変更するということはなかなか難しいのかなというふうには思っております。

それから、来客用のところに先に止めた人が、後から来た人もめるといようなケースがあると、これは現実にあるのかもしれませんが、また、家族用に車を持っていない人に空いているところがほかの人に貸している。いわば町も黙認しているのが現状だろうというふうに思いますけれども、ただ、そうしたいろんなモラル、マナーにかかわる問題に町がどこまで介入できるかというのもなかなか難しい問題があるのだろうというふうに思います。

先ほど、中野議員が言われたように、やはり住んでいらっしゃる方、隣近所の方々が協力し合い、協調し合う中で、そうした問題を解決していただければ一番ありがたいものだなというふうには思って、実はいるところであります。

それから、先ほども言いましたけれども、毎年いろんな公共団体から出された要望を、国とかに出しているわけがありますけれども、なかなか改善されない部分というのは、これは例えば、駐車場一つにとっても、東京の中にある公営住宅の人っていうのはそんなに駐車場を必要としない分、1世帯に1台あれば十分だということもあるのかもしれませんが、逆に北海道とかそういうところになると、車が一番の交通ということになると、こういう問題も出てくる。

公営住宅というのは一律に法的な定めがあって整備されているようなこともあって、いろいろ要望は出すけれども改善されない部分というのものもあるのかなというふうにも思っております。

ただ、今、三位一体の改革の中で、公営住宅が一番先に取り上げられておまして、今回で道営事業

なんかは交付金化になると。ひょっとしたらやがては一般財源化というようなことにもなってくると、今言う公営住宅の基準といったものは今後どうなっていくのか。それらの推移も見守っていかなければならないと思いますけれども、現状の公営住宅の中で、今の駐車場を増やしていくというは大変難しいことであろうというふうに思っております。

また、先ほどもお話ししましたように、公園で活用しているところは、あまり使っていないのだから駐車場にすればというようなことについても、同様なことから現状では難しいというふうに思っております。

さらに有料化しろ、例えば、2台以上ある人から有料化しろということですが、これはなかなかちよっと、2台以上の人から金とって、1台の人は金とらないということには、これはちょっとならないのだらうと思いますし、私どもは入居するときに、あくまでも駐車場は1世帯に1台の駐車場ですよと。2台目以降については、皆さんの責任をもってやっていただきますよ。こういう約束ごともあるわけがあります。

そうしたことから、これからも有料化については、先ほど申し上げましたように、検討はしていかなければなりませんけれども、2台以上の人から有料化にするということにはちょっとなりづらいのかなというふうに思います。

それから、最後の管理者制度についてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、いろんな基準・規制があってできるもの、あるいはできないもの、あるいはその町のそぐわないもの、いろいろあると思います。

ですから、全く否定するものではありませんけれども、十分そうした実績等も、事情等も聞きながら、なお、調査・研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 2台以上の管理、そういうものが非常に難しいというようなことでありますけれども、もっと積極的にそういう管理内容も含めて、住民にしっかりと指導していく必要があるのではないかと。管理人というのは各棟にいるわけですが、管理人の指導では全く役に立っていないというか、ならないわけなのです。

ですから、当然トラブルが起きるわけです。そこに、管理人との人間関係も悪くなるというようなことがあって、これはやはり町がしっかり取り組んでやらなければ、その住民が非常に苦勞しているわけです。除雪などにしても、先ほども言いましたけれども、四輪駆動の車は除雪しないでそのまま出て踏んでしまうと、後から片づけるのは大変なわけなのです。

そういうところも、住民のマナーが悪く言えば、マナーが悪いからそうなるのですけれども、そればかりでなくて、やはりきめ細かにそういうところもフォローしてあげる必要があるのではないかと思います。

ともかく、この泉町の公営住宅ばかりではなくて、住宅・敷地が広くあればあるほど、勝手に車を持ち込み、しまいにはカーペットなどを敷いて、芝生の上に車を乗せているというようなところも見受けられるのです。こういうところは全く地元の人が言っても聞かないわけですから、こういうところをきちんと、行政が点検をして問題をしっかりと把握し、できることからしっかり住民サービスに努める必要があるのではないかとこのように思うのです。

本当に車を持っている家庭では、車の止める場所がないと。この止める場所を、お金を出してでもいから確保してくれというのが住民の要望なわけなのです。財政にもさまざま限度があるわけですから、一遍にものごとをやれといってもなかなかできないと思いますけれども、計画的にやっていただきたいというふうに思うわけですが、この点についてもお伺いいたします。

また、指定管理者制度の導入の部分ですけれども、もうすでに実験というか、試験的というか、こういうことをやっているところもあるわけです。そういうところは非常に何というのですか、サービスが良くなって、施設の管理とか住民の要望を直接受けて、時間的な手間も省けたり、全部スムーズに対応してくれると。水道とかガスとか電気、こういうライフラインの苦情についてまで迅速にできて、そ

してメリットは高いというふうに言われているわけです。

再度お伺いいたしまして、質問を終わります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話しいただきました、いろんなトラブルもあって、あるいは通常認められていないような場所に車を止めているような事態もあるということでもあります。

私どもとしましては、できる限りもちろんそういうことがあってはならないわけでありますので、十分管理人ともお話を聞かなければなりませんし、町としても実態をこれから把握していきたいというふうに思っております。

ただ、なかなかお互い同士のもめごとというのですか、紛争という中に町が入っていくというのは現実には難しい面も実はあります。全く違法なことをして、町がそれはだめですよと言える部分と、お互いが、何が原因でどういうふうにいるかといういろいろなもめているかということになってくると、また難しい面も実態としてはあると聞いております。

ですから、できる限りそうしたもめごとのないのが一番いいわけでありますけれども、先ほど言いましたように、モラルですとかいろんなことがあって、そうならない現実も確かにあるのだろうと思いますので、私どもはまず実態を調査し、そして公的な立場から指導できるもの、あるいは仲裁に入れるようなものがあればやっていかなければならないことは当然だと思っておりますので、これからも十分そういう面にも意を用いながら、管理に当たっていききたいというふうに思います。

それから、指定管理者制度、これは先ほども言いましたように、できる部分、できない部分、あるいはその町にとって必要なこと、いろいろあるのだと思いますので、お話しありましたように、先進地にそういう実態があるということでもありますので、十分調査をさせていただきながら、これからそれらが私どもの町にどういうふうに適応していけるのか、研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○10番（前川雅志） 通告に従いまして、小学校の英語教育についてお伺いいたします。

子どものころから生きた英語に慣れ親しむことにより、大人として幅広く国際的な感性を持つていただくために、小学校からの英語教育が不可欠と考えます。

私が小学生のころは、現在のように国際交流指導員もいませんし、町で外国人に会う機会もありませんでした。

全く免疫がないまま、中学・高校と6年間、英語の授業を受けてきましたが、I am a pen.程度の英語能力しかありません。

私だけではなく、今までの英語教育でどれほどの子どもたちが英会話をできるようになったのでしょうか。

個々の差はあるとは思いますが、子どものころから英語に慣れ親しむ環境をつくってあげることで、子どもたち自身がグローバルな考えを持ち、これからの人生の選択肢を大きく増やすものと考えます。その環境をつくりだすことは大人としての責務ではないでしょうか。

国際交流指導員の役割は十分認識しているつもりではありますが、一人で町内の学校をすべて担当すると、一人の生徒とかかわる時間は限られたものとなると思います。

昨年の第2回定例町議会において、永井議員が同趣旨の質問をされています。教育長の答弁に、教科バランスや教える体制、英語の早期教育の効果にも定まった評価がない。また、文部科学省（中央教育審議会初等中等教育文化会、教育課程部会、外国語専門部会）の結果を待ちたいとありました。

その後、中教審としての答申はまだ出てきていないようですが、教育委員会として約8カ月の間、現場と研究を深めてこれらに敬意を表します。

昨年暮れの文部科学省の概算要求に、「小学校英語活動指導力向上事業」が盛り込まれたことは、すでに承知していることと思います。

この授業は、小学校英語活動地域サポート事業と英語指導力開発ワークショップの二つがあり、3月に申請の受付が始まります。

早期英語教育への国としての新規事業がいよいよスタートしようとしています。

そこで、伺いますが、昨年の第2回定例町議会以来、教育委員会としても鋭意研究されてきたとは存じますが、これまで行ってきた総合的な学習の時間におけるカリキュラムの組み立てをご一考いただき、「教育の風は幕別から」という名のとおり、全国に先駆け、国費を有効活用した取り組みを積極的に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。ご見解を伺います。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 前川雅志議員のご質問にお答えをいたします。

小学校の英語教育についてであります。英語は母語の異なる人々の間をつなぐ国際的共通語として、21世紀を生きる子どもたちが、英語の基礎的・実践的コミュニケーション能力を身につけることは不可欠であり、今後ますます重要になって来るものと認識しておりますし、将来的に国際舞台で活躍できる人材を育成することは非常に大事なことと理解をしているところであります。

小学校の英語活動、英語教育につきましては、平成16年第2回定例議会で、お話しがあったように、永井議員のご質問、早期英語教育に関しては、一つには、国際的なコミュニケーション言葉であることや、二つ目には、国際理解に最も役立つ言葉であること、そして3点目には、児童期は英語学習の最適期であるなどの賛成派の考え方がある一方、反対派の考え方としては、一つには、指導者、教材、指導法などの課題を抱えていることや、二つ目には、日本の文化、伝統、日本語の正しい使用法・表現などを習得させ、基礎的学力を養う方が先決との考え方、あるいは、アメリカの幼稚園や小学校で行っている「ショー・アンド・テル」といったように、単純な物事を母語（日本語）で説明できる学力を養う方が先決であるというように、それぞれ賛否両論の意見があるとされております。

ご質問にあります小学校の英語教育活動に関わって、今、文部科学省の事業につきましては、これは現在のところ、まだ詳しい事業内容が私どもにまで降りてきておりません。そういった状況下でありますから、教育委員会としては、中身まではわかっておりませんが、こうしたモデル事業の活用、これを図りながら、小学校と中学校の連携のもと、小学生段階からの英語活動について取り組むことの必要性、あるいは課題等についての研究をし、幕別ならではの結果を検証してみたいとの考えは持っているわけでありまして。

なお、お話しがありました「総合的な学習の時間」の関係でありますけれども、現在、町内の各小学校におきまして、9校あるわけですが、このうち6校が国際理解教育の一環として、簡単な英語による挨拶や、遊びをカリキュラムに取り入れている状況ですが、総合学習につきましては、平成14年度から各学校が創意工夫を生かし、学校独自の考え方の中で計画的に、あるいは継続的に取り組んできている経緯や、学力の向上のため、基礎・基本の定着に向けた時間に充てている状況等もありますことから、「総合的な学習の時間」の中に一定時数の英語活動教育を取り入れることができるかなど、カリキュラム編成上の課題もありますので、今後、委員会といたしましては、間もなく文科省から示されるであろう事業概要を見極め、さらには各学校現場の意見・考え方等を伺いながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上で、前川議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） それでは、通告のとおり、学力低下とゆとり教育について質問をいたします。

完全学校週五日制のもと、各学校が「特色ある教育」を展開し、新学習指導要領は子どもたちに基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考える力などの『生きる力』を育むことをねらいとしています。

さらに変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健

康と体力」の三つの要素からなる力を育むことが必要です。

完全学校週五日制は、子どもの生活にゆとりができ、親子のふれあいが親密になったなど良い面もあるでしょうが、これを、総合的に判断を下したら、果たしてどれだけの効果があるのかに対しては疑問を感じるところであります。

まず、学力低下について、お伺いをいたします。

現在の学習指導要領では、教育内容がかなり削減されていますが、子どもたちの学力が低下していないか。また学力面での多くの課題に対する現状をどのように分析されているのかを伺います。

また、学力向上対策としての土曜日の使い方についての方策もお伺いするものです。

次に、ゆとり教育について、お伺いをいたします。

「学習指導要領」の一部改正は、以下4点であります。このことは各学校で創意工夫を生かした取り組みが一層進み、わかる授業が行われることにより、子どもたちの確かな学力を育むことを期待するものであります。

一つ、学校で学習指導要領に示している内容を確実な定着を図るための指導を行った上で、子どもの実態に応じて、必要に応じ、学習指導要領に示されていない内容を指導することができる性格をより明確化すること。

一つ、「総合的な学習の時間」の活動をそれぞれの教科と関連付け、学校ごとに目標や内容を示す全体計画を作成すること。

習熟度別指導や補充・発展学習を取り入れた指導など、「個に応じた指導」を柔軟かつ多様に導入すること。

一つ、各学校で指導に必要な時間をきちんと確保すること。

以上、4点にかかわる町内における各学校での具体的な方策と現在までの成果について、お伺いをいたします。

さらに、教員の質の向上対策について、お伺いをいたします。

一つ、中教審の教員養成部会での検討内容について。

一つ、免許更新制の検討及び方向性について。

一つ、教員の査定評価について。

一つ、教員という生活の中に市民としての生活権の確保はできているのでしょうか。

一つ、教員は書類提出の多すぎが多忙の原因ではないでしょうか。

一つ、やる気のある先生をさらに認める環境はあるのでしょうか。

一つ、教員の他業界との交流が不足しているのではないのでしょうか。

一つ、教員採用の実情に問題はないのでしょうか。

最後に、学校長のマネジメント力の向上対策について、お伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 永井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、学力低下についての現状認識と対応策についてであります。平成14年4月に完全学校週五日制のもと、子どもたちにゆとりの中で「生きる力」を育むことを基本的なねらいとする新学習指導要領が実施されてから3年を経過しようとしております。

新しい学習指導要領においては、個に応じた指導の充実に努めることにより、基礎基本の確実な定着を図り、自ら学び、自ら考える力など「生きる力」の育成を目指しております。

これまでの学習指導要領の変遷を振り返って見ると、70年当時の学習指導要領が知識偏重との批判を受け、80年代に「ゆとり教育」への転換を図り、その後、ほぼ10年ごとに指導要領の見直しが行われ、今回の新学習指導要領は「ゆとり教育」の完成を目指したものとされていることなどから、幕別町教育委員会といたしましては、新学習指導要領の改訂がどのような社会的背景のもとで、あるいはどのような子どもたちの状況を踏まえて改訂されてきたかなどを確認し、学校現場と協議のもとに、保護者の方々の理解を得るために学校だよりや教育懇談の場などで説明責任を果たすとともに、評価制度等によ

る改善策を図るなど共有化を図ってきたところであります。

しかしながら、その一方で授業時数が年間 70 時間減少し、さらに教科内容が 3 割削減された新学習指導要領に対して、いわゆる学力低下を懸念する声が当初からあるのも確かであります。

こうした学力低下を憂える声に対し、幕別町 13 校では真摯に受け止めながらも、「教える教育から、学ぶ学校へ」の体質改善を目指し、新学習指導要領を最低基準として、個に応じた指導方法を工夫した「わかる授業」の推進、基礎基本の徹底、総合的な学習の時間などにおける、主体的な問題解決に取り組む学習の充実を図り、「確かな学力」の定着に向けて教員は日々努力されているところであります。

そうした中、中山文部科学大臣が昨年末に発表された OECD いわゆる経済協力開発機構と、IEA 国際教育到達度評価学会による、二つの国際学力調査の結果、日本の子どもの学力が低下しているとして、これまでの「ゆとり教育」路線を転換する方針を打ち出し、中央教育審議会の総会の席上で学習指導要領全体の見直しなど、今後の審議について要請したと報道をされました。

この方針に対しまして、教育現場に最も近い末端の教育委員会といたしましては、学力低下の原因を十分に検証しないままの路線転換はあまりにも拙速と言わざるを得ないとの思いでもあります。

したがって、今必要なことは学習指導要領の安易な見直しでなく、どのような学力が求められているかをもう一度問い直すことであり、現場からは、先行きに対する不安の声が聞かれるところであります。

そこで基礎学力の低下が心配される幕別町の現状はどうかというお尋ねでありますけれども、子どもの学力につきましては独自の学力テストを行っておりませんので、具体的に数字でお示しすることができないことをご理解賜りたいと思います。

しかしながら、道教委で平成 17 年ですから今ですけれども、もうすでに終わっておりますけれども「独自の学力調査」これを行いながら、北海道全体の学習の状況を把握し、その結果に基づき、学習指導の改善・充実を図る考えであるということも、ご理解を賜りたいと思います。

次に、土曜補習についてであります。

確かに、国際学力調査を契機に、学力が大きな課題になっていますが、土曜補習についての現実的な問題として何点か申し上げたいと思いますけれども、一つには、学校週五日制を定めている学校教育法施行規則の休業日の規定から、簡単に 6 日制は復活をできないこともありますし、二つ目には、一般的な学力向上を目指すのか、あるいは受験を意識した指導にするのか、さらには個別学習、習熟度別学習を徹底するためかなど、多様な目的が考えられますので、その点をどうするかということもあります。

三つ目には、教員の多忙化が言われている今、それとの関係をどうするか。

四つ目には、受験を目的とし、教科を限定するのか、それとも全教科を対象にするのか。

五つ目には、本来の教育課程との関係はどうするのか。特に指導者が異なる場合とか、学習者が一部である場合など、混乱することが想定されるわけでありまして、その場合にどうするかという問題もあります。

六つ目には、全生徒を対象とするのか、希望者だけにするのか。

そして七つ目には、評価にどう連動させるか。

最後に、土曜日、受験を意識して塾に行っている児童・生徒が多いわけでありまして、これとの関係をどう考えるべきかなどさまざまな課題、問題を抱えていることから、今後、論理的に整理をし、その上で教職員に対し、また保護者や地域住民に対し、総合的な具体策を提示しながら、実現の有無について検討することが必要であるとの考えは持っております。

同時に「学力とは何か」これを明確に示すことも必要でないかと考えていますので、今後、学校現場はもとより多くの方々のご意見を参考にしながら、研究をしてまいりたいと思っております。

次に、ゆとり教育の具体的な方策についてであります。

先ほども申し上げましたが、新学習指導要領が改訂され 3 年目を終えようとする今日、町内各学校の教育課程編成届は「生きる力」を、確かな学力と、自ら課題を見つけ解決する能力と押さえ、力強い教育活動を推進するため、地域の実情や子どもたち一人ひとりに合った授業の工夫を重ねることを念頭に

これまで実践しているところでもあります。

中でも、導入された「総合的な学習の時間」に対し、学校現場では教科書も指導方法もない中、それこそ前倒しの期間である平成 12 年度から手探りでつくり上げ、これまで実施し、学校、家庭、地域の連携が定着してきた経過があります。

しかしながら、このほど文部科学省は中教審に対し、総合的な学習の時間の見直しも含め、諮問を付したところでもあります。

私どもはこうした動きに対し、総合学習の時間を減らすにしても、本来、総合学習の成果がどこまで上がり、どのような問題点があるのか、きちんと検証がないまま、いきなり見直しに踏み込むことは、現場の教員のやる気を削ぎ混乱を招くものだと考えております。

そうしたことを踏まえたうえで、各学校における具体的な取り組みを申し上げますと、確かな学力の定着や学力低下への不安を払拭するため、基礎基本を「学習指導要領」に示されている目標や内容と押えた中で、評価基準を作成し、個に応じたきめ細かな授業づくりに努力をしております。

また、確かな学力を支える基礎学力を「読み・書き・計算」などの必須の基礎的知識技能とし、それらを児童・生徒が確実に修得するよう「繰り返し学習」や「ドリル学習」をはじめ、毎朝 10 分間を「朝の読書」「計算の時間」「漢字の時間」といった創意工夫を凝らした実践に取り組んでいるところでもあります。

また、その一方で、体験活動を重視した「総合的な学習の時間」においては、「画一から創意工夫へ」を合言葉に全体計画を作成し、学校の自主性・自律性のもと、特色ある教育活動を実践するなど、子どもの課題解決能力の育成に努力していただいていることもあり、教育委員会としてはその支援策の一つとして、生きる力を育む創意あふれる教育活動支援事業や、教育連携支援事業、ゆとりいきいきパートナー事業、個に応じた英語教育支援事業の予算化を図るなど、側面から支援しているところでもあります。

いずれにいたしましても、各学校はさまざまな課題やあい路を克服し、学習指導要領の大綱化、弾力化の趣旨を最大限に活かし、子どもたちの発達段階に配慮しながら「生きる力」を育むため、創意に富む教育活動の実践に努めていることは大いに私は評価できるものと考えております。

次に、教員の資質向上対策についてであります。

教員は、絶えず学び続ける姿勢を保ちながら、教員としての力量や人間性、感性などを磨いていくことが大切であると考えております。

こうした考えのもと、任命権者である道教委としては、初任者研修や 10 年研修などの経験年数に応じた基本研修や道立教育研究所や理科教育センターなどにおいて行う専門研修のほか、教員を民間企業や社会福祉施設など、学校以外の施設に派遣する課題研修などライフステージに即した体系的な研修を実施してきております。

こうした施策の延長上で、文部科学省は昨年 10 月に中教審に対し、一つには、教員養成における専門大学院のあり方について、二つめには、教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について諮問され、現在議論されていると聞いております。

また、教員の評価制度の導入につきましては、全国的には一部都府県には見受けられますけれども、道教委では国の委託を受けて平成 15 年度から 17 年度の今年の 3 カ年まで、「教員の評価に係る調査研究」を行っているところでもあります。

なお、教員の生活権、多忙化に問題はないかということにつきましては、昨年 7 月、校長、教頭、教職員を対象に町教委独自のアンケート調査を実施しております。

その結果、帰宅のために学校を出る時間は 6 時台が 3 割、7 時台が 2 割、8 時台以降が 1 割というように、全体の 6 割が 6 時以降となっております。時間外の主なものは、調査等の事務業務もありますけれども、なんとといっても多いのは教材研究、授業準備、採点業務、成績評価、学校行事、職員会議以外の会議に加えて、少年団活動、部活動といった業務外業務いわゆるボランティア活動に当たるなど、その多忙さが浮き彫りになったところでもあります。

このため、教育委員会では校長、教頭、教職員の代表と意見交換をし、平成 17 年度からは毎月 19 日

を学校教育、家庭教育、地域教育をする、いわゆる幕別教育の日とし、この日を中心に各学校では「教職員ノー残業デー」としてもらい、教職員にも家庭に帰ってもらうこととし、併せて、事務事業の見直しをすることとしたわけであります。

また、教職員提案制度を新たに導入し、教職員からの意見を聞くなど意識の高まりと意欲の向上、開かれた教育委員会も目指してまいります。

最後に、教員採用に問題はないかということですが、道教委では教員の採用に当たっては、優秀な教員を確保するため、「教科等の指導法」や「生徒指導」に対する理解度などに重点を置いた選考となるよう改善策をしているところであります。

次に、校長のマネジメント向上対策についてであります。

まずは教育理念を思い切って語ってほしいと、私どもは思っております。具体的には、子ども達を6年後にはこういうふう成長させて中学校に送る、というように、それぞれの校長が理念をはっきりさせた実践を行ってほしいという願いをもってあります。

そのために現職校長が身につけるべき力量は、次の3点に絞られると思っております。第1は、不測の事態に備えた危機管理と児童・生徒の健康・安全管理にかかわる管理的力量が必要だと思います。

二つ目には、「管理職としての自覚と使命感」や「教育に関する理念や価値観」など、職務を根底で支える見識・資質であります。

3点目は、「明確な将来像、いわゆるビジョンの提示、あるいは「4～5年先の中期的な計画」「教職員への説明と理解」など、学校の将来を見通した教育目標を設定して教育計画を立案し、教職員に提示する力量だと考えております。

特に、第1の点は近年特に高い関心を集める理由は申すまでもありませんけれども、第2、第3は「学校の自律性」、学校の自律性の根幹を支える校長の力量だと理解をしておりますが、おかげさまで幕別13校の校長は、こうした力量、理念のもとに学校経営に当たっていただいていることを、今、私の方から申し上げたいというふうに考えております。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 質問の途中でありますけれども、この際、13時まで休憩をいたします。

11:54 休憩

12:59 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井議員。

○17番（永井繁樹） それでは、質問させていただきます。

ご答弁をいただきました沢田教育長におかれましては、平成11年ですか、現在の教育長に就任されて以来、平成12年度から平成16年度まで、私も第3次幕別町生涯学習中期計画というのを、今回改めてまた確認させていただきましたが、その中の事業の推移を見ましても、今回のまた教育執行方針の中身につきましても、教育長や教育委員長をはじめとする教育委員会の教育に対する取り組みというのが非常に明確に伺い知ることができています。

ただいまの答弁におかれましても、正直申し上げて、非常に丁寧な答弁をいただきました関係上、再質問がなかなかしづらいという、一抹の私の質問に対する寂しさを感じているところでございますが、そこはご理解をいただいて、多少聞き漏している点もありますけれども、確認の意味を含まして、いくつかの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、学力低下の現状分析についてであります。答弁の中で、道教委の17年度の独自の学力調査というのは実施済みであって、後はその結果を待つということの内容は理解をいたしました。世間一般で言われているところの学力傾向というのですか、それを見ますと成績そのものは日本のレベルというのは非常にトップクラスにあるのだそうですが、学力面の大きな課題の中に、判断力や表現力が非常に

身に付いていないという現状、それと学習意欲が低下していつているという現状、それと帰宅してからの学習習慣が身に付いていないという現状ですね。それと、さらには自然体験、社会体験、生活体験等が不足して、人や物とかかわる力が低下しているという、こういった主な課題が浮かび上がっておりますが、教育長の答弁からはそういったものにかかわっての分析、評価がされておきませんので、現況、幕別町においては、全国的にこういった傾向があるものに対して、幕別町ではどのような状況になっているのか、お伺いをしたいと思います。

それと、土曜日の使い方についてでございますが、答弁の中の状況は非常にわかりやすく、現状、いろんな問題があるのだなということで理解をするところでありますが、一部、都市部においてはやはりこの土曜日にいわゆる補修塾のようなものを、現実に開催をいたしまして、学習指導をしている例もあるようです。

私が心配するのは、そういった都市部でどんどんやっている状況と、いろんな状況の中で、今、教育長が答弁されたような現況にあるこういう地方のあり方。そうしたことが続いていけば、当然学力の差が全国的に見ていくと広がっていくのではないかという不安ですね。そういったこともあります。

また、家庭の不安等も考えていきますと、対応が遅くなれば、やはり一方では塾通いのエスカレートという減少も出ていますから、その点の危惧もあります。それらについての考え方もお伺いをしたいと思います。

それから、ゆとり教育についてでございますが、特にここでは総合学習における事業をやっていく上で、特に総合学習というのは世の中で生きる技術や力を養うことが目的とされておきますので、その中であって、特に外部の人の導入についてですとか、地域サポート体制について、またはテーマを多様化していくことについて、こういったものが今度の授業展開の中で強く求められていくと思いますが、それらについての教育長の考えをお伺いします。

それから、一番問題になるのが、今回、私の質問の中で、次の教員の資質向上対策と学校長のマネジメント力の向上対策になっていきますが、やはりどういう施策をやっていくについても、それを受けて、実際に現場にタッチしていかれる人そのものの質というのが、最終的には今後の幕別町の教育を左右していくのだろうと、私はそう考えておきります。

そこで、お伺いしますが、限られた事業の中での新学指導要領が狙う効果的な指導を行うためには、やはり教育長も述べられておきりました教員側のさらなる工夫というのが、当然問題になってきます。

教員間の中では、こういった不安感が私はあるのではないかと推測するのですが、生徒自身にどんどんゆとりが出てくる分、現況、教員はますます忙しくなっているのが現実です。やる気のある教師ばかりではないという、要するにやる気のある教師以外の方もいるという意味ですが、そういったことも含めて、学校間の格差や生徒の学力の格差もある程度開いていくのではないかという不安があります。

そこで、今後の教師の力量がますます問われるということになってくるとは思うのですが、多様な指導方法を身につける必要がもちろんありますが、教師を支援する姿勢、これを教育委員会としては、私は強く今後打ち出していく必要があると思いますが、これらについて、さらにお考えがあれば伺いたいと思います。

それと、併せまして学校長のマネジメント力の向上対策についてでございますが、教育長が言われるように、現況、この関係者に至っては非常に努力をされているのだろうなど、私も思うところでございますが、その中で、私が一番申し上げたいのは、学校の自主性や自立性が発揮されるためには、以前から話が出ておきます学校長の裁量権、これの拡大が求められておきりますし、今までの議会の中でもこれらについては触れられておきります。

従来ですと、教育委員会の支持や、言葉良くないですが命令というのがありますが、これらを後退させて、学校の自立を後押ししていく、いわゆる支援や助言の機能、こういったものを今まで以上に一層強める必要が、私はあると考えますし、おそらく教育長もそういう考えだろうと思おきります。

また、校長の裁量権拡大ということになりますと、もちろん学校経営から、多分これは地域教育経営という形に感覚を変えていかなければやっつけいけないのだと思おきりますが、それ以外にも教育者として

の学校長は文化的なリーダーシップというものが併せて必要になってくるだろうと、そう考えます。

子どもたちを豊かな育つ場所に、そういった環境を用意するということから考えるのであれば、学校の教育責任というのは大きくなっていくわけですが、これらについての教育長のさらなる考えがありましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 最初に、学力の低下の問題でありますけども、このことからお話をしたいと思います。

よく学力というのはなんぞやという形から捉えて、よくお話をされるわけですけども、何を学力ととらえるか、あるいは子どもに身に付けさせたい学力とは何なのか。こんなことで学者と現場の教員、あるいは保護者の間でも相当違いがある。そんなふうに私どもは考えております。

例えば、学力低下というものを、受験学力としての知識を指して語られることもありますし、これに對しまして、これからの難しい時代、これを生き抜くために、思考力だとか判断力、あるいは興味・関心、こういったものをしっかりと教えるべきでないか。そんなふうに言われていますけども、幕別町は、先ほどもお話ししましたけども、これらいずれもやっぱり両方ともバランスのとれた教育が大事なのだろうと、そんなふうになって、学校現場と協議をしながら、これまでも進めてまいりました。

基礎基本の確実な定着、これをまず学校では大事なものだろうと、そんなふうに押えながら、子どもたち一人ひとりに確実な定着を図って、その上で確かな学力をつける。そういった努力をしているということでもあります。

いろいろと、今、新聞紙上で騒がれておりますように、今、質問にもありましたように、日本の子どもの学力は本当に低下しているかという、これはそうではないというふうに、文部科学省はきちんとそのことをわかっているのですね。

ただ、一部の読解力、今回、読み解く力が8位から12位まで下がった。これは大変だという形の中で、見出しがそこで学力低下と言ってしまっただけであって、実際には、数学・科学のレベルなど、こういったものは何も下がっているわけではありませんし、問題を解く力、これもそれなりの位置にある。全体的には、レベル的にはいいところにあります。

ただ、今、ご指摘もありましたように、授業を受ける姿勢は良いのだけれど、学ぶ意欲だとか学習習慣、これに課題があるのだろうと言われておりますので、幕別町はやっぱりこれからはわかる授業、楽しい授業に意を用いながら、これは学校だけではできないことも、家庭でもやっぺいこうと、そんなふうをお願いをしていこうという形で、毎月19日をひとつのきっかけづくり、家庭教育の日、地域教育の日、学校教育の日、いわゆる幕別教育の日にしなごらいくという、子どもをみんなで育てようという育児の日、その日を中心にしなごらいくやっぺいこうというふうにご考えております。

それから、土曜日のごことにつきましては、これはまったく先ほど何点かお話ししたとおり、いろんな課題がありまして、実際、今、都会や何かでもやっぺいこう、ほとんど都会は塾でありますけども、それ以外にやっぺいこうするのは、教員が、学校の先生がやっぺいこうしているというのは高校だとか私立はやっぺいこうしていますけども、一般の公立の小中学校ではなかなかそういう形でできないというのが現状であります。

やらないで、逆に地域の人たちの力を借りた、いわゆる土曜寺小屋だとかそういったものをやっぺいこうしているということでもありますから、こういったものは、私どもの町でも、やっぺいこう地域の人材力を使えごできないこともないだろうという形の中で、いろんな団体の人たち、特にしらかば大学の人たちには、あの人たちは大学生でありますから、一部土曜日あたりは、大学生は子どもを教えれば一番いいのではないかなという形も考えていますので、地域の寺子屋的なものを、いろんな形でやっぺいこういただければと、そんなことも考えながらいますけども、これは相手があることでもありますので、なかなか一遍にはいかないわけでもありますけども、ぜひともそういった体制づくりを地域の中でつくりたいな、そんな思ひは持っております。

それから、総合的な学習の時間、これはいろいろありますけども、本当に学校の先生は良くやっぺいこうしていると思っております。まさに教科書がないわけでもありますから、その中からいろんな形の中で、先生の

専門というのはなかなかいろいろなものがあるかといったら、なかなかそうではないわけでありませうけれども、例えば、農業、いわゆる食農教育にいたっては、へき地の方では、やっぱりその地域にいる農業者、やはりプロでありますから、こういう人たちを人材活用しながら、子どもたちに教えたり、そのほか、町の中でもいろんな形の中で、そういった総合的な学習の時間に工夫をしております。

私は総合の学習というのは、こんなふうに言っているのかわかりませんが、捉え方としては、おいしく食べてバランスある豊かな栄養が必要される料理づくりに向けて、教員が腕をふるう場所なのだろうと。ですから、教員が腕をふるうにはそれだけではできないから、地域の人たちと一緒に手を組んでやりましょう。こんなものをやっぱり総合的な学習の時間なのだろうというふうにありまして、いずれにしても子どもたちそれぞれ伸びる力持っているわけですから、それを助けるのが最高の教育であって、それを押さえつけるのが最悪の教育だと、そんなふうに思っておりますので、ぜひとも最悪にならないように、みんな最高の教育、これを幕別町13校の先生方それぞれ、後ろの問題に、マネジメントに入りますけれども、校長・教頭も同じように、そちらの方に向かっているのだと。先生を褒めていて本当なのかといいますけど、これは本当でありますから、私今まで嘘をついたことはありませんので、本当に私どもの教員は一生懸命やっているのだと、そんなふうにご理解をいただければというふうに考えております。

それからマネジメントでありますけれども、これはおっしゃられたとおり、そのとおりであります。

いずれにしても、校長というのはやっぱり優れた指導者として、あるいは学校経営にあたっては、私は構図を練って行動を起こす、そして決断する、そのためにはやっぱり何といっても教育に関する情熱、これを持つことが大事なのだろうというふうに思っております。

よく校長会や何か、教頭会という言葉は、こういったマネジメントにはこういう言葉がありますよと言います。夢なきものは理想なし、理想なきものは信念なし、信念なきものは計画なし、計画なきものは実行なし、実行なきものは成果なし、成果なきものは幸せなし。これは仕事を100倍する、いわゆるリープの言葉からでありますけれども、これをもって当てていただければ、すべてうまくいくのでないかな。これが答えになっているのかわかりませんが、その校長のマネジメントに対する思いということで、答弁等をさせていただければと思います。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 学力低下とゆとり教育の幕別町における現状、そして、今、出されております問題点につきましては、私も含め、ここにおられる議員の皆さんもおおむね理解をされたのかなと思います。

また、今後の方策についても、いろいろな事業が展開されるという裏付けからいっても、その方向性が見えてきているのだろうと思います。

私は思うに、子どもは社会の宝であり国の宝であります。これは教育委員会側も学校現場側も同じ気持ちだと思います。

日本の将来を担う子どもたちのこれからの教育は、地方分権という中で、教育も当然分権時代を迎えていくと思います。変化の激しいこれらの社会を生きる子どもたちは、今まで言われております生きる力と確かな学力、これを育むことが一番の大切なことであろうと。

これ以上の質問は、次回の成果が出るころに、また、機会を得たいと思います。

今後の教育委員会と学校現場のきめ細かな政策に対して、強く期待をしつつ、質問を終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○7番（堀川貴庸） 通告のとおり、以下2点にわたりまして質問をさせていただきます。

まずは、森林の有効活用と今後の課題についてであります。

現在、世界規模での自然・環境対策として、赤道直下の熱帯雨林やツンドラ地帯の針葉樹などの保護政策、あるいはまた砂漠や乾燥地帯に対する緑化政策が着実に進められているのは周知のとおりであります。

そもそも私たち人類の生活には森林からの恵みを欠かすことができないでありましょう。

しかしながら、その森林が有しているさまざまな機能・役割をよく理解せずに、とりわけ高度経済成長時代には伐採を続け、その上、非常に限定的な用途でしか活用をしていないものと思われるのであります。

今や国内では、林業を生業として従事する人の数もごくわずかであり、生活することが非常に難しいとお聞きしておりますが、これら森林資源と共存共栄している地域や国があるのも事実であります。

そこで、町内の森林資源の今後と林業に対する対応について、議論を深めることが必要と考えますが、以下の点につきまして、町長の見解を伺うものであります。

一つ目に、町内に存する町有林および民有林の面積はどのくらいでしょうか。

また、それら樹種についてはいかがでしょうか。

町有林が果たす役割と経済あるいは財政効果について。

森林の維持管理体制の確保・充実とその対策。

最後に、森林資源を基礎とする「スローライフ」の検討と取り組みについてであります。

続いて、WRCへの取り組みについてであります。

昨年9月、この十勝管内においてWRC(世界ラリー選手権大会)が開催されました。

この大会はわが国初の開催とあって、大歓迎ムードの中、地元経済の活性化にとって大きく貢献したものと、地元紙もその特集作業に取り組んだところであります。

帯広市を含めた管内5市町村がその主な会場となりましたが、わが町においては、住民意識・経済効果ともに上向いたとはいえ、今後の課題といえると思います。

そこで、どの市町村もこういった各種の大会あるいはイベントを通じて、地元のPR、活性化につないでいきたいと考えるときに、地域住民の参加は非常に重要な要素であり、その成功のカギを握ると思われませんが、今回のWRC開催による経済的な効果はどの程度あったのでしょうか。できれば業種別にデータを求めるものであります。

観光産業に対する影響はどのくらいあったのでしょうか。

また、通過型ではなく滞在型の観光事業が実践できたのでしょうか。

また、住民のイベント参加・意識を高める周知方法の検討とその目標設定の考え方についてはいかがでしょうか。

そして最後に、今回のWRC開催を通じて、わが町幕別町を大いにPRできたのでしょうか。また、印象付けられたのでしょうか。

以上の点につきまして、町長のご見解を伺うものであります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

森林の有効活用と今後の課題についてのご質問であります。執行方針でも述べましたように、近年の森林行政を取巻く環境は、森林所有者の高齢化、後継者不足や担い手の減少などによる林業就労者不足、さらには、輸入外材の影響による木材価格の低迷など一段と厳しさを増している状況にあります。

また、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保を図ることは、国はもとより森林所有者、林業及び木材産業の事業者、そして地方公共団体や森林及び林業に係わる団体も含め、関係者全体が取り組むべき国民的課題であろうと認識いたしているところであります。

1点目のご質問であります。幕別町内にある町有林の面積は1,197ヘクタール、民有林は6,983ヘクタールで、また、樹種につきましては、町有林ではカラマツが約87%、トドマツが約8%、しらかばが約2%となっております。民有林につきましては、カラマツが約81%、トドマツが約16%、そして、しらかばが約2%となっております。

なお、今、申し上げました数字は人工林でありまして、天然林については把握している資料がありませんのでご了承願いたいというふうに思います。

次に、2点目の町有林の役割と経済・財政効果についてであります。まずその役割についてであります。機能の面から分類して、一つには保安林、もう一つには普通林という区分になりますが、まず保安林につきましては風害、土砂流出・崩壊などの防止という機能があり、一方、普通林につきましては、水源の涵養、二酸化炭素の吸収源、生物多様性の保全などの機能をもって、非常に公益的な役割が高いものと考えております。

しかしながら、本町の町有林における経済・財政効果ということに関しましては、特に評価したものが、ないことからこの場で数字をお示しすることができないことをご理解いただきたいというふうに思います。

次に、3点目の森林の維持管理体制の確保・充実とその対策についてであります。町といたしましては、前段申し上げましたように、森林のもつ多面的かつ公益的な機能の重要性については十分認識いたしており、その維持管理につきまして、公共的団体である森林組合との連携協力を密にし、組合のもっているノウハウや活動力を最大限活用させていただいているところであります。さらに、今後におきましても国や道と歩調をあわせ、各種補助事業を活用する中で、健全な保育を目的に地ごしらえ、植栽、除間伐などの森林施業を引き続き計画的に実施してまいりたいと考えております。

なお、森林保全の対策として、今後植栽する樹種につきましては、従前カラマツが主体であったものを、しらかばやナラなどの広葉樹についても検討しているところであります。それと併せて自生を促す天然林化につきましても、道の機関である森づくりセンター等からの指導をいただきながら調査研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、4点目の森林資源を基礎とする「スローライフ」の検討・取り組みについてのご質問であります。

森林につきましては、従前、生産材としての木材の役割が主体的でありましたが、近年は森林浴や森林セラピーなど森林のもつ多面的な機能に注目が集まり、その活用についていろいろな調査研究や取り組みが行われているところであります。堀川議員ご指摘の「森林資源を基礎とするスローライフ」という概念もまさしく同様のものと考えておりますが、人間にとりまして健康回復や安らぎ、生きがい、あるいは自然を学ぶ、自然とともに生きるという考えが非常に大切なこととして位置づけられ、それがスローライフという概念にも象徴され、そのスタイルが求められているものと思っております。町といたしましては、森林資源を生かした具体的な政策についての取り組みは、現段階において特にありませんけれども、北海道におきましては、森林環境を活用して健康を増進する森林セラピーなどの推進についての検討がなされているともお聞きいたしております。今後におきましては、そうした動向を見守りながら、また、産業としての林業振興についても、環境と経済の調和の取れた政策について研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、昨年9月3日から5日までの3日間にわたり日本で初めて開催されましたWRC世界ラリー選手権への取り組みについてであります。

ご質問の1点目の経済的効果についてであります。大会期間中の観客動員数21万人でありましたことを考慮いたしますと、帯広市を中心とした十勝管内宿泊施設や飲食業、小売業、ガソリンスタンド、タクシー、バス等の業種において、かなりの経済効果があったもの推測され、本町においても、ホテル宿泊、ガソリンスタンド、スーパーなどの小売店、「サツナイ・スーパー・スペシャル・ステージ」の出店、さらには、同ステージの設営・撤去工事の受注等の面において直接的な経済効果があったものと推測いたしております。

ただ、具体的な数字となりますと、主催者側やラリージャパン支援歓迎実行委員会でも経済効果の有無について調査を実施していないため、捉えられておりませんが、その前の年に実施されたアジア・パシフィックラリーを参考に推測されたものとして、直接消費が30億円、経済波及効果が120億円とされているところであります。

なお、業種別のデータについては算出されておきませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、観光産業に対する影響と通過型ではなく滞在型の観光事業の実践についてであります。自由時間の増大や生活様式の多様化による自然とのふれあい、地域・世代間を越えたニーズの高まりを受けて開催されたラリー選手権は、開催期間中に地元も含め、先ほども言いましたように 21 万人の方が観戦されましたことは直接的な経済面のほか、多くの観戦者を迎え入れるシステムの構築や、接客・対応といった社会面でも大きく影響があったものと思っております。

また、大会開催中は、十勝管内の宿泊施設はラリー関係者、観戦客で満室の状態であり、この意味では滞在型ではありましたが、ラリーという一過性のイベントを目的とした観光客がほとんどでありますことから、こうした観光客に十勝の体験・滞在型観光を PR するとともに、この大きなイベントを通して、世界に十勝の魅力を発信することにより、十勝における滞在型観光の振興が図られるものと考えているところであります。

現在、オール十勝で滞在型交流産業に向けた取り組みを行っているところでありまして、本町においても参加・体験に結びつく環境づくりを関係機関・団体と連携して進めており、ラリー選手権を契機として滞在型につながることを期待いたしているところであります。

次に、住民のイベント参加・意識を高める周知方法の検討と目標設定についてであります。WRC は観戦するモータースポーツであるとはいえ、各方面からボランティアなどを募り、住民参加の支援体制を構築しなければならないものと考えております。周知については広報紙、住民説明会、もちろん新聞、雑誌等で行っておりますけれども、現在はいろいろな新しいメディアの方策が開発されており、とりわけ、今回のラリー選手権では、インターネットによる問い合わせ等が非常に多かったというふうにお聞きをしております。主催者においても切符の購入や問い合わせなどについて、そのほとんどがインターネットによるものというふうに向っております。

このため、観光物産協会など関係機関と連携を図り、あらゆる媒体を活用して周知をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、WRC 開催を通じて幕別町を PR、印象づけられたのかとのことではあります。世界のイベントを目の前に展開することにより地域の知名度アップはもとより、十勝全体の情報を発信でき、いわゆる PR につながったものと思っております。

ただ、公式ホームページやラリー専門誌等においては幕別町という名の PR は残念ながら十分ではなかったのかなというふうに思っております。

次回開催地が正式に幕別町に決定しました折には、前回の反省を踏まえながら、また「幕別町」を全面的に打ち出すよう働きかけ、あるいは幕別町のイメージ向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○7番（堀川貴庸） 森林資源についても答弁をいただきました。

およそ住民の皆さんのほとんどの方は、こういった森林といえば、先ほど町長の答弁にありましたように、保安林のほか、水源の涵養、災害対策、水質を含めた環境保全、また、京都議定書でも話題となりました地球温暖化防止など、先ほども本当に町長からの答弁の中で触れられていたようなことをイメージとして持っているとも思います。

また、最近では、さらにその利用方法の広がりによって、多方面にわたって役割を担い、そのニーズに応えていけるような森林の整備、また、保全が行われることも必要だろうと、そんなふうに考えています。

わが町の広い町有林も1,197ヘクタールですか、広い町有林も森林林業基本法に則って、日々森林管理を行っていることに対しまして、改めて敬意を表するところでもあります。

たまたま、ここ数日地元紙では、森林関係の記事が掲載されることが多かったように思います。これは4日付の地元紙の1面でしたが、道内産のカラマツ材を利用していこうと。教育・福祉・土木分野にもっともっと利用していこうという記事でした。

ちなみにこの事業は2カ年で、初年度は予算規模わずか76万円と。若干の予算であったと思います。そのカラマツ材を利用していくことがいいか悪いかはまた別としまして、6,983ヘクタールの民有林も含まして、やはりこれは何十年もかけて育てられてきた樹木を、今までは住宅関連の資材等には利用されてきたのですけれども、これからはやはり伸びが期待できない。

また、一部は処理場の木質ペレットの例もありますけれども、新しい木製品を開発していこうというのも、これからたださえ林業を活性化することが困難な時代には、やはりこういう事業からは大幅な見直しが必要なのでないのかなと、そういうふうに感じています。

例えば、北米のカナダという国は、これは森林資源の宝庫であります。松、杉系統などさまざまな樹木をその生産から市場の流通まで政府が管理することによって、安定供給の上、林業従事者が生活できるのです。

また、さらにカナダといえば国旗にも描かれている楓、このかえでから抽出できるのはおなじみの甘いメイプルシロップです。これはカナダの特産品であって、木材と同じく輸出までされています。オーガニック食材としてはちみつとは違い、赤ちゃんでも食べられる、そういつて安全に売られています。

また、北欧のフィンランドではしらかばが多く樹生しています。そのしらかばから抽出されるのは、私たちの歯にいいとされるキシリトールが挙げられます。虫歯を予防し、歯の再石灰化が增強される成分として、今や食品業界、医療業界などで注目されているところでもあります。

このように、森林資源の持つ多方面にわたる機能を損なわずに、やはり森林と共存しながら、自然の恵みを享受でき、そして、結果、生活の糧になるような考え方が、これからは本当に必要なのだらうと思っています。

日本国内の例を一例取り上げますと、これはちょっとショッキングだったのですが、落葉で自治体の財政を助けているというところもあるようです。形の揃った落葉を5枚くらいを一組にして、京都や大阪に料亭に販売をする。これはお料理の飾りとして何か利用されていて需要があるようなのですが、それはもちろん売り込んだ結果、買って貰っていると思うのですけれども、それによって何千万円も収益を上げていると。しかも自治体ぐるみで実施しているようです。

今までのような、木を切るために、極端な言い方かもしれませんが、木を切るために植え育てるのではなくて、やはり木と共存できるような積極的な取り組みの推進を、そしてやはり町有林が先頭となって、新しい林業形成の場として活用され、そこから民有林を刺激し、新しい地場産品の開発、町外からの移住といったスローライフの促進、そして活気ある林産業へと変えていけるような取り組みが求められていると思います。

木を育てるのには、30年あるいは50年とかかると思います。競争社会に勝ち抜くためには1日、1年でも早い取り組みによって効果は間違いなく出てきます。農業と林業が密接な関係によって、相乗効果を上げられるものと思いますが、その取り組みについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

続いて、WRCの問題です。

今回の質問では、昨年の札内川の河川敷で行われましたWRCをテーマにさせていただきました。

先の質問のとおり、オール十勝でやはり大歓迎ムードの中、はじめての開催、そして主催者が別ということで、慣れない中での支援体制だったと思います。

そんな中、大きな混乱あるいはクレームもなく、無事に幕を閉じたことは関係部署のみなさんのご苦労の賜と感じています。ただ、WRCの開催によって盛り上がったのは、非常に限定的といいますか、ごく一部の限られたものなのかなとも感じています。

確かに、日本においては、モータースポーツを誘致しているといえば、F1グランプリ等が開催される三重県の鈴鹿市、あるいは大小さまざまなレースが行われる栃木県の茂木町などがあげられるのですけれども、非常に数は少ないですよ。

欧米諸国に比べて、モータースポーツの知名度、成熟度ともに低いものと思いますし、それと比例するかのように地域住民の関心もまちまちだったと思います。

しかし、地元新聞では毎日華々しく1面をかざっておりました。町長の答弁の中にありましたように、

波及効果まで含めると、100億とも120億とも言われていたのですけれども、先に述べました理由からでしょうか、特に足寄町では商工会が地元で聞き取り調査をしまして、その経済効果は約1,800万円だという発表もされておりました。

大きな効果をもたらしたとって関係者は喜んでおられるのですけれども、全体からみれば、何分の1なのかなと思っています。

わが町でその経済効果を算出してないということでしたけれども、数字以上にこのイベントをきっかけとして、滞在型の観光がより実践できないのか、できるのかという点について、これから町と関係機関との間でより深い議論ができるものと確信しています。

例えば、いくらモータースポーツという分野がまだ未成熟であったとしても、WRCに先立って、やはり町内外のモータースポーツファンを集めて盛り上げるためのイベントを開催したり、また、来場者に幕別町マップを配布したりするなど、主催者の理解を得ながら可能な限り幕別町をPRしていったらどうかと考えたわけです。

その競技会場も札内川河川敷というところで、特設コースが設定されたのですけれども、そのコース名が、札内スーパースペシャルステージですか、幕別という名前ではなく、札内という名前でした。ちょっと残念かなと思っています。

ぜひ、次の機会には、幕別という文字もやはり含められるような強い呼びかけをしていただきたいと思います。そういうふうを考えます。

また、住民の参加意識についてです。やはり課題が残るとは思いますが、町長の答弁で触れられましたとおり、やはりそのときのスタッフは地元のボランティアに参加してもらうのがやはり一番だと思います。幅広くその参加意識を高められるよう、より多くの人たちの参加を呼びかける工夫が、また、さらに求められるものだと思います。

2日の町長の執行方針の中で、観光振興については、多少言葉は変わっております。訪れる方のニーズを的確に捉えた環境づくりを進め、地域経済に結びつく観光の振興に取り組んでいくとの一節がありました。今年もWRCがオール十勝を舞台にして開催されるのですけれども、ぜひとも主催者側、あるいは近隣市町村と一致団結しながら、その中でしたたかに幕別町をPRできるように取り組んでいただきたいというふうにも思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の森林資源の保護あるいは森林資源の活用についてでありまして、いろいろな事例をご紹介いただいたわけでありまして、私はやはり今までもそうでありましたけれども、やはり森林を育てる、保護していく、育成していく、非常に大事なことだろうということに、その思いは変わるものではありませんし、これからはいろいろな事例等をお聞きした中で、できるもの、私たちの町にとってできるものは取り入れていくことが大事だろうというふうに思っております。

そういった意味で、これから森林組合等の協力もいただきながら、あるいはまた、住民の皆さんの理解もいただく中で、森林資源の保護や活用に意を用いてまいりたいというふうに思っているところであります。

それから、オール十勝で支援をとるというそのWRCの関係ですけども、これは最初に幕別町の名前が出なかったのはご承知のとおり、札内川の河川敷を利用してスーパーSSのコースができた。これはご存じのように開発局の許可のもとに進められたというようなことで、どちらかという、私どもの町は、後からあそこで開催されますよというようなことがありまして、それから私どもは地域の住民の方々にご理解をいただくような手法をとりました。

逆に、足寄、陸別、新得につきましては、自分たちの町のいわゆる林道を車が走っていく。それだけに地元で後援会組織をつくって盛り上げていこうというような、どちらかという私どもの町とはちょっと違った中での取り組みがあったのだろうというふうに思っております。

そういった意味で、先ほど申し上げましたように、来年の十勝開催までは決まっておりますけれども、それ以外の、例えば、引き続き札内川河川敷を使うのかどうかといったところまでは、まだ詳細が決ま

っていない状況にあります。

もし、あそこで昨年度同様会場になれば、私どもも、幕別町札内、幕別の町が広くPRできるように発信していきたいというふうに思いますし、最後に言えることは、やはり十勝全体であるイベントを盛り上げないとならない。そのためには、それぞれの町が協力体制をとっていかなければならないのだろうというふうに思います。

なんととっても、一番メリットが大きいのは帯広市であることに間違いのないわけでありますから、そんなことをいって、ほかの町は関係ないのだということにはならない。十勝全体からみれば、21万人の人が集まるようなイベントなんていうのは、まずあり得ないというふうに言われているだけに、そういった意味では、これからも大事に育てていくということも必要なのかもしれませんが、私どもも町民にとって、町にとって、なるべく有効なイベントとなるように、意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩いたします。

13：45 休憩

14：00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○3番（野原恵子） 通告に従いまして、次のとおり質問いたします。

障害者対策について。

政府は2月10日、障害者が福祉サービスを利用する際、1割負担を求めることなどを盛り込んだ障害者自立支援給付法案を国会に提出しました。

政府は5年前、自分でサービスを選択できて、しかも負担は所得水準に応じた応能負担の考えで行うことを明らかにして支援費制度を導入しました。しかし、政府は障害者が利用するサービス料が増えれば増えるほど、自己負担を高くしていく応益負担に切り替えようとしています。

特に、福祉サービスを利用する障害者に1割負担を求めることです。今までの支援費制度のもとで、自己負担は所得に応じた負担になっているので、ホームヘルプサービスでいうと、住民税非課税の方までは無料となり、実際では95%の人は費用負担なしにサービスを利用することができました。

これまで別に扱われていた精神障害者も枠組みの中に取り入れるとしています。

さらに、精神障害者の通院、医療費の負担も、今まで所得にかかわらず5%であるのを、所得に応じて、1割から3割の負担とする内容になっています。

収入や生活面でのハンディを持つ障害者にとって、医療費の負担は大変な重荷です。

さらに、施設利用に食費、光熱費の負担も求め、障害の重い人ほど負担増となり、支援どころか重い負担と苦しみを課すものです。今、障害者の基本的な所得保障は全く前進していない状況です。生活保護水準を下回るような障害基礎年金などに物価スライドで逆にこの5年間で年金額が下がっています。障害者の雇用率も改善していません。所得補償が後退している中で、国は逆に大幅な負担増を障害者に押しつけようとしているのです。

障害を持つ人も持たない人も、誰もが社会の中で生き生きと暮らしていくには、まだまだ改善が必要です。

今回、枠組みの中に取り入れるとしています精神に障害を持つ人たちの自立支援のための施策は、幕別でも不十分です。

したがって、次の点について伺います。

①障害者自立支援給付法案の利用者負担を招く応益負担制度を実施しないことを国に求めていくこと。

②障害者の雇用について。

町としての雇用状況と町内事業所の雇用状況について伺います。

③精神障害者の自立支援を行うこと。

情報交換、交流事業、地域生活支援事業、小規模作業所運営事業など。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

障害者対策についてであります。

1点目の応益負担制度についてであります。先の行政執行方針の中でも述べさせていただいたところでありますが、障害者の方々が利用する各種福祉サービスは平成15年4月からの「支援費制度」の導入に伴い、全国的にも利用が大きく伸びてきている状況にあります。

国においては、一つには、利用者の急増とサービス費用の増大により、その対応が不可欠なこと。

二つには、利用地域におけるサービス提供体制が異なること。

三つには、障害の種別ごとに大きなサービスの格差があり、中でも精神障害者は支援費制度に盛り込まれていないこと。

四つ目には、働く意欲のある障害者が必ずしも働けていない現状にあることなど、これらの課題の解決を図るために「障害者自立支援法」を制定しようとするものであります。

この法律がめざす基本的な方向は、身近な市町村でサービスが利用できる体制づくりと効果的・効率的なサービスの利用促進、さらには公平な費用負担と配分の確保を図るものであり、利用者負担は、これまで所得に着目した「応能負担」から、サービス量と所得に着目した「応益負担」の要素を取り入れた仕組みとなっております。

このことから、利用者は、原則、サービス量の1割を負担することとなりますが、低所得者に対しては、月額負担上限額を無料あるいは低く抑えるなどの配慮が行われることとなっております。

また、入所施設や通所施設における食費についても、誰もが生活をしていく上での「実費」であるとして、原則、自己負担となりますが、低所得者に対しては経過措置を一部に設けるなどの配慮もされているところであります。

「障害者自立支援法」は、年齢や障害の種別を超えて一元的な体制を整備し、これまでの保護を中心とする仕組みから自立支援へ転嫁しようとするもので、制度の持続を確保する観点からも利用者負担の見直しを行うことについては、十分な論議を踏まえ、多くの方々の理解のもとに施行されるべきものというふうに思っております。

次に、障害者の雇用についてであります。

町としての雇用状況、さらには町内事業所の雇用状況についてであります。厳しい雇用情勢が続く中であって、障害のある人も障害のない人たちと同じように生活し、活動できる社会をつくり、「参加と平等」の理念を実現することは重要なことと認識いたしております。また、働く意欲と能力を持ちながら障害があるというだけで雇用されないとするならば、誠に残念なことであり、あってはならないことだろうというふうに思っております。

ご質問の町の雇用状況につきましては、既に2名を雇用し、雇用率から導き出す雇用人数は達成しているところであります。

また、町内事業所の雇用状況につきましては、詳細に把握したものはございませんが、十勝管内の障害者職業紹介状況によりますと、平成17年1月末で総体求職者数1,601名、就業者869名、雇用率で54.3%となっております。また、16年度を見ますと、新規求職者200名、就職者81名、雇用率で40.5%となっており、就労の場が確保されていない方が相当いるものと受け止めているところであります。

次に、精神障害者の自立支援についてであります。これまで、精神障害者の方に対する支援は、管内においては十勝保健福祉事務所が主に心の健康相談、精神保健福祉に関する知識の普及啓発、社会復帰学級への支援、地域共同作業所の運営支援などを行い、町村は身近な相談窓口としての業務のほか、精神障害者福祉手帳の申請や通院医療費公費負担などの事務を担い、困難事例の発生によっては保健福祉事務所との連携・協力により対応してまいりました。

「障害者自立支援法」は、障害者が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会に貢献できる仕組みづくりをすすめるものであり、本町といたしましても、北海道をはじめ、関係機関との連携・協力をさらに進め、対応していかなければならないものと考えているところであります。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 今の町長の答弁の中で、この障害者の新しく、今、国会に出されている障害者の自立支援給付法案ですが、その中身としては、その障害者の方々が、公平に、また自立支援をするためにこの法案が、今、出されているというお答えでした。

ですけれども、この実態、法案の中身の一部分ですけれども、医療費や何か、それから施設利用や何かをみましても、今、障害のある方々の所得といいますのは、障害者基礎年金、それが主なものです。それが月平均7万6,300円という、これは平均なのですけれども、これよりも低い方もおります。その中で、このホームヘルプですとか、それから通所施設、入所施設何かを利用しますと、ホームヘルプサービスですと、今、平均1,000円なのですが、これが通りますと、4,000円になる。それから、通所の場合には、今1,000円のが1万9,000円、そのぐらいかかるということです。それから施設利用しますと、18歳未満が約3万円になるということ。それから、大人の方が施設利用をすると、6万1,000円になるという、こういうふうに試算されているのですね。

これだけの負担がかかるのに、この法案が自立できるようなそういう中身ではないのですよね。名前は自立支援法になっていますけれども、実際にいろいろな施設や何かを利用する場合には、とても自立できるような、そういう負担ではないのです。

ですから、この幕別町でもそういう障害がある方がおります。そういう人たちの立場に立ちますと、自立ということにはならないわけですから、そういう弱者の立場に立てば、こういう法案は通さないでほしい、見直してほしいということをしかりと町の責任者である町長から国に意見を上げていくことが必要ではないかというふうに思います。

それから、障害者の雇用の問題なのですが、町としては、達成率は達成しているといっておりました。

また、町内の場合には、十勝全体の達成率を、今、おっしゃったのですけれども、幕別町での雇用状況は掴んでいないということになりますよね。数字としては出ていないわけですから。

ですから、本当に困難な障害のある方たちが、どういう職場でも働けるような、受け入れてもらえるような、そういう指導が町側としては必要ではないかと思うのです。今、非常に雇用の状況は厳しいとは思いますが、さまざまな手立てをとって、雇用者、障害のある方々が働ける、そういう環境整備も町の事業所に対して指導していくということが必要ではないかと思います。

それと、精神障害者の自立支援ということでは、今、精神障害者の場合には町で手帳を発行することになっていますので、どういう方々がいるとか、それから人数なども町ではしっかり把握していると思うのです。そういう方たちは、まだまだ家庭の中でのいるわけで、そういう精神障害のある方々が話し合いをし、そして心を解放して、そして少しでもそれを乗り越えて社会に出て行きたいという、そういうことを推し進めていくには、情報交換をしたりですとか、それから自分を励ますですとか、家族たちと一緒になりまして、情報交換・交流を支援していく。そういう手立てが必要だというふうに思います。

今、十勝管内でもそういう施設をもっているところがありまして、情報交換ですとか交流事業としては、帯広・音更・広尾・池田・本別でされております。そして、共同作業所は帯広・池田・広尾・新得・清水・音更でされているのですよね。ですから、雇用の拡大ということをつなげていくためにも、この共同作業所というのは非常に大きな役割を果たしますし、情報交換とか交流事業とかというのも、やはりそういう人たちの励ましていくということで、手立てをとっていくことは必要だと思うのです。

というのは、この精神障害者の施策というのは、まだまだ非常に遅れている部分であると思うのです。そういう点ではまずできるところから町としてそういう施策をとっていくことが必要だと思うわけですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の自立支援法を、町が法案を成立させないように申し入れをすれば、意見を述べるということでもありますけども、こうした法律をひとつの町の町村長が何と言いますか、それぞれが行動するというだけでなく、本当に町村会とかいろんな、六者団体も含めて、そういったところがこういう法律が反対だということに動くときに、我々は当然参画していくかもしれませんけども、一つの町村だけが動くということには、私はちょっとなりづらいのかなというのは、私は正直思っております。

当然、先ほども言いましたように、国政の場で十分審議がされ、論議がされて、最終的に法律が決まってくわけでありますから、私どもが、一首长がその法律に対して、法案を通してはだめだとか、法案に反対だとか、その意見を申し述べる場というのは、もっと違うところにあるのでなからうかなというふうには、実は思っております。

先ほど言いましたように、当然のことながら、低所得者に対する配慮ですとか、いろんな今までの経過があって、法案が提出され、そして国政の場で論議をされて決まってくるのか、だめになってくるかは別として、論議されることだけは間違いないわけですから、私はそういう中で、先ほども言いましたように、多くの皆さんの理解が得られる中で、法案が決まってくことを望んでいるという立場であります。

それから、雇用についてですけども、今、言いましたように、町はそういうことで規定はクリアしていますけども、町内的な調査というのは実際やっていないわけです。それで、今、今月の末に町内の事業所に雇用実態調査を、今、行う予定でありますので、その中にこの障害者の雇用状況についても記入していただけるような調査を即刻取り組んでいきたいというふうに思っております。そんなような経緯を見ながら、また、対応を考えていきたいというふうに思います。

それから、精神障害者のお話がありましたけども、実はなかなか、先ほども言いましたように、表に出ない部分には実はあるわけでありまして、私も担当から聞いたのですが、保健所で押えて、幕別町は456人いますというのですけれども、名前もわからなければ住所もわからない。そして、手帳の申請している人は、先ほど言いましたように、町を通じてやりますから38人の方が手帳を受けられているということですから、それはわかるわけでありまして、今、野原議員言われましたように、交流事業だとか支援事業については、今、言う保健所が単位でいろんな事業をやっている。そして、そのほかにNPO等の事業所、今、申し上げました本別とかいろいろな所にあるところがそういう事業をやっている。うちの町民の方もそちらへ通っていらっしゃる方もいらっしゃるというふうなことになります。

それと、もう一つ、今、言われていますのは、北海道が四千数項目ある権限を半分以上、町村に、移譲しようとしておりまして、その中に、この項目が入っており、すでに17年度、新しい年度から徐々にですけども、市町村に権限が移譲されてくることになりますので、今度は人のことではなくて、町自らがまさに窓口になって、いろんな支援体制を、あるいはいろんな施策を講じていかなければならない。そういうふうなことも踏まえて、これから私どもは対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 今、この支援法なのですが、町村長会ですとか、そういうところでまとまって意見を上げていくならいいということでしたけれども、やはり一つひとつの町村、町、自治体の責任者としては、やっぱりこれは町民にかかわる問題でありますから、声を挙げていき、それがつながって行って、大きな輪になっていくということだってあり得るわけですから、どこの町がしないからしないとかではなくて、幕別町からそういう声を挙げていくということも、私は必要ではないかと思っております。

国政の場で決まってくということだったのですけれども、国政の場が必ずしも、本当に国民の声を反映させているかと思ったら必ずしも私はそうではないと思うのですよね。

ですから、そういう点では、一番そこに住んでいる人たちに身近である、その自治体の長が意見を挙げていくことは、これは大きな力に、私はなると思っております。

それと、これから雇用の問題では、雇用実態を調査してから手立てを打っていくということでしたけれども、ぜひ、雇用促進のために、町の指導を大きく発揮させていただきたいというふうに思います。

また、この精神障害者の施策のことなのですけれども、こういう点ではいろんな環境の問題や、それから取り巻く環境が悪くなっておりまして、精神に障害を持つ方が年々増えてきている傾向にあると思うのですね。

だから、そういうふうなことを考えますと、平成17年度から道のいろんな権限が半分以上移譲することで、その中に含まれるということだったのですけれども、町としても早めにそういう手立てをしっかりと打っていくことが必要だと思うのですけれども、今、わかっている人たち、そういう人たちにも働きかけて、やはり情報交換ですとか、まず、そこからでも手立てを打っていくということが、そういう人たちを社会に目を向けていく大きなきっかけになるというふうに思いますので、そのところの手立てをどのようにしていきたいと思っているのか、その点をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 国政の場で我々の声が反映されないということになると、これはちょっと我々もどうにもならないのですけども、ただ、私が言ったのは、一町村が、例えば、厚生労働省にこうだという意見を述べるのではなくて、そういう町村が、今、言われたように、大きな輪を広げていくとすれば、町村会なり何らかの場でそういう論議がされて広がって、それが国政の場へ上がっていくということが望ましいことであって、いきなり一町村が即ということがどうなのかということが一つあったのと、そしてやっぱり国政の場ですから、それは我々の意見なり国民の声があるところで繁栄されるような論議をしていただくということは、最大の我々の期待でもあり、望みでもあり、そうやっていただかなければならないのだろうというふうに思っております。

それから、雇用の関係も、これはちょっとわかりませんが、職業安定所かどっかなのでしょうか、きっと障害者を一人任用することによって、それなりの国の助成金といいますか、そういったものも出されているというようなこともあります。

そういう場で今回実態調査をやるのですけども、実際、回答率がどのぐらいあって、どういうふうな結果になるかは、先ほど言いましたように、この後の調査結果を待ちたいというふうに思います。

それと、今、言いました精神病の関係ですけれども、障害者というのはいろんな障害があって、知的障害だとか身体障害だとか、精神障害もあるのですけども、精神障害がやっぱり一番難しいというのは、これは把握が難しいというのですか。

今言ったように何百人いるというけども、実際手帳をもらっている人は三十何人、身体障害者だとか知的障害者それぞれに申請をして、手帳をもらって、障害者だっという認定があるのですけども、一方では、保健所の押えているように、何百人もいるけど、町ではその人が誰かもわからないし、手帳を貰っているのは何人なのか。それだけに、まず把握の段階から難しいのかな。先ほど言いましたのは、そういった、今、保健所でやっているような業務がすべて町村へ降りてくることになれば、当然、全部把握ができてくるから、それなりの対応もできるのかなというようなこともひとつあったものですから答弁させていただきました。

それと、野原議員も言いましたように、帯広市ですとか音更・池田・新得・広尾、これは実は大体昔保健所が配置されていたところが、主に今までやってきたと。あくまでも道が主体でやってきた事業だということがあるのだろうというふうに思いますけども、それらも含めながら、私どもも最大意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、乾邦広議員の発言を許します。

乾邦広議員。

○8番（乾邦広） 通告に従いまして、3点について質問をさせていただきます。

はじめに、町有地の有効利用における住宅政策について。

第4期総合計画の中で、町民の望む本町の将来像は、自然との調和を図り、福祉と教育環境が充実した町と位置付け、将来像実現の基本目標六つの中にも、自然と調和した快適で住みよい町、地域の特性を活かした活力のある町、人と人が触れ合う町というように、自然と調和、地域の特性、人が触れ合う

町が掲げられております。

そうした将来像を描いた上で、基本計画、現状と課題では、若者定住、U・I・Jターンの促進向き住宅、あるいは地域の課題に対応した多様な住宅施策が必要との認識に立って、北国にふさわしい良好な住まいづくりを促進するとしております。

そこで、地域の課題に対応した多様な住宅施策が必要との観点から伺いますが、ご承知のように途別小学校では本年度より、十勝管内はもとより道東でもはじめての小規模校特別転入学制度が導入され、平成16年度は1年生一人、5年生一人が入学したことで、1年生と2年生はこれまでの複式から単学級となり、しかも教員増になるなど、このうえない結果となりました。このことは、地域にとっても子どもにとっても、教育効果の向上はもちろんのこと、学校・地域の活気など運営面に大きな好影響を与えていただいております。

また、平成17年度の入学希望者を対象に、見学会、説明会、町内外から十数組の保護者、子どもたちが訪れるなど、関心の高さが伺い知れるところであります。

結果的に、入学を希望したのは、新1年生3人が入学するとお聞きしておりますが、問題は現行の特認校制度では、町外の子どもは受け入れることができないため、入学を断念せざるを得ないので、住宅が学校周辺にあれば移り入学させたいという話を聞いております。

そうした現状、あるいは前段申し上げた若者定住、U・I・Jターン向け住宅策の一つとして、旧学校跡地に公営住宅を建設し、小規模校特別転入学制度のさらなる充実と小規模校の再生、効果、地域の活性化、農村の自然と文化、人情を活用し、まちと農村の均衡ある発展と時代を担う人づくり事業としての町長の考えを伺います。

次に、環境教育の推進について、お伺いをいたします。

21世紀は環境の世紀といわれ、この世紀を生きる児童・生徒を対象に、学校においても環境教育が行われていることは承知しておりますが、環境教育は教科書や副読本を読むといったことよりも、周りの自然活動や清掃工場、廃棄物処理施設など、あるいは試験・研究機関などを訪れ、目で見たり手で触ったりさまざまな体験をすることも大事なことだと思います。とりわけ、環境問題の中でも、廃棄物は毎日の生活の中から発生する身近な問題であり、例えば、全国の小学校での給食の食べ残しは、1週間で850トン排出されているという試算もあります。現在、給食の残飯は費用をかけて処理していると聞いておりますが、費用をかけずに微生物を利用して、堆肥をつくり、作物を育てることも可能であります。全国の小中学校の中には、このような事業実践プランを取り入れ、有機農法や環境教育を体験する事例もホームページなどで紹介をされております。

そこで教育長にお尋ねをいたしますが、教育委員会としても、子どもたちの健康増進を図るため、昨年度から生涯学習の一環として、学校・家庭・地域が連携し、食に関する指導の推進を図ることにしておりますが、このような事例もぜひ参考にさせていただきたいと考えますが、教育長の考えを伺います。

最後に、教委委員会の役割について。

町教育行政の推進に中心的な役割を担う教育委員会制度、制度化されてから半世紀を過ぎた今日、マスコミ等によれば形骸化しているとの批判が強いことから、国は制度を抜本的に見直すため、中教審に諮問をしたとされておりますが、本町の教育委員会としてはどのように受け止めているのか、教育長の考えを伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 乾議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町有地の有効利用における住宅政策についてであります。ご質問にもありますように、途別小学校の小規模校特別転入学制度の説明会には、町外1組を含む10組が参加したとお聞きいたしているところであり、子どもに最適な環境で教育を受けさせたいという、保護者の気持ちも充分理解はするところであり、また、この特別転入学制度が大きな効果をあげていることは、大変喜ばしいことと考えております。

この制度のさらなる充実を図る施策の一つとして、学校敷地に公営住宅をとのことでありますが、公

営住宅の目的の本旨は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸するとしているところであり、また、Uターン、Iターン、Jターンの受け入れや子どもの教育のための居住空間の提供を目的とすることは想定されていないところであります。

このため、当該地への公営住宅の整備ということになりますと、当然のことながら、町単費による手法しかなく、この場合は建物本体から道路、水道、合併浄化槽の整備など、相当の経費を要しますことから、現在の本町の財政状況を考慮いたしますと、その実現はかなり難しく、また、住宅に困窮している一般住民の理解を得ることも難しいのかなというふうにも思っているところであります。

さらに今後、土地の有効利用の研究は続けてまいりたいというふうに思っておりますが、他の地域とのバランス等の問題もあり、現実的にはなかなか具現化することは難しい状況にありますことを、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、乾議員のご質問に対する、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 乾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、環境教育の推進についてであります。学校教育におきましては、児童・生徒が環境を大切に、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した行動が取れるよう、発達段階に応じて各教科や総合的な学習の時間などにおいて、体験的・問題解決的な学習を重視するなど環境教育の改善・充実を図ってきているところであります。

また、学校におきましては「食に関する指導」においても、家庭、地域と連携し、児童・生徒の正しい食事のあり方や、望ましい食習慣の形成を図るとともに、環境保全の観点からごみの分別や食べ残しを減らす工夫など、環境に関する学習についてこれまでも積極的に取り組んでいるところであります。

児童・生徒が、環境教育の一環として学校給食の残食を活用した家畜の飼料や肥料づくりなど、資源の再利用の方法を主体的に学ぶことは意義深いことであり、教育委員会としても、このような先進事例を各学校に紹介するとともに、各種研修会において資源の有効活用などについて教職員の理解を深め、各学校における指導の一層の充実を図られるよう取り組んでいきたいと思っております。

次に、教育委員会の役割についてであります。教育におきましては、その中立性の確保は極めて重要なことであることから、選挙で選ばれる知事や市町村長から独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することによって、中立性や安定性、継続性を確保するとともに、多様な民意を反映する仕組みとなっております。

国におきましては、市町村合併の進展などに併せて、地域の意向を反映した主体的な教育行政を推進するため、知事や市町村長と教育委員会の関係、あるいは学校と教育委員会の関係のあり方など、教育委員会制度の改革方策について、現在、中央教育審議会に諮問をし、この秋までには答申される予定であると聞いています。

幕別町教育委員会といたしましては、これまでも、地域の実情を踏まえ、地域に根ざした主体的で積極的な教育行政を推進するため、「教育ネットワーク推進会議」や「ジュニア教育委員会」を開催し、多くの意見を聞くほか、教育委員会の会議を公開するとともに、来年度からは新たに「幕別教育の日」の制定や「教職員提案制度」、「幼保・小中連携事業」などさまざまな施策を協議、実現するなど開かれた教育行政に取り組んでいるところであります。

引き続き、国の動向に留意しながらも、教育委員会制度の趣旨が活かされるよう、教育委員会の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

以上で、乾議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 乾議員。

○8番（乾邦広） 何点か、再質問をさせていただきたいと思っております。

都市計画マスタープランでも、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりと記載されております。

まさに、これからの時代、構想・計画段階から住民参加、住民視点によるまちづくりの支援が大事だ

と思っております。今後、地域の声を聞く機会があってもいいのではないかと思います、この点についてどのように考えておるでしょうか。

また、私が質問した場所は、旧途別小学校跡地なのですが、これは都市計画調整区域で、住宅が建設できない地域なのか再度お聞きいたします。

また、今現在、この跡地は、今、パークゴルフ場として利用しておりますけれども、その管理は長寿会にまかせてお願いしていただいております。これは高齢化などにより大変管理も難しい面も出てくるのが予想されておりますので、地域住民との話し合いの場を設けまして、将来、検討することは考えてもいいのではないかと思います。

また、公営住宅建設が難しいのであれば、今、民間の力を活用して、町有地の売却などするような考えはないのか。

この四つについて、再度質問をさせていただきます。

また、環境教育について、お伺いをさせていただきます。

本年度、食育について大変強力に進めていただいておりますことは、私ども農業者には大変心強いと思っております。この環境教育も大変重要な教育でございますので、簡単にもう一つお聞きしたいと思いますけれども、町内の小・中学校で給食の食べ残しの量はどのぐらいあるのでしょうか。

また、その食べ残しの処理はどのように処理されているのか、再度お聞きいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の住民の声を聞く機会、これは私どももちろん否定するものでもありませんし、機会がありましたら、ぜひ、お招きをいただいても結構でありますし、お越しいただいても結構ありますけれども、そういう場を持たせていただければありがたいなというふうに思っております。

それから、住宅の建設が可能かということでもありますけれども、都市計画の区域外の地でもありますことから、これは住宅の建設は可能であるというふうに思っております。

それから、公営住宅が無理ならば、分譲しては云々という話があります。

ただ、先ほどの乾議員の言われる、学校の子どもを入れるとするならば、若い人が入ってくる、子どもがいる人たちが入ってくるのに公営住宅と。分譲してしまうと、何年か子どもがいてもすぐ子どもがいなくなって、先ほどの学校とはちょっと結びつかなくなっていくのかなというように思います。

これは難しいのは、都市計画区域が設けられて、その中にたくさん住宅を建てる地域があるのに、なぜあえて都市計画区域外のところに住宅を建設して、まちづくりを進めていかなければならないのかと、こういう問題は必ず出てくるのだろうと。まちづくりを進めていくために、そういう線が引かれていて、それぞれの地域のそれぞれの発展を目指していこうと、開発をしていこう、活性化を図っていこうというときに、なぜ、その都市計画区域外のところに住宅を建てなければならないのか。その一つが学校の特殊性だということ为先ほど言われたのかなと思うわけでもありますけれども、そういった面ではいろいろ課題もあります。

例えば、これを民間にあそこを分譲して、どうやってくださいといっても、これまた浄化槽からはじまって、相当な資本投資もしなければならないという問題もあって、なかなか難しいのかな。それでは、途別が良くて、明倫か新和か駒島か中里から出てきたらどうなのだということも、これはひょっとしたら考えていかなければならない問題なのかなというようなこともあって、なかなか一遍には難しい、解決が難しいのかなと。

ただ、前段お話しありましたように、相談をさせていただく。声を聞く機会を設ける。そういったことについては、ぜひ、進めていただければというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 給食の各学校から戻ってくる残食の量でありますけれども、これも大体1日あたり、平均150キログラムということになっているようであります。掛ける200日ぐらいというのが、年間の数字になろうかと思っております。

その処分方法でありますけれども、この給食残滓の処理につきましては、過去、コンポストによる処置

を試験的にやったこともありますけども、結果的には脂分だとか塩分、これが多いやつはなかなかなじまないという結果で、今はそういったことはやっておりません。

最終的には、学校から帰ってきた残滓につきましては、水分を十分に抜き取って、生ごみ収集に合わせて処理をしている。いわゆる事業系の一般廃棄物、そんなような形の中で処理をしているということでもあります。

ちなみに処理費用は、聞かれてはいませんが、先に答えた方がいいかと思うのですが、36万円ということでもあります。

○議長（本保証喜） 以上で、乾邦広議員の質問を終わります。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

○1番（豊島善江） 教育行政について、質問をいたします。

教育行政執行方針では、引き続き、「教育の風は幕別から」を合言葉に、幕別ならではの教育の創出に努力するとしています。また、方向性として、学校・家庭・地域が連携をしていくことが柱となっており、各施策にそのことが反映されています。

児童を取り巻く環境の変化、とりわけ犯罪の多発、少子化、核家族化の中で子どもたちが安心して育つためには地域の力が大いに必要であり、地域とともに子どもたちを育てていくことが今こそ求められているときはありません。

教育行政執行方針にかかわって、4点質問いたします。

1点目は、教育連携支援事業についてです。

これまでも学校評議員による教育ネットワーク推進会議や地域参観日など、地域とともに教育を考える施策がとられてきました。今回、新たに教育連携支援事業が実施されますが、これまでの施策との関連、また具体的な内容について伺います。

2点目は、コンピュータ活用についてです。

小学校からコンピュータを活用した授業が行われています。技術やコンピュータを活用する能力はついていくと思いますが、もう一方で考えなければならないのは、コンピュータによる犯罪や知らずに犯罪に巻き込まれる例が増えていることです。その学年に適した防止のための手立てを教育の中で十分にとるべきと考えますが、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

3点目に、学校給食についてです。

食育の重視が述べられています。具体的にはセンター栄養職員と教職員、養護教員との連携を深めながら教科指導や給食指導を展開するとしています。この分野では、農業が基幹産業である幕別町ならではの取り組みができるのではないのでしょうか。また、安全でおいしい地元の作物を供給することが一層求められます。

1点目、農業体験事業の拡大について。

2点目、地元でとれた安全な作物を供給したいという声が農家の方からも出ています。そういう声に応える体制、仕組みをつくるべきではないのでしょうか。

3点目、これまでの食の安全、地産地消の両面から求めてきましたが、十勝産小麦を使ったパンの早期実施について。

4点目、十勝産小麦を使ったうどんの研究について。

次に、学校図書館の充実についてです。

平成13年に制定された子どもの読書活動の推進に関する法律では、子どもの読書活動は、子どもが言葉を読み、感性をみがき、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである、このように謳っています。読書活動は、一生のものです。特に学校教育の場での取り組みが第一です。子どもたちの生活の大きな部分を占める学校教育の場で、適切な指導を行うことが必要と考えます。幕別町子どもの読書活動推進計画の中では、具体的な取り組みとして、図書資料の整備及び司書教諭の配置に努めるとしています。

また、昨年3月定例議会での教育長の答弁の中では、12学級以上の学校5校に司書教諭が配置されていると答弁されていました。しかし、実際には専任の図書司書ではありません。

そこで、ぜひ幕別町にも専任の司書を置くべきと思い質問をいたします。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 豊島議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、教育連携支援事業についてであります。平成の教育改革の大きな特徴といたしましては、明治、大正、昭和の場合とは異なり、学校や家庭、地域社会など、それぞれの教育現場からの改革を重視する点にあり、このことは、教育行政の枠を越えた総合的な施策の推進や地域社会全体の支援体制をつくるのが改革の決め手になるだろうということで、平成15年度から2カ年間、幕別町が独自に実施した「開かれた学校づくりモデル事業」の検証の結果からも明らかになったところであります。

同時に、今日の複合的な教育問題を解決していくためには、広く地域全体の教育力を高め、人間形成空間としての教育文化環境を合わせて整備していく必要があるものと考えており、これからの教育改革に当たっては、各学校を核とした家庭や地域、諸関係機関など多様な「教育連携」の活動を実施していくことが重要であるとの認識を深めたところであります。

こうしたことが、教育行政執行方針で述べましたように、17年度より「地域教育連携事業」を導入し、その具体的な内容としましては、一つには、「学校と家庭をつなぎ、家庭と地域を結ぶ」とし、学校だより、学年・学級だより等を活用し、学校の持っている情報を広く家庭・地域に提供することによって、学校教育への理解・協力が得られ、家庭教育・地域協力の支援策を講じ、子どもをよりよく育てる基盤の確立をより一層図りたいと考えております。

二つ目には、「地域社会と学校を開く」としており、生涯学習リーダーバンク制度や人生学博士など、地域にある優れた知識や技能・環境（教材）を有効的に活用しながら、地域に根ざした「環境教育」、「地域教育」の推進を図るなど、学社融合の中で、子どもたちが多くの大人との関わりにより、教科書にはない教養を高め、個性的な部分を引き出し、発揮させながら自信を持たせる機会を得させたいと考えているところであります。

三つ目には、「児童・生徒の安全対策の連携」であります。全国的に発生しております昨今の不審者による学校や児童・生徒に関わる悲惨な事件が多発しておりますが、こうした中において児童・生徒が登下校時を含め、安心して安全な学校生活を送れるよう、交通安全や防犯等に関する対応・対策を児童・生徒健全育成推進委員会や学校協議員を構成員とする教育ネットワーク推進会議などの関係機関はもとより、学校と家庭や地域が常に連携をとって、安全な学校生活環境の整備・推進を図るものであります。

すなわち教育連携支援事業は、「地域に根ざした教育。教育の原点は郷土学習にある」としながら、構想のテーマを「明るいまちを興す」、そのためのキーワードを「つなぐ・むすぶ・ひらく」、この実現と位置付けをし、当事業を実施しようとするものであります。

なお、具体的には各学校の創意工夫のもと、実施されることとなりますが、新年度に新たに制定する「幕別教育の日」定着に向けた支援策ということで、ご理解いただきたいと思います。

次に、コンピュータ活用についてであります。

新しい学習指導要領のもとでは、次代を担う子どもたちが、社会のさまざまな面での激しい変化に主体的、創造的に対応するために、自ら考え自ら学ぶ力などの「生きる力」を育むことを重視しています。

「生きる力」の育成と情報教育との関係については、次のように考えることができます。

情報教育の目的は、「情報活用能力」の育成を通じて、子どもたちが生涯を通して、社会のさまざまな変化に主体的に対応できるための基礎・基本の習得を目指しており、このことは「生きる力」の重要な要素であります。

さらに、情報モラル等の「情報社会に参画する態度」は、「豊かな人間性」と密接に関係しており、「生きる力」の育成の上でも、情報教育は非常に重要な役割を担っているといえます。

ところで、IT、いわゆるインフォメーションテクノロジーを直訳すると「情報技術」となりますが、

情報化社会では、概して、量や速度といった「情報技術」の側面から論じられることが多いのですが、ここへ来て、情報化の「影」の部分が大きな社会問題となっており、情報を「技術」の側面からだけ見るのではなく、「情報作法」といったものにも目を向けなければならなくなっております。

あふれる情報の中からどの情報を選び取ればよいのか、また、情報機器等の技術が進歩すればするほど、間接体験・疑似体験が増加し、実体験との混同を招き、さらには、長時間にわたって情報機器等に向かい合うことで、人間関係の希薄化や真の生活体験・自然体験の不足を招くなど、子どもたちの心身の健康にさまざまな懸念が指摘されております。

情報教育を考えるにあたっては、こうした情報化の「影」の部分が持つ問題に、学校のみならず、家庭、地域社会が相互に連携・協力し合って、真剣に取り組む必要があります。

幕別町においては、平成3年から学校へのコンピュータの導入を本格的に開始し、情報教育に取り組んできているところであります。違法情報、有害情報をシャットアウトする設備面からの対応としては、一つには、不適切な情報をあらかじめ排除した児童・生徒向けの検索サービスの利用。

二つ目は、排除する情報をあらかじめ設定し、それに該当するものは表示しないようにするフィルタリング方式の二つがあり、幕別町においては、小規模校では児童・生徒向けの検索サービスの利用、大規模校ではサーバーにフィルタリング機能を持たせることで対策を講じております。

また、平成14年には本町独自に「インターネット利用ガイドライン」を定め、児童・生徒の個人情報の保護、ネット上のモラルの遵守、児童・生徒の健全育成を妨げる情報に触れないことなどを重点に、情報教育を進めております。

さらに、文部科学省も平成14年6月に、情報教育に関する手引書となる「情報教育の実践と学校の情報化」をまとめ、情報化の「影」の部分への対応として、一つに、情報化の進展が社会に及ぼす影響の理解。

二つ目には、主体的に情報を選択できる能力。

三つ目に、情報モラルの育成。

四つ目に、発信した情報に対する個人の責任。

五つ目に、子どもたちの心身の健康に与える影響への対応について、その考え方や対応例を示しております。

不適切な情報を児童・生徒の目に触れさせないことはもちろん大切ですが、最も重要なことは、児童・生徒自身がそうした情報が有害であると判断できる力を育てることもその一方では大事なことと思っております。

学校現場では、町のガイドライン並びに文科省の手引きをもとに、あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成や、情報化の影の部分についての理解を深め、情報モラルの育成に努めておりますし、また、情報教育のみならず、生徒指導の充実とともに、学校教育全体として、日ごろから、道徳性の涵養とともに、薬物乱用や性に関する情報への対応など、適切な意思決定や行動選択の必要性への理解教育に取り組んでいるところであります。

次に、学校給食について申し上げます。

1点目の、農業体験事業の拡大をということについてであります。この事業は、町長部局で実施している「農業体験熟」のことかと思われましても、その内容は、町内の小学生を対象に、農作業体験、農作物の加工体験、農業施設などの見学を通して農業を身近に感じてもらうこと、さらに、食の安全・安心ということに興味を持ってもらうとともに、農業の大切さを実感してもらうことを目的に、平成16年度初めて取り組んだ事業であります。

町内市街地、三つの小学校から18名が参加、新和にある町の試験圃及びふるさと味覚工房を会場に8月から9月にかけて3日間実施し、レタスの植え付け、草取り・収穫作業や、アイスクリーム・豆腐づくり、そして最終日にはカレーライス・サラダづくりをしたものであります。

参加をしていただいた小学生、父母に感想を聞いたところ、好評をいただいたことから、平成17年度についても引き続き実施することで予定されており、さらに、酪農・畜産関係につきましても、取り

組みが可能かどうか現在協議中とのこととあります。

次に、2点目の地元でとれた安全な作物を供給したいという農家の声を生かしてはとのこととあります。すけれども、生産現場がわかる農作物は、安全・安心であり、流通経路が省略化できることから新鮮で安価になるなど、生産者にしても地元で消費できれば安定供給につながるなどのメリットが考えられます。

現在、給食センターでは、野菜については年間を通じ、学校給食用食材発注時に「可能な限り幕別産とする」という条件を付して、できるだけ多くの地元産農作物を納入、その結果、じゃがいも、白菜、大根、レタス、グリーンアスパラについては、半分以上が幕別産を使用、十勝産など道内を含めた地場産という観点では、約72%を購入し、給食材料として提供しております。

また、特に代表的な地元産品を取り入れて作られる「ふるさと給食」を年5、6回実施しておりますが、グリーンアスパラ、いちご、とうきび、かぼちゃ、長いも等、地元産品にこだわった献立を児童・生徒に提供し喜んでいただいております。

こうした中、昨年10月、両農協、町農業担当職員により、学校給食に関わる会議を開催し、「地産・地消」についての意見交換を行いました。この中では、給食材料の使用条件の第一は何よりも端境期を含め、価格面はもちろんのこと、安定的、継続的に食材が確保できるのかという課題が浮き彫りになったところとあります。

地元でとれた安全な作物を供給したいという農家の声を生かすべきとのご質問ですが、今申し上げたような課題もありますことから、今後とも、生産者や関係機関、団体とも話し合い、町長部局との連携も図りながら、さらなる「地産・地消」に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の十勝産小麦を使ったパンの早期実施とのご質問ですが、現在パンの原材料につきましては、北海道学校給食会から指定、供給された小麦粉を使用しております。

ご承知のように、これまで国産小麦だけでつくるものは、でき上がったパンが硬くなる、あるいはパサつくなど、パンには向いていないということから、道内産小麦のホクシン50%、米国、カナダ産50%のものが使われているところとあります。昨年4月には試験的に、地場産小麦100%を使用したパンを町内小・中学校全校に供給したところ、児童・生徒からはおおむね好評だったというふうに聞いております。

地場産小麦100%の取り組みにつきましては、パン向きといわれている品種「キタノカオリ」の確保が課題としてありますけれども、これまでの製パン業者や製粉業者との協議の中で、来年度は、今年1回でしたけれども、これが回数を拡大し、年間4～5回程度は供給できる見通しとなったところとあります。

パンを主食とした給食は年間70食程度とありますけれども、地場産小麦100%を使用したパンのさらなる拡大供給に向けて、今後とも引き続き、関係機関、企業にも働きかけを進め、実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、十勝産小麦を使ったうどんの研究ですが、うどんにつきましては、業者より茹でたものを納入しておりますが、その麺における十勝産小麦の使用割合は、平成15年度が50%でしたけれども、今年90%まで上昇しております。

味覚等には以前と差がないことから、農協、製粉・製麺会社等に地元産小麦の使用、研究についてさらに働きかけていきたいというふうに考えております。

最後に、大規模校に専任司書の配置をということについてであります。学校図書館法第5条により平成15年度から特殊学級を含む12学級以上の小中学校に司書教諭が配置され、学校図書室の環境整備や図書を活用する学習指導のサポート、あるいは成長段階に応じた本の提供など児童・生徒の読書推進に対し、大きな役割を担っているところとあります。

しかしながら、ご質問のありましたとおり、司書教諭は本来業務である学級担任や他の学校公務分掌などの業務との兼任発令をされており、司書教諭としての業務的負担が大きいことや効果的な活用を図るという点において課題が多いことなどもあり、これまででも教委連など関係機関との連携のもとに専任司書の配置要請活動を行ってきておりますが、引き続き要請活動に努めてまいりますのでご理解を賜

りたいと思います。

なお、それまでの間、幕別図書館の専任司書による学校訪問を行い、連携を図るなど、学校司書教諭の負担軽減に努めてまいりたいなど、こんなふうに考えているところであります。

以上で、豊島議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 質問の途中でありますけども、この際、15時15分まで休憩いたします。

15：02 休憩

15：15 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊島議員。

○1番（豊島善江） 1点目につきましては、各学校の創意工夫で、具体的にこの事業を展開していくということでありました。

いろいろな新聞などを見ますと、この地域の教育力を使った事業がいろいろと行われています。とりわけ、犯罪から子どもを守るという意味では、地域で子どもたちを守る、見守り隊というのをつくって、高齢者の方だとか、あと、校長先生を退職された方なんか、登下校に声をかえて歩くだとか、そういうようなことをやっているというふうなところも、かなり増えてきているというふうに聞こえてきます。

これは初めての事業ですので、ぜひ、そういう教育力を活かしたいろんな取り組みをしていただきたいと思います。これには期待をしたいと思います。

それから、2番目のコンピュータの活用についてですが、私も教育長がご答弁なさったように、本当に心身の健康ということがすごく懸念されるということと、併せて最後の方に教育長がおっしゃいましたけども、結局、自分自身が、コンピュータを使うもの自身がきちんと判断できる、そういうものを持たなければだめだということなのですよ。

本当に便利なものがどんどん増えてきているのですが、それを実際に使うのは人間ですから、そのやっぱり人格の形成だとかと併せて、そういう人間そのものが、やはりきちんとできていかなければならないと思っています。そのことで、具体的なこともたくさんありましたけども、小学生からコンピュータ教育を行っていますから、その学年、学年に応じた、こういうような対策がきちんとマニュアルなんかでもできてとられているのかどうか。その点だけお聞きしたいと思います。

それから、3番目の学校給食についてです。これは幕別らしい教育というのですか、それには大いにこれは学校給食の中で活かせると思うのですね。特に①の農業体験事業の拡大ということでは、昨年からは行っている体験塾、これをきちんと引き続き行っていくということでした。もう一つは、総合学習ともかかわるのですが、途別小学校の実践が全国的に大きな評価を受けていました。地域と結びついた素晴らしい実践を行ってきたというふうに、私も本当にうれしく思っています。

こういうようなことが、そういう農村部の学校でなくて、それを丸ごとというふうにはいかないと思うのですが、とりわけ町場の子どもたちにこういう事業のこういうことが取り組めないのかどうかということがあるのですね。特に町場の子どもたちは、実際にどのように作物がなっているかだとかも、ほとんど触れられないままに給食を食べているのですね。そういう中で、何らかの体験することができないのかどうか一つです。

それから、2番目の地元でとれた安全な作物、これも何回もこれまでも質問してきました。そのたびになかなか安定した供給というのが難しいという課題なんか、その都度出されていました。実際には半分以上が幕別産のものを使っているということですが、この給食の実際に使うやり方というのですか、それは業者に委託をしてということで、今、やっておりますね。それで、その幕別のものを使っているのですが、では、そのじゃがいもは誰々さんのじゃがいもだとか、白菜はどこでとれた白菜だよときちっとわかるというのではないのですよね。私はイメージに描くのは、例えば、子どもたちが給食を食べたときに、食育の中でも、これは誰々さんのところで、幕別の地域でとれたじゃがいもがこういうふ

うにしてあなたたちのところにきているのだよということが伝えられるということが、私は大きな食育の中で、大きな課題ではないかなというふうに思っているのです。実際に、こういうふうな実践を行っているところは、空知管内や何かでも結構広がってきているのですよね。

学校給食に対しての、ちょっと私も資料なんかを見ますと、今、この給食に対する考え方もいろいろと考え方も変わってきて、以前は食べるだとか食べさせる、そういうことではあったけども、今はやっぱり地域みんなが教育をする。学校給食もやっぱり地域全体で支えるものなのだということが大きく広がってきているというふうに書かれていました。そういう点で、今、実際に自分たちのところでつくった安全な食べ物を学校給食に使えないかという声なんかも、ずいぶん私も聞いているところです。

しかし、実際にはそれを直接給食に使うという体制がなかなかつくられていないということで、何とか直接そういう声を活かす、そういう体制がつかれないのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、3番目の十勝産小麦のパンですけども、これは回数を今回は増やすということで、やっとそこまでこぎつけたかという思いではあるのですが、まだまだですので、ぜひ、努力をしていただきたいと思います。

それから、4番目、学校図書の実態について。

これは、1年前と変わらないのですね。やっぱり兼任で司書が置かれているということで、実際に兼任で置かれると、図書司書の仕事というのは非常に大きな意味合いを持ちますし、なかなか兼任ではやりきれない。きちんとやろうと思うとやりきれないということも、その現場からは聞いています。これまでもずっと要請活動を続けているということなのですが、その辺の要請活動を続けてきたというところの手応えというのですか、見通しというのですか、そういうものはいかがでしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） コンピュータの関係ですけども、これは学年ごとに対応できるマニュアル、これを持っているかということでもありますけども、学年ごとに対応できるような形をとったマニュアルをつくって、それに基づいて、教員が工夫をしながら指導をしているというような実態であります。

それから、二つ目に給食、食の体験学習ということでもありますけども、途別小学校と同じようなことはできないかということでもありますけど、それでも大きな学校で実際にやることはかなり難しいものがあると思いますけれども、これは先ほどもお話ししたように、町長部局でやっているその体験なんかを、さらに拡大することも検討しているというふうにありますので、これは単に教育委員会だけではなくて、連携をとりながら、どんな方法があるのか、さらに検討を加えてみたいというふうに思っております。

それから、地場産の関係で、顔の見える食材でありまして、誰々さんのところがというふうに書ければ一番いいのでしょうか、どんなふうにしたらいいのかなということが、まずあります。

直接何々農場から仕入れたのであればそうやって書けるのでしょうか、それ以外であれば、仮に農協を通したものであったらどのような形でやったらいいのか。その辺のことをどんなふう工夫したらいいのか、また、研究はしてみたいと思いますけども、現実的に本当にできるのかどうか。言っている意味は良くわかります。よくスーパーなんかでそうやっていますから、そういったものに対してはそうなのだろうというふうに思っていますけども、ただ、給食でそこまでやるのは本当にいいのかどうかということがありますが、もっとも違った形の中で地元産をということは、これは給食で使うものは大体限られておりますから、それ以外、家庭で食べるものがやっぱり量的にも多いのでしょから、そんなこともひっくるめながらというふうな。一番手っ取り早くお話ししやすいのは、きっと給食センターが何でも扱うのだから一番いいのではないかとされる意味はわかりますけども、勉強してみます。

これ以上、ちょっとなかなか言いかねないので、顔の見える食材、使うことには、今、一生懸命努力していますので、それをどんなふう表現するか、なかなか芋も切ってしまったら顔が見えなくなってしまうのかなと思っていますし、そんないろんなことも考えながら、給食センターでいろいろと工夫するように、また、私ども内部で協議をさせてもらいたいというふうに思っています。

ただ、パンの回数、先ほど、4～5回ぐらい、昨年度1回でした。実は、私どもが給食センターで要望しているのは、月1回をまずはできないかと。こんなことを実はやっているのですよ。業者もなかなか粉の手配の関係あるものですから、はじめから、「はい、わかりました」となかなかできないので、今、最低限できるのが4～5回ぐらいというめどをたてている。

私ども行き着くところは月1回ぐらい。何といても粉の価格がちょっとあるものですから、これをあまりやってしまうと多分嫌われますけども、今度、給食費にはね返ってしまうことになりますので、そんなこともあらかじめ頭の中に描きながら、いろいろとお話しをしているつもりでありますので、今のところはそんなような状況だということをご理解いただきたいと思います。

それから図書館司書の配置、国に対しての要請、いろんな形でやっております。あまり引きはよくないですね。なかなか食いついてくれません、なかなか国もお金が無いものですから、今、それどころか義務教育費の関係があんなような状況でありますので、なかなかそういう形にならないというのが実態であります。

でも、私ども幕別はやっぱりこういった読書の町構想も描いておりますので、極力そういったことができるように、そのために、ちょっと昨年より具体的に入ってきたのが、幕別町にいる図書館司書、今、図書館にいる司書、これが直接行く、ただちょっと行くのではなく、平野館長の考え方の中では、火曜日が休みなのですか、ここをうまく代休なんかを設けながら、この火曜日を使って学校の方にまわせられないか。そうすると1日入ってきますので、先生方といろんな協議もできるのかなとかと、そういうような知恵も今出そうとしているようでありますから、これについても幕別は幕別なりの努力をしているということで、ご理解をいただければと思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○2番（中橋友子） 通告に従いまして、5点について質問をさせていただきます。

はじめに、財政の確保についての質問であります。

平成17年度の国の地方財政方針が明らかになりまして、地方交付税につきましては大幅に削減されました昨年度、平成16年度に比べまして0.1%の微増となりました。加えまして、プラスになりました地方税、そしてマイナスの臨時財政対策債のトータルで、一般財源全体で前年並みという、一応減少傾向にあったものが横ばいになったという予算であります。

しかし、町長もご指摘されておりましたが、自治体に対する配分は、地方税収の多い大都市部に有利に配分となりまして、地方は依然厳しい状況にあることには変わりありません。この点では、これまでも努力が積みまれてきましたけれども、公平な配分になるよう、さらに国に対する働きかけが必要と思えます。

一方、平成16年度に続いて、地域再生事業債、また、財政健全化債の弾力化、これらの対策は継続となりました。有効活用が図られるべきものと思えます。

さらに、新しい事業として、交付金制度、平成16年度にすでに始められたまちづくり交付金、これに加えて、道整備交付金、地域住宅整備交付金、循環型社会形成推進交付金、地域介護福祉協会整備交付金、次世代育成支援対策施設交付金、汚水処理施設整備交付金の七つの交付金制度が創設されました。

これは、これまでの負担金や補助金の削減に代わるということでありまして、削減分を補うためには、これらの交付金の活用を有効に進めていかなければなりません。いずれも、自治体が事業計画をもって、国に対して申請を行い、それに基づいて交付対象とされるか、あるいはさらになった場合には金額が定められる、そういう仕組みと聞いております。これらの新制度の積極的な活用、そして効率的な財政運用で財源を確保して、住民負担の転嫁を抑え、住民の願いに応える財政執行を求めてお尋ねするものです。

1点目、交付金、補助負担金確保などについての考え方を伺います。

2点目、新しい交付金制度の活用について伺います。

3点目は、住民負担を抑える姿勢について伺います。

次、2番目、公共事業の地元発注と雇用についてであります。

景気は依然厳しく、仕事を求める声は大きいものがあります。

帯広財務事務所によります2月度の十勝の経済動向をみましても、平成16年の状況は、生産、建設、消費、金融、雇用、このいずれの面でも前年を下回り、総じて停滞となっています。特に建設や消費面での落ち込みは大変大きく、毎月前年を下回っています。この厳しい現状の中で事業を守り、雇用を守っていくには大変な努力がありますが、行政としてのより一層の支援を行うべきであり、求められるものです。

町発注事業についても、毎年減少しているところではありますが、これまでも支援策として取り組んでこられた地元優先の発注、また、分離、分割による発注件数の増など、これらに加えて、現在、国や道が町内で行っている事業にも、少しでも多く地元業者が参画でき、また、雇用につなげる状況も必要と思います。

これらの現状と対策について、お伺いするものです。

1、町事業の地元発注の現状と対応について。

二つ目、町事業の分離、分割発注の現状と促進について。

三つ目、国、道事業の下請け等地元のかかわり、現状と促進などについて。

四つ目は、雇用の促進であります。

3点目、住宅政策について伺います。

公営住宅の需要が増え、入居困難が続いております。平成15年度決算で明らかにされたのは、年間22戸の住宅に対して、185件の応募があり、実に8.4倍という高倍率になっています。

今の経済状況から見まして、低家賃である公営住宅の需要は、さらに増加することが推測されます。住宅政策では、すでに住宅マスタープランに基づいて、建替え事業等進められてきていますが、現状打開のために、次の点を伺います。

一つ、現在の募集と入居の現状について。

また、低家賃住宅の確保について。

さらに、これは北海道の事業であります、シルバーハウジング事業の進捗状況等について、お尋ねいたします。

4点目は、福祉施策の中での介護保険について、お尋ねいたします。

今年4月は介護保険制度の施行から5年に当たりまして、制度見直しの時期を迎えています。介護保険の町内の認定者は、平成15年で765人にのぼり、高齢者福祉事業の中でも大変重要な政策となっています。

国の見直し法案は、すでに2月上旬に提案されておまして、在宅の利用料、施設の利用料、保険料のあらゆる面で負担増が予定され、利用が困難になることが想定されることから、これまでも各方面から改善を求める運動が起きておりました。

また、この改定とは別に、施行時から実施されておりました訪問介護利用料を軽減する特別対策、この事業が今月の31日をもって廃止の時期を迎えます。この制度は、制度導入前まで、利用者の8割が無料だった訪問介護事業、これを一度に1割負担にすることを、負担軽減をしなければならないという政策的考えから、当初は3%、現在は6%と段階的に軽減されてきたものでありますが、廃止になりますと、他の制度と同じように10%の負担となります。

さらに、今回の制度改定のうち、来年度実施のものが多いのですが、施設入所の負担増につきましては、一足早く、今年10月からの実施予定となっています。実施されると、介護度5の入所者は個室で3万7,000円、同室で3万1,000円の負担増となり深刻です。

これらの制度替えによる幕別の利用者の影響と対策について、お尋ねいたします。

また、行政執行方針で述べられておりましたわが町の第3期介護保険計画策定に向けての基本的な考

え方についてもお伺いするものです。

一つ、訪問介護利用料の特別対策打ち切りによる影響と対策。

二つ目、施設入所者の居住費等負担増の影響について。

三つ目、第3期介護保険事業計画策定の基本的な考え方についてであります。

最後に、児童福祉にかかわって、愛育園事業についてお尋ねをするものです。

子育て支援事業が大変好評であります。肢体機能訓練として取り組んでこれらしました「十勝愛育園」の事業も障害を持つ児童や保護者の支援策として大変な役割を果たしてこられました。この愛育園の事業について、利用者の減少から廃止も含めて、今後のあり方を検討する考えが先の議会で示されておりました。

療育と保育を兼ね備えた施設は十勝管内ではほかになく、全道でも通所施設ではわずか7カ所しかありません。少子化の中でも障害を持つ割合は、先天性、後天性を含めて下がっておらず、廃止ではなく発展的な検討していくことが大切ではないかと考え、次の点をお伺いいたします。

一つ、療育センターの設置や施設運営の支援を道に求めていくこと。

二つ目、子育て支援施設計画での対応について。

三つ目、専門的な職員の配置と要請について、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「財政の確保について」であります。

昨年、地方6団体が国と協議を進めてまいりました「三位一体の改革」についてであります。改めて申すまでもなく、地方分権推進と国の歳出抑制を目指し、一つには、国から地方への国庫補助負担金の削減。

二つには、国から地方へ税源移譲。

三つには、国が地方へ配分する地方交付税の見直しの三つを一体で進める改革であります。

改革の初年度、平成16年度は、補助金が1兆円削減され、これに対する税源移譲額は約4,500億円に留まり、さらに地方交付税が約2兆8,000億円削減されたことから、地方6団体が猛反発をし、平成18年度までに3兆円の補助金削減と税源移譲を求めることとなったものであります。

この中の、「国から地方へ国庫補助負担金の削減」の部分が、ご質問の要旨かと思われませんが、一つは補助負担金を廃止し地方譲与税として税源移譲が行われる形と、二つには補助負担金を廃止し交付金としてメニュー化されるものであります。

ご質問の1点目の「交付金、補助負担金の確保」と、2点目の「新しい交付金制度の活用」を、とのご質問であります。国の予算を見ますと交付金という新たな制度が出されておりますが、詳細にわたっての内容などが、現段階で示されていないのが実情であります。先ほど、中橋委員がお話ありましたようないろんな制度の資金、おそらく私どものところには情報が全く入っていないので、その部分はひょっとしたら国から都道府県への補助金のメニューかどうかはちょっとわかりませんが、今の段階では詳細については全く入っていないのが実情であります。

今後、制度の内容等が示されましたなら、それらの活用についても十分考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、ご質問の3点目の「住民負担を抑えること」のご質問であります。ご質問の要旨にもありますように、「各種制度を活用することや効率的な財政運用で財源を確保し住民負担を抑えること」との考えについては、意を同じくするところであり、今後も変わるものではありません。

ただ、先の執行方針の中でも述べさせていただきましたように、その時々に行財政改革の中で、受益と負担の見直しは行っていかなければならないものというふうに思っております。

いずれにいたしましても、限られた財源の中で、町民の皆さんが求められていることを最大限に実現できるように、その執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、「公共事業の地元発注と雇用について」のご質問であります。ご質問の要旨にもありますよ

うに、日本経済は確実に回復基調にあるとの新聞報道等がなされておりますが、なかなか実感できない、今なお、厳しい経済状況にあるものと認識いたしております。

こうした厳しい経済状況を踏まえ、町の財政運営も非常に厳しい状況にあるわけではありますが、今日まで、社会資本の整備にも積極的に取り組み、企業の育成や雇用の場の確保に努めてきたところであります。

ご質問の1点目の「町事業の地元発注の現状と促進」についてでありますけれども、小額工事はもとより指名競争入札に係る発注に際しましては、昭和59年に定めた、指名競争入札参加指名基準運用方針に基づき、「町内企業でできるものは町内企業に」を基本に、現在なおも発注を行ってきております。

しかし、機械設備工事などのように町内企業では対応できないものや専門知識が求められるものについては、町外の企業に発注を行う場合もあります。

平成16年度のこれまでの実績で申し上げますと、発注総件数238件、うち町内企業の受注は186件となっております。額で申し上げますと、発注総額18億5,013万5,000円で、うち町内企業の受注は15億8,232万7,000円、85.5%となっております。

次に、町事業の分離、分割発注の現状と促進についてであります。これまでもより多くの企業に受注の機会があるように、分離・分割発注を行ってまいっております。

例えば、具体例で申し上げますと、今年発注いたしました明野の近隣センターの建設工事でも本体工事・電気工事・給排水工事というふうに分けて発注したところであります。

ただ、こうした分離発注は、一方では経費率が高くなるとの懸念もありますことから、事業内容を精査しながら、公共工事のコストの縮減対策と合わせながら、受注機会の確保に心がけてまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の3点目「国あるいは道事業の下請け等地元のかかわりの現状」についてであります。町に指名願いが提出されている町内企業で見ますと、平成14年度では、国の発注工事において10社で3億5,600万円、道発注工事においては17社で7億8,900万円を下請けという形で受注いたしております。

また、平成15年度には、国発注工事においては16社で4億4,100万円、道発注工事においては24社で12億9,900万円を下請けいたしている状況であります。

ご質問の4点目「雇用の促進について」であります。これらについては、引き続き、町商工会あるいは建設業協会とも連携し、町内企業の育成はもとより町民の雇用の場の確保に向けて意を用いてまいりたいと考えているところであります。

次に住宅施策についてであります。募集と入居の現状につきましては、募集は例年、年4回から5回程度の募集をおこなっているところであります。

平成16年度の募集状況につきましては、現在4回実施いたしております。募集の内容についてであります。全体募集戸数25戸で、応募件数169件で6.76倍となっております。地域別では幕別地区の5戸の募集に対して26件の応募、5.2倍、札内地区では20戸の募集に対して143件の応募があり、7.1倍となっております。

また、申請時における住宅の困窮状況につきましては、現在の家賃が高いというのが全体の50%、次に、世帯と同居・住宅の規模、設備が悪い、それらがそれぞれ15%を占めている状況にあります。

次に、低家賃住宅の確保についてであります。平成8年の法改正において、家賃が原価方式から入居者の家賃負担能力と立地条件や規模等に応じて受ける便益をもとに算定する応能応益的な家賃算定方法に改正されました。

したがって、公営住宅の家賃の決定については、応能応益制度によること、近傍同種の住宅の家賃以下であること、入居者からの収入申告に基づき家賃を決定することになり、近傍同種の家賃と入居者負担基準額の差額については国の補助等によって措置されますので、現在の公営住宅については、その趣旨からもそれぞれ入居者の収入に応じた家賃が設定されることとなりますので、特に低家賃住宅としての位置付けはされていないところであります。

次に、シルバーハウジング事業の進捗状況についてでありますけれども、先の議会で報告させていただきましたとおり、新たな建設箇所について協議を進めてきた結果、札幌市文京町に建設場所が決められました。用地としては、面積8,798平方メートルを町土地開発公社が先行取得をしております、今年度中に北海道に売却する予定であります。

道は現在実施設計を進めておまして、建設計画では、平成17年度から平成18年度までで2棟28戸を建設、附帯施設として高齢者生活相談所、集会所、児童遊園地等を造成する。

また、平成18年度から平成19年度までで1棟16戸が建設され、全体では3棟44戸となります。この内の15戸がシルバーハウジング、残り29戸については道営あかしや南団地4階建ての改修事業の移転先として計画されているところであります。

次に、介護保険についてのご質問であります。

1点目の「訪問介護利用料の特別対策」打ち切りによる影響と対策についてであります。この特別対策は、介護保険制度の導入以前から訪問介護を利用されていた方のうち、低所得者の方に対して利用者負担の緩和を図るため、国が実施してきたものであります。

具体的には、本来、サービス利用料の10%を負担すべきものを、平成12年から平成14年までの3年間は3%、平成15年度から平成16年までの2年間は6%、そして平成17年度からは本来の10%負担となるよう段階的な軽減策が講じられてきたものであります。

本制度における対象認定者は現在18人いるわけですが、うち14の方がサービスを利用している状況にありますが、この国の特別対策が終了する本年4月以降においては、町が独自施策として実施しております「訪問介護利用者に係る利用者負担軽減措置」に移行することになりますので、結果的には、これまでと同様の負担の軽減措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、施設入居者の居住費等負担増の影響についてであります。施設入所者のホテル・コストや光熱水費などの居住費と食費につきましては、次期の介護保険制度の見直しの中で、在宅と施設利用者の負担の公平性、介護保険と年金給付の重複の是正などの観点から、保険給付の対象外となることが予定されているところであります。

このことにより、現段階で国が示しているモデルケースで申し上げますと、「要介護5の住民税課税世帯」で特別養護老人ホームに入所された方で月額3万1,000円、老人保健施設で3万円、療養型医療施設で3万2,000円の負担増となるというふうに示されております。

一方、低所得者の方につきましては、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付が行われ、所得に応じた負担限度額が定められることとなります。これにより、「生活保護を受給している方など」においてはこれまでと同様の負担となり、「市町村民税非課税世帯のうち、年金収入が80万円以下で年金以外の所得がない方」においては月額3,000円の負担減、「年金収入が80万円を超える方」においては、逆に1万5,000円程度の負担増となる見込みとなっております。

この見直しを、平成16年12月の利用者で、介護保険施設に入所している町民の方172人中、「要介護5」の51の方に当てはめると、16の方は負担額に変化がない、17の方が3,000円の減額、6の方が1万5,000円の増額、残り12の方が、施設の種類によっては3万円から3万2,000円程度の増額となるというふうに予想しているところであります。

なお、介護保険制度の導入以前からの施設利用者、いわゆる旧措置者の方については、当該制度の見直し後も費用負担額が法施行前の費用徴収額を上回らない制度を継続するほか、社会福祉法人による利用者負担の減免の運用改善も予定されているように伺っております。

次に、3点目の「第3期介護保険事業計画」策定の考えについてであります。このたびの国の介護保険制度の見直しは、制度の基本理念である高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の持続可能性を高めるために改革に取り組むとしており、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の向上、負担のあり方・制度運営の見直しなどを行うものであります。

このことから、予防の観点では、軽度者を対象とする新たな予防給付の提供や軽度者のマネジメント

に対する責任主体が市町村となることなど、これまで以上に市町村が地域に密着した事業を展開することが求められてくるものと思っております。

いずれにいたしましても、今後、国の基本指針が示された段階で、これまでの介護保険事業計画の運営状況や政策の評価を行い、介護保険運営等協議会において十分な協議をいただき、計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

次に、児童福祉について、申し上げます。

1点目の「療育センター」の設置や支援を道に要請することについてであります。現在本町が運営いたしております十勝愛育園につきましては、社会情勢の変化や地域医療技術の進展に伴い、これまでの役割が大きく変わろうとしている転換期であろうと思っております。

今後、愛育園を運営していくために要する財源確保、または通所児童の増加も見込めない状況にあり、本町独自での運営については非常に厳しいものがあります。これを踏まえ先の町議会において、同施設の今後について廃止を含め協議を進めてまいりたいと、お答えさせていただいたところであります。

これまでも、総合療育センターを十勝管内にも設置していただくよう、北海道に対しまして積極的に要請をしているところでありますが、ご案内のように、今の北海道の厳しい財政状況からして、新たな施設の設置等は、なかなか難しい状況であるというふうに認識いたしているところでもあります。

しかしながら、療育センター設置の強い要望があることも現実であります。引き続き設置に向けて粘り強く要請をしてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援施設計画の中での対応についてであります。現在、北海道では障害児療育システムとして、第一次療育圏から第三次療育圏を設定し、早期発見、早期療養に至るシステムの整備を進めており、第一次及び第二次療育圏で対応できない高度の療育については、第三次療育圏の総合療育センターからの支援により療育機能を充実するとしております。

十勝管内での主な知的障害児の療育であります。第一次療育圏として母子通園センター6施設があり、本町では、帯広市、芽室町と1市2町で帯広児童養育センターに療育をお願いしているところでもあります。

第二次療育圏としては、北海道から地域療育センターとして「つつじヶ丘学園」と「帯広おおぞら」の2施設が指定を受けそれぞれの役割を担っております。

また、知的障害児通園施設であります「帯広おおぞら」につきましては、肢体不自由児についても受入を行っているというふうに伺っております。これからは、町単独での新たな療育施設の設置は難しい状況にありますことから、今後においては、これら専門的な療育施設の活用を図っていくことが望ましいものだろうというふうに考えております。

次に、専門的な職員の養成と配置についてであります。現在の十勝愛育園におきましては、専門的な職員の配置については、難しい状況にありますことから、旭川総合療育センターの協力をいただきながら、職員の研修等を行っているところあります。

また、理学療法士や作業療法士等の専門的な職員につきましては、帯広市で開業いたしております医療法人からの派遣をいただいているのが現状であります。今後においても、一つの町として、これら専門的な職員の配置をすることは、難しい状況にありますことから、当面の対応として児童の療育については、多くの専門的な職員を配置しております医療機関等の協力を得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、中橋議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） はじめに財政問題ですが、新しい交付税制度についての詳細については、まだ一切通達がないということでありました。

今年からつくられているものが6つありまして、これについてはそのようになるのかなというふうに思うのですが、一つだけまちづくりの交付金というのは平成16年度創設というふうに聞いております。

これについては、1年先に交付金事業として開始されておまして、このことも町長の押えていらっ

しやる認識としては、他の交付金と同じなのかどうか、1年前にスタートしているの、先に私としては実施になっているというふうには押えていたものですからお尋ねをいたしました。

同時に、これは一つひとつの交付金に総額の金額、例えば、まちづくりでしたら1,800億とか全部定められておりますよね。今の要綱を見ますと、国に対して自治体側から申請を行って、もちろん自治体が欲しいと言ったって勝手にくれるものではなくて、その対象事業あるいは金額についても国がよしとした場合に交付されるというふうになるものですから、そうなってきますと、町としての今までとは違った、これまでもその財政確保については基本的な計画を出されて、そして補助金や交付金を受けるということをやってこられましたけれども、よりその政策的な手腕といいますか、そういうことも必要になってくるのかなというふうには、交付金制度の位置付けからみて思いました。

そんなことで、まずそのまちづくり交付金も同じなのか、そして、これらに対応していくための、まだまだ未知ということでもありますから、研究を重ねていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、2点目の公共事業につきまして、町発注事業、これまでも地元優先ということで要綱に基づいてやっていたことは認識しております。町の公共事業そのものが少なくなって、これはいたし方ないのですけれども、そういう中での現状でありますから、業者の中でもやはり公共事業に依存していたそういうその流れが非常に多いことから、何とかもっともという声があるのですけれども、町は確か、今、地元優先発注することと、事業の分割と大きい事業そのものを細分化して発注するというやり方、これをとってこられましたね。そういうことをこれからの事業にもより活かしていただきたい。

例えば、一昨年もありましたけれども、公営住宅を建てる場合でも、1棟4戸のものが前回の事業のときは、例えば、自転車置き場をつないで4戸ずつのものが一つの事業になって出ておりましたけれども、それが二つに分けたら二つの建設業者が入れたのではないかと。このときも議会でお尋ねしたら、コストの問題があつてなかなかということでありました。その辺のバランスが非常に難しいと思いますけれども、この厳しい仕事のない時期でありますから、その辺の、常に経費のコストの問題とたくさん仕事は発注していく、両面に意を用いて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、道の事業、国の事業でお伺いしたのは、やはり町の事業が少なくなっているだけに、うちの町でも、今、国道の拡幅工事に取り組まれたり、これまでもエコロジーパークの事業があつたり、今は道の事業としてアンダーパス、あるいは逆のさまざまな事業に取り組まれています、こういった事業もやはり国や道が発注するわけですから、当然、そこでルールに基づいて入札もされて、ですから、幕別の業者の方たちが簡単にそんなことにつながるといふふうには、それはならないのですけれども、今、非常に雇用も厳しくて、なかなか遠くの仕事に出ていっても、仕事に対する移動経費が業者にも補償がない、あるいは労働者にも補償がないというような厳しい現状もありまして、近場でやられている仕事には、地元の業者がどんな形でも参加できるようなそんな援助がほしいのだという切実な声であります。これにも、ぜひ引き続き応援していただきたいと、このように思います。

それと、住宅対策なのでありますが、平成15年度よりは若干倍率が下がったのです。状況からみて、この公営住宅を希望される方は、そうそう減ってはいかないと思うのですが、建替え事業などもぶつかって、政策的に残されている、ストックされている住宅もありまして、なかなか困難だろうというふうには思うのです。ただ、ここで2番目に低家賃住宅の確保のことについてもお尋ねしたのですが、これはちょっと表現も悪かったのですが、公営住宅と同時に、今、教員住宅ですとかお貸ししていますよね。こんなところも一般住宅の住宅から比べたら非常に家賃が安いということで、今、生活の大変な人たちにとってはとつても助かっている制度なのでありますが、こんなところで一部聞きますと町職員住宅も空いているのではないかとというような声もありまして、あらゆる面で住宅の確保という点で取り組んでいただきたい。このように思います。

それから、シルバーハウジング事業は、高齢者が移動されればそれだけ一般の住宅の方も空いていくだろうという思い、総体的に道営住宅でありますから、公住が増えていくというふうには押えてお尋ねをしたわけですが、当初は平成16年度から始まるというふうには、一昨年ですか堀川議員がお尋ねし

たときにお答えされておりましたけれども、それよりも1年遅れで進んでいるということなのでしょうか。

それで、ここでは4階建ての道営住宅の建替え事業の一時入居ということも行われて、一時入居といえますか、4階建ての道営住宅が改築を予定されていますね。その改築に当たった住宅の方たちが、一時期住替えとしてそこに行かれるというやに聞いておりましたが、その計画はそのとおりののでしょうか。要するに、総体的に公営住宅そのものが増えていくことを望むのですが、その辺はどうでしょうか。

介護保険につきましては、私はもっと負担の増える人が多いだろうというふうに思っていたのですが、町のこれまでとられてきた施策と、それから経過措置ということも加えると、予想したよりは負担になる人が少ないというふうに率直に思いました。

ただ、実質的にはこれまでよりも負担が減るといっても3万1,000円の負担増という人が生まれてくるわけですから、これは入居者にとっても、それから私、施設側にとってもこういう状況が続いていくと、今は待機者がいて満室の状況がどこでも続いているようですが、将来的にこんなふうにとんどん増えていったら、入りたくても入れない人が出て、施設自体の運営も厳しくなるのではないかなというふうにも想定をしておりました。現段階ではそこまではならないようではありますが、やはりこれもいろいろありますけれども、ねばり強く町の考えを関係機関に働きかけも含めて軽減を図っていただきたい、このように思います。

最後に、愛育園のことですけれども、私は非常に、これ昭和45年にスタートして今日まで本当に頑張ってきたと思うのですよね。施設も大変老朽化していますし、その中で保母職の先生方が自分たちで専門の技術を身につけ、技術といいますか専門的な知識を習得しながらかかわってきた。先日、訪問させていただいて、保育の現場もを見せていただいたのですけれども、非常に熱心に取り組んでいらっしゃいました。親御さんに伺いますと、一番よりどころとするのは、訓練そのものも確かに大事なわけけれども、ここの施設に通ってきて、子どもを保母さんに保育をしていただいている間に、親同士が障害を持つ親としての交流や、あるいはさまざまな知識、情報交換を行う。そこに保母も入って、そして指導も受けられると。ものすごく心強いのだというようなことをおっしゃっておられました。私は療育と保育の兼ね備えられているというのは、まさにそこに一番大きな意義があるのだろうというふうに思いました。

確かに子どもさんは減っているのですけれども、今、町長がおっしゃっておられた、例えば、専門の病院のリハビリなどの子どもさんはどんどん増えていっているのですよね。三桁にのぼっているというふうに聞いています。だから、そういう機能訓練を求めている子どもさんは実際にいると。そういうところにも行っているのだけれども、保育と療育を兼ねるといふ点になれば、遠くの施設に行くか、そこで学んできたことを、もっといえば旭川の療育センターで母子入院をして、いろいろ指導を受けてきたことを、リハビリの部門だけは医療機関に頼り、そして、継続的な療育と保育については愛育園にお世話になるというようなことでありました。こういう系列でずっとこられて、愛育園そのものに来られている子どもさんは少なくはなっているのだけれども、本当にその大切な役割を果たしてきて、火を消してしまったら、また灯るのには多分困難があるだろうというような思いもあって、ぜひ、続けてもらいたいということと。

それから、この療育センター設置のときに、確か先輩議員さんに伺うと、本来は北海道でやるべき、広域圏の事業でありますから、そういうこともあって、いずれは道に移管するだろうというような、そういう思いもあってスタートしてきた事業だというふうにも聞きました。確かにそういう性格ですよ。うちの町だけで、うちの通っている子どもは少ない中で、人件費も全部持ち出してやっていく、その財政状況には今はないということも承知しています。

そうなれば、このスタートしたそのときの北海道の責任ということも含めて、難しいと言いつつもやはり道の責任を果たしていただくと。そして、保育と療育を兼ねた施設はどんな形でもやはり残していただくということを節に希望するものですが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の財政確保で、いわゆる三位一体の改革の中で交付金化されたもの。まちづくり交付金、確かにこれは昨年度からスタートをしていますけれども、私の町には該当事業がなかったのだというふうに押えております。詳細ちょっと私も勉強不足でわかりませんが、昨年はそういった申請をしておりますので、それに該当する事業がなかったのだらうと思います。

それから、先ほども言いましたけど、本当に今の段階では全然、この三位一体の改革にかかわって、どういう交付金がどういうメニュー化してくるかというのは出ていないのです。今、一つ間違いないのは、先ほど言いましたように、税源移譲で所得譲与税を町村に人口割りで配布する。去年4,000万だったのが今年は8,500万円になる。4,500万円上がると。これだけはわかって予算措置もしたのですが、今言う一方の交付金からのメニューがどういうふうになってくるのか。例えば、先ほど、これは後で出てきた公営住宅の家賃の収入補助なんかもこれはきっと補助金がなくなってメニュー化されてくると思うのですが、それがどういう形でどういう額が町村に下りてくるかまでは、実はまだ来てないということなものですから、それらも含めながら進めていきたいというふうに思います。

それから、公共工事の関係でありますけども、確かにこれは、昨日だか一昨日の新聞に、帯広市が公共工事はいわゆる100億円を切ってしまうというような記事が出ておりましたですけども、そんな中では、うちは比較的善戦している方だというふうに、業者の方からは今のところは褒められている部分があります。というのは、これは合併絡みもありますし、今、言われましたように、道の立体交差事業なんかがあるものですから、これに関連する、あるいは北栄町の区画整理事業なんかがあるものですから、これに関連した事業をその時期に合わせてやらなければならないというような時期的な問題もあって、ほかの町村が何十パーセントも落ちる中、特に昨年は前年より伸びたということで、大変喜ばれたのですけれども、おっしゃるとおりそう長くは続かない、段々下降線にいくことだけは間違いないのだらうというふうに思いますけれども、もちろんそうした中であっても、地元発注、分離発注を含め、いろんな面で、コストの問題もありますけども、意を用いてまいりたいというふうに思っております。

さらに、下請けなんかについてもそうでありますけども、道路関係もそうであります。それから、今の話したシルバーハウジングなんかもそうでありますし、若草の道営住宅を建てる時なんかも何とか地元を入れていただきたいというようなことで、私も出向いたこともありますけれども、今度、シルバーハウジングが始まるとすれば、そこにも入れていただくように私どもも努力をしてみたいというふうに思っております。

それから、住宅の確保ですけども、教員住宅が空いている、職員住宅が空いて、住民の方に入っていくのは、本当の急場の措置でありまして、本来的には住宅施策というよりは、一時火災で出されたとか、あるいは、今、家を建てるのに何とかというように、今、何人かの人が利用されているかと思っております。これは例えば、教員住宅空いているからここで募集したら、安いのは大変安いからいいのでしょうけども、とても寒くて住んでられないといわれるぐらい、かなり老朽化もしている状況にありまして、今の公営住宅の申込みが多いのは、これはいつも言うことですけども、やっぱり新しく便利なところに住むのが多い、しかも公営住宅の申込みは町民のみならず、帯広から音更からあちこちから申込みがあって、こういう高い倍率になっている。これは逆を言うとうちの町民も帯広市へ申し込んでいるわけですから、そんな人のことは言えないのですけども、現状はなかなか厳しいのと、もう一つは、先ほども言いましたけれども、本当に住宅が不足しているか、入るところがないのかというのではなくて、入ってはいるのだけでも、やっぱり家賃が高いからとか、寒いから暖かいところ、新しいところへという希望や何かあって、大変難しい問題はあるのですけども、これは絶対量が間に合っているなんていうころも、私も言えないかもしれませんが、そういう状況の中で、なんとか我慢していただきながら、住宅施策も進めていかなければならないなというふうに思っております。

それから、シルバーハウジングについては、先ほど言いましたように、総体のうちの一部分がシルバーハウス、そして道営の4階建てを改修したいというのは、若干戸数も減るのですね。今の4階建てを。ということは一つひとつが狭いから、少し広くしようと。そして4階までエレベーターを付けようというようなスペースをとると。そうすると、今の1フロアの幾らかが減っていく。それらをシルバーハウ

ジングの建物の中に移ってもらう。そういうような措置を含めて、今、そのシルバー道営事業が進められようとしているわけでありまして、そういった意味では、この部分が丸々増えていくというふうにはならない部分もあるというふうに思っております。

それから、介護については、先ほどお話しありましたけども、今回の介護の一番大きな改正は、結局は在宅の介護と、施設入所者との介護の差を解消しようというのでしょうか、いわゆる在宅にいても食事はとるし、施設に入っても食事をとるのだから、施設に入った人の食事代がただなのはおかしいのではないかなというふうなところの発想がひとつあるのかなと。

もう一つは、だんだん認定者が多くなっていくので、それを防ぐために、軽度の人たちを何とかそういう重度のいわゆる介護にかからないための新たな施策を構築していこうと。こういったところへの改正の大きな問題があるのと、それだけでなく社会保障費がどんどん膨らんで、介護費が膨らんでいくので、どこかで歯止めをかける必要がある。これは、一時は40歳を20歳から保険料をとったらどうだというような話があったり、いろいろあるのですが、今回はそれは見送られたのですが、将来に向かっての福祉制度、介護制度そのものの見直し的一端が今回の改正になっているのかなというふうにも思っております。

それから、愛育園については、確かにお話しのとおりだというふうに思います。

昭和45年、ちょうど私が愛育園の担当係だったのですが、あそこ実はあの一体を道東福祉村構想という構想を立てまして、当時の町長が一体に、道立だったか知りませんが、十勝圏の広域のものをあそこへ誘致して引っ張ってきたという経緯は確かにあります。

そういった中で今日まで来たわけでありまして、もはやある意味では限界でなかろうかと、私は思っております。

措置費があったり、地元の子どもたちがいた。そして確かに私も親の会の強い結束の中で、大変不便なところをあちこちから通ってこられて頑張ってきたと、そのことは十分承知してはいますが、今の時代の中では子どもたちもより良い環境の中で、あるいはお医者さんや他の施設の機能が揃ったところで、それこそ訓練するのが子どもにとっても幸せではなかろうかというふうに、私は思っております。

もちろんこれは道がやっていただければ、これにこしたことはないわけでありまして。今、道は、札幌・旭川、それと道立太陽の園というのは伊達と、この三つが一番大きな療育センターがあるわけで、何とか一つを道東に持ってこられないのかというようなことの運動も、ある程度進めているわけですが、先ほども申し上げましたように、厳しい道財政の中ではなかなか新たな道立のセンターの設置は難しいのかなという現状にもあります。

先ほど言いましたように、あきらめることなく要請活動を続けてまいりたいと思いますけれども、愛育園を存続していくことについてはなかなか難しいのかなというふうにも、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 財政と公共事業のことについては理解をいたしました。

それで、公営住宅の絶対数は、不足はしていないと。住宅そのものは、不足はしていないのだと。あくまでも低家賃を求められていると受け取れましたけれども、私、確かに札内では民間の住宅は随分空き家が目立ってきているのです。管理会社の看板が貼って「空室」、「入居者求める」というのもたくさん出ていますから、住宅そのものは、そういう意味で幕別町の町民2万5,000人の人たちが入る場所が、本当に建物そのものがないのかといたらそんなことはないと思います。

ただ、昨今の経済状況からいって、そういうところには入れない。家賃がワンルームでも4万から5万になると。それ以上は6万、7万というような、うちの近くにもどんどん建っていますけども、6万、7万です。そうなってくると、今の経済状況からみて、賃金さがらる中で入れないというような、そういうことが結局はその6.4倍につながっていく。これもやはり本当に公住を求める正当な理由だと思うのですよね。

ですから、やはりそういう中で、あちこちから、十勝管内いろんなところから、全道ですよ。申込みがあるということでもありますけれども、これも法の改正のときに想定されたことですよ。ですけども、やはり公住法、そのときに所得に応じての家賃ということも同時に決められておりますので、この点ではやはり十勝圏というよりは、都市部ですね。十勝の言ってしまうと帯広なんていうのは人口比からいったらとっても住宅の不足しているところだと思うのです。公住、幕別約1,000件ありますけれども、その比からいったら半分以下ですよ。そういうその十勝圏の都市部での整備と併せて、困窮の状況もそういうことがあるということも押えていただいて対応していただきたいというふうに思います。

また、愛育園ですけども、子どもさんが減っていったらどうにもならないということなのですけども、一度に中途退所というのが数字上で資料いただきましたら増えているときがあるですよ。

私はその辺の事情は、遠距離の問題ですとか、施設の問題とかたくさんあるかとも思うのですが、ここの施設の職員の体制なども、そういう不安定な子どもさん、親御さんが使われている中で、どんどん入れ替わりがあった時期もあると聞いておまして、そういう、何というのですか、状況も一つには通ってこれらない状況も生み出されたのではないかというふうに、これは推測ですけども、するところもあります。

要はきちっと、そういう絶対数、子どもさんたちはもともといる親御さんもいるわけですから、今、例えば、新しい施設が帯広でできていっても、それは帯広の子どもさんが対象になっていくだろうというようなことも思えば、幕別町は、例えば、愛育園のあの場所がなくなったとしても、今、栄保育所の新建設で子育て支援なども考えていらっしゃると思います。そういうところできちっとつなげていく。発展的に事業として押えていくというような総合的な計画が必要なのではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、公営住宅については、私も絶対間に合っているという言い方はするつもりはありませんし、先ほど言いましたように、家賃が高いから公営住宅を申し込むという人が50%以上もいるという、それも現実だというふうに思っております。

それで、さっきちょっと言い忘れましたけども、シルバーハウジングは、これは先ほどから言っていますように道立で建てられると。そうすると、道も段々管理が増えてきますから、今、桂町にある30戸の道営住宅を壊すというか、要するに町に引き取ってほしい、移管したいというようなことがあります。

これは決めてはないのしょうけども、本当は町が壊して分譲してしまえば金がかかるからいいのではないかということになるのしょうけども、そういう乱暴なことはいけないのではないかと。となると、そのまま町が引き受けて、桂町の公営住宅そのまま引き継ぐとすれば、そのシルバーハウジングの分は当然新たに増えていくという押えにはなっていくのだろうというふうに思います。

それと、お話しありましたように、あちこちから申込みがあるわけですから、幕別町の問題だけではなくて、広域的な観点から捉えることも、これは必要なだろうというふうにも思っております。

それから、愛育園の問題は、私は幕別の子どもであろうが、音更が多かったのですけども、その子どもたちは何が一番幸せでいられるか。どこで訓練することがいいかということを考えれば、幕別であろうと帯広であろうと音更であろうと、一番条件の整ったところで訓練を受けていくことが、私は大事なことでなかとうかなというふうに思っておりますし、もちろん財政事情がないとは言いません。当然、これだけ厳しい中に、幕別町の子どもが一人、二人で、ほかの子どもを幕別町が全部人件費をもって愛育園事業を進めていくということも現実には難しいことだというふうに思っておりますし、私は、子どもさんは、訓練するのはそれなりの施設の整ったところで訓練を受けることが一番いいのではないかなというふうに思っておりますので、それらも含めて、愛育園の役割はある程度は終わったのかなというふうに思っておりますので、ひとつ何とかご理解をいただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時からであります。

16 : 27 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成17年第 1 回幕別町議会定例会
(平成17年 3 月10日 9 時59分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第 8 条, 第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第 1 会議録署名議員の指名

6 番 助川順一 7 番 堀川貴庸 8 番 乾 邦広

日程第 2 議案第17号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について

日程第 3 議案第18号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

日程第 4 議案第19号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について（以上市町村合併調査特別委員会報告）

日程第 5 議案第20号 幕別町名誉町民条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第21号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第22号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第23号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第24号 幕別町財政調整基金条例等の一部を改正する条例

日程第10 議案第27号 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第30号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第29号 収入役の選任につき同意を求めることについて

会 議 録

平成17年第1回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成17年3月10日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 3月10日 9時59分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
 - 1 豊島善江
 - 2 中橋友子
 - 3 野原恵子
 - 4 牧野茂敏
 - 5 前川敏春
 - 6 助川順一
 - 7 堀川貴庸
 - 8 乾 邦広
 - 9 小田良一
 - 10 前川雅志
 - 11 杉山晴夫
 - 12 佐々木芳男
 - 13 古川 稔
 - 14 坂本 偉
 - 15 芳滝 仁
 - 16 中野敏勝
 - 17 永井繁樹
 - 18 伊東昭雄
 - 19 千葉幹雄
 - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
代表監査 市川富美男 教育委員長 辺見政孝 教 育 長 澤田治夫
総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司 民生部長 石原尉敬
経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖 教育部長 藤内和三
札内支所長 額額良征 総務課長 菅 好弘 企画参事 羽磨知成
企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則 税務課長 久保雅昭
健福祉センター所長 佐藤昌親 農林課長 増子一馬 商工観光課長 本保 武
土木課長 田中光夫 土地改良課長 角田和彦 施設課長 小野典昭
水道課長 前川満博 都市計画課長 高橋政雄 糠内出張所長 横山義嗣
会計課長 堂前芳昭 車両センター所長 橋本孝男 経済部参事 古川耕一
学校教育課長 飛田 栄 監査事務局長 森 広幸
農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 町提出議案
議案第17号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について
議案第18号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
議案第19号 中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
(以上市町村合併調査特別委員会報告)
議案第20号 幕別町名誉町民条例の一部を改正する条例
議案第21号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第22号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第23号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第24号 幕別町財政調整基金条例等の一部を改正する条例
議案第27号 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例
議案第30号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例
議案第29号 収入役の選任につき同意を求めることについて

9. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

6番 助川順一 7番 堀川貴庸 8番 乾 邦広

議 事 の 経 過

(平成17年3月10日 9:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番助川議員、7番堀川議員、8番乾議員を指名いたします。

[一括議題・委員長報告]

○議長（本保証喜） 日程第2、議案第17号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について。日程第3、議案第18号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について。日程第4、議案第19号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議についての、3議案を一括議題といたします。

市町村合併調査特別委員長の報告を求めます。

委員長、瀬瀬太郎議員。

○21番（瀬瀬太郎） 朗読をもって、委員会をいたします。

平成17年3月10日。

幕別町議会議長本保証喜様。

市町村合併調査特別委員会委員長瀬瀬太郎。

市町村合併調査特別委員会報告。

平成17年3月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1. 委員会開催日、平成17年3月2日・8日（2日間）。

2. 審査の事件。

議案第17号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について。議案第18号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について。議案第19号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について。

3. 審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決しました。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

議案第17号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について。議案第18号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について。議案第19号、中川郡幕別町及び広

尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議についての3議案を一括し、3議案に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

野原恵子議員。

○3番(野原恵子) 幕別町と忠類村の合併にかかわる議案第17号、18号、19号の反対討論をいたします。

町村合併は、地方自治が行われる枠組みの土台を決める根本的な問題であり、何よりも住民の意思と町村の自主性が尊重されなければなりません。

政府は、国と自治体の責任を交代させ、福祉や教育などの水準を保証してきた地方への財政支出を削減しようとしています。町村合併も国の財政支出を大幅に減らすことに大きなねらいがあります。

三位一体の改革は、地方自治体の財政を大幅に削減し、行政サービスの交代、地方の切り捨てというべきものです。中でも地方交付税の削減は小規模町村の財政運営を困難にしています。交付税の削減が続く限り、合併して新しい町がスタートしても財政運営が厳しくなるばかりです。

2町村で合併協議を進めてきましたが、細やかな住民サービスは廃止され、住民の負担が増えている部分もあります。合併により面積も広くなり、行政コストも高くなり、施設の維持管理費の負担も増えてきます。

合併特例債は合併のための趣旨と条件付きであり、試算されている50億円の33.5%、16億7,500万円は新たな借金となります。2町村で合併協議を始めて3カ月で協議を終わらせ、実質的には町民には決まったことを知らせる説明会とし、協議していく内容で住民から意見を聞き、協議会に反映させていく手立てもされていませんでした。

町長は各団体の代表、公区長、議員からの意見が住民の意思と答えています。町の将来の枠組みを決めていく合併には、十分に時間をかけ、広く町民の声を聞き決めていくことであり、その姿勢が見られませんでした。

これから財政が厳しくなっていく中では、今まで以上に町民と職員が知恵を出し合い、協力・協働のまちづくりを進めていく努力が求められていきます。

町民と職員が協力してまちづくりをしていくことは、これからも大切な部分になっています。

今回、安心して住み続けられることのできるまちづくりの方向性は見られませんでした。

町民から短期間で合併を決めていいのか、新たな借金が増えるのではないだろうか、一人ひとりの意志確認をすべきではないだろうかなど、不安と不満の声が寄せられています。

将来の町の枠組みを決める方向は、住民投票で決めるべきと考え、反対討論といたします。以上です。

○議長(本保証喜) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

乾邦広議員。

○8番(乾 邦広) 私は、議会会派緑政会を代表して、議案第17号から第19号までの幕別町と忠類村の合併関連3議案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成15年8月に幕別町・更別村・忠類村の3町村による任意合併協議会が発足以来、町理事者・職員をはじめ、関係各機関においても真摯な姿勢でこの問題に取り組んでこられました。

さらに、私ども議会においても、これと併行して、これまで合併問題調査特別委員会等において論議されてきているところでもあります。

真に町民の幸せを願い、いかに住民の暮らしを守っていくことが大切であるかを、念願していくことが、私どもを含めた行政を推進するものの使命であり、不退転の決意をもって進めなければならないことでもあると考えます。

これからの時代は、地方の時代であります。国や地方の財政状況が非常に厳しい中、住民サービスの質を維持しながら、住民との協働のまちづくりを展開していくためには、合併は最良の選択であるといえます。

地方財政が悪化すると、道路の補修は進まない、道路除雪もいつこうに来ない、防犯灯もつかない、ごみの収集回数も減るなど、すぐに住民生活に大きな影響が出てくると思います。

住民にとって、このような夢を描けないような町に住みたいと思えるのでしょうか。

将来に向かって、この幕別町に住んで良かった、住んでみたいと感じることが大切であり、その夢を実現する方向に向かうことは、行政の役割でもあります。

また、この合併は忠類村からの編入合併という大英断により実施されようとしているものであります。忠類村村民の決意に心から敬意を贈り、その思いに応えるべく誠意を示すべきものであります。

幕別町の歴史は百有余年、忠類村の歴史は五十有余年ありますが、この合併はこれから幕別の百年、二百年と着実に歴史を刻むためにも、先を見据えた必要な決断であるといえます。

終わりに、幕別町・忠類村両町村の理事者をはじめ、合併協議に携わった皆さんのご労苦・ご尽力に対し、深い敬意を表し、合併関連3議案に対しまして、私は委員長長の報告を可とするものとして討論を終わります。

○議長（本保証喜） 次に、原案に反対者の発言を許します。

豊島善江議員。

○1番（豊島善江） 議案第17号、18号、19号、幕別町と忠類村の合併にかかわる条例に対する反対討論を行います。

今回の合併は、そもそも町民の側から出てきたものではありません。国主導で行われ、無駄な大型事業などで自ら招いた国の財政危機を、市町村の合併によって地方自治体への交付税を減らすことで回避しようとしていることです。

国は自主的な市町村合併と言いながら、その実、アメとムチによる押しつけを進めてきました。その強引な進め方に、議長会や町村長会は、地方自治の精神に反すると反対の決議を上げてきました。

また、幕別議会でも平成15年第1回臨時会で、現在国が進めている市町村合併について意見書を提出した経緯があります。今日の財政難の一番の原因は、国の地方交付税の削減です。憲法では日本国内のどこに住んでいても、文化的な生活水準を維持するとあり、そのために交付税が措置されています。

交付税の一方的削減は本来許されないことです。国の地方自治を無視した合併の進め方に反対の決議を上げながら、一方では期限内に進めることが大事であると、短期間で合併を決めてしまう。そのことに私は大きな矛盾を感じます。

また、国の交付税削減の方向が続く限り、合併しても財政難は続くと思われ、国の不透明な地方財政の方向では、確たる保証は見えてきません。

幕別町民にとっての合併のメリットは何でしょうか。面積が1.5倍になり、人口が約1,800人増える。幕別と忠類は40キロも離れています。面積が広くなればなるほど行政コストはかかります。忠類村を大事にし、サービスの低下を招かないよう公共施設なども存続しようと努力をすればするほど経費がかかります。

15年後、20年後はどうなっていくのか。あまりにも論議が不足しているし、将来像が見えてきません。町民の中にもその疑問は大きく残っています。これまでアンケートの実施や住民投票などを求めて来ました。しかし、実施されずに今日に至りました。

町長は町民の声を聞いて判断するとしてきましたが、どれだけ町民の声を聞いたのでしょうか。更別村を含めた協議会での説明会の住民参加は146人。また、2月に行われた最後の説明会は200人の住民参加です。

また、以前、アンケートもとりましたが、合併の是非に関するアンケートではなく、また、全町民対象のアンケートでもありませんでした。

その中でも説明会やアンケートの中でも、合併の賛否を問うアンケートはとらないのか、そういう意見は出されていましたが、今でもその声は聞かれます。

町村合併は将来の幕別町の枠組みを決定する重大な問題です。町民の声を真摯に受け止める姿勢が

必要であり、その行き着くところが住民アンケートや住民投票ではないでしょうか。

説明会に参加している人の声や、各種団体の代表の方々の声を聞いて、賛成と判断をしたとしても、それでいいのでしょうか。町民とともに協働のまちづくりというのであれば、町民にもっと賛否の考えを聞くべきです。

将来の町の方向は町民の意志で決めていくことが、もっと前向きなまちづくりに発展するのではないのでしょうか。

以上、申し上げて反対討論をいたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） 議案第17号、18号、19号、これら3議案につきまして、私は幕別町議会会派政友会を代表して、賛成の立場で討論を行います。

幕別町と忠類村の合併に向けた協定調印式が、去る2月25日、午前11時から幕別町民会館で行われました。

平成15年8月に、3町村、幕別町・忠類村・更別村で始まった合併協議以来、昨年11月、更別の離脱など波乱を乗り越えながら進んできた両町村の合併は、最終局面を迎えるに至りました。

昨年11月25日に、幕別町と忠類村の各議会で、合併協議会変更議案が可決され、その後、本年2月上旬までの3カ月間に5回の合併協議会を開催し、44項目の合併協定項目をすべて決定しました。

その後、2町村では、2月14日から16日の3日間、住民説明会を実施し、幕別町では6会場6回、忠類村では2会場5回の開催日程で行われました。

この説明会には、幕別町200名、忠類村197名、合計397名の参加がありました。

昨年8月に実施しました住民説明会と比較しますと、その関心の高さを伺えるものであります。

一部反対の意見はありましたが、幕別町の住民からは、合併では各種料金などで忠類側の負担増が目立つ、十分な配慮が必要といった忠類村への配慮を求める声が多く聞かれました。

また、忠類村の住民からは、議論を尽くし、住民にも十分に情報を提供してくれた。このチャンスを逃がさないでほしい。また、14分の1の人口差がありながら、パートナーシップという縁をもち得たことを評価したいなどの声が多く聞かれ、全体的には合併を容認する声が多い結果となりました。

このほか、合併協議会だよりの発行、新町建設計画ダイジェスト版の発行、住民説明会資料の発行などによる住民への説明責任の徹底も評価されるものであります。

幕別岡田町長は、思いやりを基本姿勢に、そして、忠類遠藤村長は、パートナーシップを基本姿勢に、これまで一貫した強いリーダーシップを両首長は示してこられました。

こうした姿勢が議会や多くの住民に対して、両町村の合併を納得、賛成できるまでにしたのだと、私は思います。

これまでの長い間、合併協議にかかわってこられました大勢の関係者の皆さんのご努力に対しまして、心から敬意を申し上げたいと思います。

合併の必要性には、地方分権と協働のまちづくりへの対応、少子高齢化への対応、厳しい財政運営の対応、そして、競争と連携の対応などがあります。

合併にはメリットもデメリットもありますが、今回の両町村の合併による財政効果は、平成17年度から33年度まで114億円以上と推計されております。

今回の合併に対する反対討論を先ほどから聞かせていただいておりますが、これだけの背景が確認できる状況の中で、なぜ反対なのでしょう。私には理解できないのが正直なところでございます。

新町まちづくり計画の将来像である、「人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの故郷」の実現を目指し、今回の合併を機に、新しいまちづくり計画に真摯に取り組んでいくことが、今、強く求められているのです。

さらには、合併後も新町においては、行財政改革の積極的な推進を図っていくことが大切であると考えます。

行政と議会の強いリーダーシップと、住民とが一体となり、共通の認識のもと、21世紀にふさわしい地方自治のあり方を問い、自ら方向性を見出すための挑戦を、両町村の合併を最大のチャンスとして生かし、次世代に引き継ぐことは時代の要請であり、私たちの使命と考えます。

以上、議員の皆さんの強い賛同を求めまして、私の賛成討論に代えます。

○議長（本保証喜） 次に、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○2番（中橋友子） 議案第17号、18号、19号、幕別町と忠類村の合併にかかわる条例案に対する反対討論を行います。

平成15年8月より合併の協議が開始されてまいりました。本条例の提案は、その中で忠類村との合併を行うためのものであります。

この提案の忠類との新しい枠組みは、法定協議会が開始されたのは昨年12月の初めであり、今日までわずか3カ月しか経っておりません。幕別町の永き将来にわたって続くであろう町の形態を、こんなに拙速に、しかも住民投票も行わないで決めていくことには、あまりにも乱暴であり、住民をないがしろにするものと考えます。

本来であれば、更別村が離脱を決めたとき、一旦白紙に戻し、住民に説明を行った上で、次の方向を決めていくのが筋ではないでしょうか。

その上、反対の理由の第一は、そもそも今回の合併の論議は、先ほどもありましたが、住民が望んで開始されたものではありません。国の行政改革の名のもとに、全国三千余の自治体を1,000にまで削減するとして究極の地方リストラ策として進められてきたものです。

しかも、合併特例債という一時のアメを片手に、もう片方の手には交付税の削減というムチを持ち、強引に押しつけてきた、つまり地方の自治権を踏みとじる乱暴な政策です。

国自身の浪費の実態を変えず、地方にだけしわ寄せをかぶせる、およそ行政改革などとは言えない中身です。こんな無理難題な政策であるからこそ、平成15年2月、全国町村長会・議長会が東京の武道館にて結集し、理念なき強制合併は進めるべきではないと、国に対して異例の特別決議を行ってきたではありませんか。

にもかかわらず、国の方針どおり、ルールに乗っていく、合併を進めることは矛盾した行為です。

反対の二つ目は、合併の必要性の理由として、ただいま永井議員の討論の中にもありましたが、地方分権への対応、日常生活圏の拡大と広域行政の対応、少子高齢化への対応、豊かで魅力あるまちづくり、そして、行財政基盤の強化と示されました。

しかし、このいずれも合併の必要性の理由と成り得るものではありません。

第1の地方分権は、個々の市町村が責任をもって住民サービスができるよう自立を求めています。また、二つ目の広域行政の対応は、既に一部事務組合や広域連合で行われているではありませんか。また、少子高齢化も、少子化は人口の多い町ほど出生率が低くなっているのがデータで明らかになっています。

高齢化や豊かで魅力ある町も、顔の見える行政範囲の方が、よりきめ細やかに進んでいきます。

合併しなければ成し得ないものは何一つありません。

むしろ合併することにより、人口は増え、面積が増え、予算は減る。顔の见えない町になり、後退する危険性の方が大きくなります。

第3は、合併の効果として、115億の財政効果が挙げられていました。財政シミュレーションの数値、人口の推計もどちらも途中で変更されてきました。

合併後のまちづくりの基本ともなる数値が短い期間に変わることは、いかに根拠に乏しい数値を基本にして積算しているかを表しています。

住民に合併が有利であると判断できる数字にしていかなければならない。こんな姿勢を示されることもありました。

また、アメとなる財政の優遇措置も、今の地方財政削減の国の姿勢では保障はありません。特例債

措置が終了した後は、合併以前より大幅に予算は削られます。

むしろ広域化による新たな財政負担が心配されるのではないのでしょうか。

忠類村は、聞くところによると、これまで小さな町の利点を生かし、過疎債などの財政の手立てで、村立の診療所や高齢者入居施設、少子化対策などきめ細やかな施策を講じてきていると言われていま

す。これら合併により過疎の財政支援は当然なくなっていくますが、しかし、これらの施策は今後も維持しなければなりません。

また、札内支所は、約人口1万8,000人の町民を対象に、職員は6人の配置で事業が進められていますが、忠類は1,800人で42人体制、自ずと行政コストは違ってきます。幕別と40キロも離れており、交通網の整備や新たな施設のための投資も必然的に生まれてくることも想定されます。広域化のスケールメリットはないと言われていますが、まさに現実です。

最後に、住民の意思で決めるとしながら、全住民を対象としたアンケートもしない、住民投票もしない、結局は住民本意でなく行政本意だということです。

町長は、最終的に議会に諮ることが、議会制民主主義に沿うことであり、それが住民に諮ることだと説明をしてこられました。

しかし、議会議員も町民から白紙委任をされているわけではありません。限られた期間の委任であります。自治体の枠組みを決めるような長期にわたる重要政策は、住民投票がふさわしいということは、既に30年も前から国の地方政治にかかわる審議会の機関、あるいは議員の指導部門でも示されているものです。

一人ひとりの住民の意思を確認し、進めていくことがなぜできないのでしょうか。多くの人が賛成していると思う。こうも繰り返し述べられてきました。しかし、これらの手立てがとられない限り、あくまでも確証ではありません。より確かな手法を選ばず、幕別の将来に長くかかわるであろう合併という重大問題を決めてしまう。結局は行政中心であり、民主主義に反するのではないのでしょうか。

協働のまちづくりも同じことが言えます。

現在、全道の自治体の7割、158自治体が合併協議には関与していません。破談も99自治体になっています。それだけ合併の難しさが浮き彫りになっています。

十勝管内も残ったのは幕別と忠類の枠組だけです。もっとまわりの状況を見据え、掘り下げた検討を行い、自立の計画も立てて、住民の意見を十分に聞き、それらを反映した上、住民投票に方向を委ねる。こう行ふべきではないのでしょうか。

今日の幕別町は明治25年、香川県からの移民により開拓の鉤が下ろされたと聞いています。そして、明治39年、幕別村が誕生し、昭和21年に町制となり今日に至っています。

これまで先人が育ててきた幕別町の歴史・文化・伝統を後世に引き継ぎ、幕別町に暮らしてよかったと感じられる幕別づくりを進めるには、現町政を担う私たちの責任でもあります。104年にわたって築かれた先人の多くの努力の上に築かれた今日の幕別町の形態をしっかりと守り、発展させていくことを求め、反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

古川稔議員。

○13番（古川 稔） 私は、議案第17号、議案第18号及び議案第19号の3議案について、政清会、拓政会2会派を代表して、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

地方分権による権限移譲や少子高齢化の進行、住民ニーズの高度化など社会情勢の変化に加え、地方交付税の減額に伴い、年々厳しさを増す財政運営に適切に対処していくことが基礎的自治体である市町村にとって、今、もっとも求められていることであります。

特に、昨年10月、財務大臣が示した地方交付税の大幅な削減案が、平成19年度以降ただちに実行に移されるとしたならば、市町村、特に財政力の脆弱な町村の財政運営に、壊滅的な打撃を与えることは必至であります。地方交付税の入り口と出口ベースの差を見れば、減額の規模はともかく、遠か

らずさらなる地方交付税の削減が行われるのは明らかであります。

このような時代の要請や住民ニーズに応えるとともに、目前に迫ろうとしている財政危機を乗り切っていくためには、市町村合併が唯一最良の選択肢であると私は考えます。

このようなことから、岡田町長は、幕別町の将来を見据えて合併協議を進めてきましたが、これもひとえに、今後、地方財政が悪化する中にあっても、できる限り現在の住民サービスや負担を維持し、町民の暮らしを守りたい、町民の幸せを守っていききたいという為政者としての信念、責任感のなせるところであります。

私は、首長としてこれ以上の選択はないものと思っておりますし、町長のリーダーシップに敬意を表するものであります。

合併協議会においては、2月3日にすべての合併協議項目の協議が終了し、先月14日から16日まで、町内6会場において住民説明会が開催され、参加者はちょうど200人ということであります。

この200人という数字を見て、これで住民の合意が得られるだろうかというようなご意見もありましたけれども、住民投票で住民の意向を掌握すべきではないかというご意見もあります。

しかしながら、私も白紙委任は受けておりませんが、地域の住民、あるいはそれぞれ私を支持していただいている方々をはじめ、町民の皆さん方にいろいろ聞かせていただきました。そんな中で、幕別町の合併協議は、平成15年8月以来、任意協議会を数えて22回、1年半の期間をかけておりますけれども、その間、更別村の離脱ということもありましたが、そういったことで取り進めてまいりましたが、この間の協議の状況や結果につきましては、あらゆる手段、媒体を通じて、こと細かく周知されており、町民の間にも広く浸透していることが、私も聞かされております。

合併に対するサインはもちろん、幕別町は今の暮らしが変わることはない。しかし、忠類村は合併で大きく変わるので大切にやってほしいという声もかなり聞かされております。

そういった思いやりの声が必要でもありますし、私は十勝管内すべての合併協議会が破綻した中であって、忠類村との強い信頼関係を築き、ここまで導いてこられた岡田町長と互惠互譲の精神で協議に臨んでいただいた協議会委員の皆さんに改めて敬意を表するとともに、幕別町を信頼し、忠類村の名前を惜しみつつも編入合併の選択をされました遠藤村長をはじめ、忠類村民の皆さんに心よりお礼を申し上げて、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合について、に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第18号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 19 号、中川郡幕別町及び広尾郡忠類村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について、委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

この際、11時まで休憩をいたします。

(10 : 41 休憩)

(10 : 59 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 5、議案第 20 号から、日程第 12、議案第 29 号までの 8 議案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 5、議案第 20 号から、日程第 12、議案第 29 号までの 8 議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第 5、議案第 20 号、幕別町名誉町民条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第 20 号、幕別町名誉町民条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料 1 ページをお開きいただきましたと思えます。

幕別町名誉町民条例につきましては、幕別町における公共の福祉の増進または文化の興隆に功績があり、かつ町民の尊敬を受ける者を顕彰し、その功績と榮譽を称えることを目的として定められております。

現行条例第 6 条第 2 号にあります「年金等の支給」につきましては、これまでも議会等におきまして、ご意見をいただいておりますが、過去の給付実態や十勝管内の状況に鑑み、名誉町民の「年金等の支給」について削除、廃止するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

年金または一時金の支給について規定しております第 6 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とするものであります。

なお、施行期日につきましては、平成 17 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議ほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長(本保証喜) 日程第6、議案第21号、特別職で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例。日程第7、議案第22号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 議案第21号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第22号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料2ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、特別職の職員の寒冷地手当を廃止するものでございます。

寒冷地手当の改正につきましては、昨年10月に開催されました町議会臨時会において議決をいただいたところでございますが、本年度より支給額、支給方法が大きく改正され、特に支給方法につきましては、一括支給から11月から翌年3月までの5カ月間に分割され、他の給与と同時に支給されることとなりました。

このようなことから、月額で支給される他の手当と差異がないものと考えるところであり、さらには、厳しい財政状況を踏まえ、特別職の寒冷地手当の支給について、廃止いたしたく提案するものでございます。

条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

現行条例第2条中「寒冷地手当」の文言を削り、寒冷地手当の額について規定している第5条を削り、第6条を第5条とするものであります。

次に、議案説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

教育長の寒冷地手当につきましても、前段ご説明申し上げましたように、第2条第1項中「寒冷地手当」の文言を削り、寒冷地手当の額について規定している同条第4項を削り、第5項を第4項とするものであります。

なお、両条例とも施行月日につきましては、平成17年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、2議案について一括質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第21号、特別職で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第22号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第23号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 議案第23号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料4ページをお開きいただきたいと思います。

職員の住居手当につきましては、これまで持家、借家に対して町独自に支給額を定め支給をしてきたところでありますが、近隣市町村の動向、さらには厳しい財政状況等に鑑み、支給額の引き下げを図るものでございます。

なお、今回の改正にあたりましては、職員組合と協議を行い、理解を得ているところであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第9条の3第1項第1号及び第3号並びに第2項第1号ア中「8,000円」を「12,000円」に改めるものであります。

この改正により、今まで、8,000円を超える家賃を支払っている職員を住居手当受給の対象にしていたものを、1万2,000円を超える家賃を支払っている職員に支給するように改めるものであります。

また、住居手当支給額につきましては、月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員については、家賃額から8,000円を控除した額を住居手当として支給していたものを、1万2,000円を控除した額を住居手当として支給するものに改めるものであります。

今回の改正により、月額4,000円の減額となるものでございます。

第9条の3第2項第1号イ中「15,000円」を「11,000円」に改めるものでございますが、この改正によりまして、2万3,000円を超える家賃を支払っている職員において、2万3,000円を超える額の2分の1に1万5,000円を加算した額を住居手当として支給していたものを、1万1,000円を加算した額を住居手当として支給するものに改めるものでございます。

先ほどの説明と同様、4,000円の減額を図るものでございますが、今回の改正につきましては、国家公務員の支給額と同額に改正を図るものでございます。

第9条の3第2項第2号中「16,000円」を「14,000円」に改めるものでございますが、自己住宅を所有している職員に支給する住居手当額を2,000円減額し、1万4,000円とするものであります。

管内の市町村の動向等を鑑み、2,000円を減額するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成17年4月1日とするものであります。

また、今回の改正によりまして、住居手当の支給額は463万2,000円の減額となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第24号、幕別町財政調整基金条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第 24 号、幕別町財政調整基金条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

金融情勢の急激な変化に伴う特例措置として、平成 8 年 6 月に実施が凍結されましたペイオフにつきましては、平成 12 年 5 月の預金保険法の改正により、定期預金等は平成 14 年 4 月 1 日から、普通預金などの流動性預金は 1 年遅れの平成 15 年 4 月 1 日から実施されることとなりました。

その後、平成 14 年 12 月の預金保険法の改正によりまして、流動性預金のペイオフ実施が平成 17 年 4 月まで延長され今日に至っておりますが、その間、本町におけますペイオフに対する公金保護策、特に基金の保護策といたしましては、平成 14 年 4 月の定期預金等のペイオフ実施に伴い、従来の定期預金から普通預金への移し替えを実施することにより、安全性と確実性を重視しながら基金自体の額の確保を図ってきたところでございます。

しかしながら、平成 17 年 4 月 1 日のペイオフ完全実施に伴い、普通預金につきましてもペイオフが実施されますことから、今後の基金の保護策として、預金債権と借入金債務の相殺が重要であると考えられるところでございます。

具体的には、万が一、金融機関が破綻した場合において、預金として当該金融機関に預けている基金と、一時借入金あるいは地方債として当該金融機関から借り入れている借入金を相殺するというものでございますが、現行の各種基金条例の規定では、実質的な相殺は不可能であるため、相殺が可能となるよう所要の改正を行うものであります。

以下、財政調整基金条例等の一部を改正する条例の条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

改正条例第 1 条につきましては、幕別町財政調整基金条例の一部を改正するものであります。

現行条例第 5 条につきましては、繰替運用について規定しているものでございますが、見出しを「繰替運用」から「繰替運用等」に、「、利率」を「及び利率」に、「基金」を「、基金」に、「運用する」を「運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用する」に改めるものであります。

現行条例の中では、歳計現金が一時的に不足した場合に、基金に属する現金を歳計現金に繰り入れて運用することができるという「繰替運用」の規定はございます。この後の各種基金条例の中で、この繰替運用ができる基金と、繰替運用も明記していない基金等がございますので、二つの改正の方法がございますが、財政調整基金については、歳計現金に不足が生じた場合、繰替運用ができる規定がありますが、その場合においては、制度の性格上、年度を越えての運用はできないこととなっております。

したがいまして、金融機関が破綻した場合において、一旦は基金に属する現金と借入金債務の相殺をすることはできますが、年度内に当該現金を基金に返還しなければならないことになり、実質的な相殺が困難な状況にあります。

しかしながら、今回の改正条例にありますように一般会計の歳入予算に繰り入れて運用するという「繰入運用」の規定を加えることによりまして、年度を越えた運用ができることとなりますことから実質的な相殺が可能となるものでございます。

改正条例第 2 条につきましては、幕別町減債基金条例の一部を改正するものであります。

議案説明資料の 7 ページになりますけれども、第 5 条及び第 6 条につきましては、1 条ずつ繰り下げて、それぞれ第 6 条、第 7 条とし、新たに第 5 条として「町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。」という「繰替運用」及び「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

この改正によりまして、財政調整基金同様、実質的な相殺が可能になるものでございます。

減債基金につきましては、条例上、繰替運用の規定が現在までございませんでしたので、新たに繰替運用、繰入運用の規定を追加するものでございます。

今回、以下の基金条例の改正につきましては、この財政調整基金の改正か、あるいは減債基金の改正に係るような、どちらかの方法による改正になりますので、あらかじめご承知をいただきたいと思っております。

改正条例第3条につきましては、議案説明資料8ページになりますけれども、幕別町奨学資金積立基金条例の一部を改正するものであります。

第5条につきまして、先ほどの財政調整基金と同様に、「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

次に、説明資料の9ページになりますけれども、改正条例第4条につきましては、幕別町土地開発基金条例の一部を改正するものであります。

第5条につきまして、財政調整基金と同様に、「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

議案の説明資料の10ページをお開きいただきたいと思いますが、改正条例第5条につきましては、幕別町勤労者生活資金貸付基金条例の一部を改正するものであります。

第7条につきましては、1条繰り下げて第8条とし、新たな第7条として、先ほどの減債基金と同様に、「繰替運用」及び「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

議案説明資料の11ページをお開きいただきたいと思いますが、改正条例第6条につきましては、幕別町小規模企業振興資金貸付基金条例の一部を改正するものであります。

第7条につきましては、1条繰り下げて第8条とし、新たな第7条として、減債基金と同様に、「繰替運用」及び「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

議案の説明資料の12ページになりますけれども、改正条例第7条につきましては、幕別町教育施設建設基金条例の一部を改正するものであります。

第5条につきまして、財政調整基金同様、「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

説明資料の13ページになりますけれども、改正条例第8条につきましては、幕別町国民健康保険基金条例の一部を改正するものであります。

第5条につきまして、財政調整基金と同様に、「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

説明資料の14ページになりますけれども、改正条例第9条につきましては、幕別町河川緑化整備事業基金条例の一部を改正するものであります。

第5条につきまして、財政調整基金同様、「繰入運用」の規定を追加するものであります。

説明資料の15ページになりますが、改正条例第10条につきましては、幕別町図書館図書整備基金条例の一部を改正するものであります。

第5条につきましては、1条繰り下げて第6条とし、新たな第5条として、減債基金と同様に、「繰替運用」及び「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

議案の説明資料16ページになりますけれども、改正条例第11条につきましては、幕別町ふるさと創生事業基金条例の一部を改正するものであります。

第5条につきまして、財政調整基金と同様に、「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

議案の説明資料17ページになりますが、改正条例第12条につきましては、幕別町福祉推進基金条例の一部を改正するものであります。

第5条につきましては、1条繰り下げて第6条とし、新たな第5条として、減債基金と同様に、「繰替運用」及び「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

説明資料の18ページをお開きいただきたいと思いますが、改正条例第13条につきましては、幕別町酪農振興基金条例の一部を改正するものであります。

第5条につきましては、1条繰り下げて第6条とし、新たな第5条として、減債基金と同様に、「繰替運用」及び「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

議案説明資料の19ページになりますが、改正条例第14条につきましては、幕別町介護給付費準備

基金条例の一部を改正するものであります。

第5条につきまして、財政調整基金と同様に、「繰入運用」の規定を追加するものでございます。

議案書の13ページをお開きいただきたいと思いますが、一番下の附則になりますけれども、本改正条例につきましては、ペイオフが全面解禁となります平成17年4月1日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第27号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第27号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の25ページをお開きいただきたいと思いますが。

本条例の改正につきましては、条例第2条第1項第2号の規定中、「児童相談所」の定義規定、いわゆる引用規定は児童福祉法の規定を引用しておりますけれども、「児童福祉法の一部を改正する法律」が昨年12月3日公布され、当該引用条文が第15条から第12条第1項に改められましたことから文言の整理を行うものでございます。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第2条第1項第2号中「第15条」を「第12条第1項」に改めるものであります。

なお、本条例につきましては、平成17年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第30号、幕別町へき地保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第30号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の28ページをお開きいただきたいと思いますが。

今回の条例改正の内容につきましては、新和保育所を閉所するものであります。

へき地保育所につきましては、現在6保育所を開設しているところでございますが、へき地保育所運営の基本的な考え方といたしまして、へき地保育所運営委員長会議において、入所児童5名未満の状態が複数年にわたって続く場合は、閉所を行うという合意がなされているところでございます。

新和保育所につきましては、平成17年度の入所予定児童数が3名でありまして、今後においても増加が見込めない状況から、地域や保護者との協議も整いまして、平成16年度をもって閉所するものであります。

なお、条例の改正につきましては、第2条中、新和保育所にかかわります文言を削除するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成17年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第29号、収入役の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第29号、収入役の選任につき同意を求めることについて、提案の理由をご説明申し上げます。

現小野成義収入役が任期満了によりまして、3月31日をもって勇退されますことから、その後任として金子隆司君を選任いたしたく同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料27ページに記載してございますので、ご参照いただき、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（本保証喜） ただいまの出席議員は21人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます、本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（高橋平明） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番豊島議員、2 番中橋議員、3 番野原議員、4 番牧野議員、5 番前川敏春議員、6 番助川議員、7 番堀川議員、8 番乾議員、9 番小田議員、10 番前川雅志議員、11 番杉山議員、12 番佐々木議員、13 番古川議員、14 番坂本議員、15 番芳滝議員、16 番中野議員、17 番永井議員、18 番伊東議員、19 番千葉議員、20 番大野議員、21 番瀬瀬議員。

○議長（本保証喜） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、永井議員及び伊東議員を指名いたします。

よって両議員の立会いを願います。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 21 票。

以上のおおりの賛成が多数であります。

よって、本案は原案のおおりの可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

（11：31 休憩）

（11：32 再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、選任されました金子企画室長より発言の申し出があります。

これを許します。

金子室長。

○企画室長（金子隆司） 議長よりお許しをいただきましたの、一言お礼を申し上げます。

ただいまは、選任議案に同意をいただきまして、誠にありがとうございました。心から厚く感謝とお礼を申し上げます。

私といたしましては、これまでの職員として培ってまいりました経験を十分に生かしながら、その職務と職責を十分に自覚し、誠心誠意頑張っていこうと考えているところでございます。

しかしながら、依然として厳しい地方財政にありますので、これから先いろいろな困難という壁にぶつかることが多々あるかと思えます。

どうか、議員の皆様には、新年度からの任期でありますけれども、今まで同様のご指導とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮り致します。

議事の都合により明 11 日から 22 日までの、12 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、3 月 11 日から、3 月 22 日までの 12 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月23日、午後2時からであります。

(11:34 散会)

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成17年第1回幕別町議会定例会
(平成17年3月23日 13時59分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
9番 小田良一 10番 前川雅志 11番 杉山晴夫
- 日程第2 議案第31号 財産の取得について
- 日程第3 発議第2号 北海道十勝産農産物を遺伝子組み換え農産物の交雑・混入から守る要望意見書
- 日程第4 議案第1号 平成17年度幕別町一般会計予算
- 日程第5 議案第2号 平成17年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第3号 平成17年度幕別町老人保健特別会計予算
- 日程第7 議案第4号 平成17年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第5号 平成17年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第9 議案第6号 平成17年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第10 議案第7号 平成17年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 日程第11 議案第8号 平成17年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第12 議案第9号 平成17年度幕別町水道事業会計予算(以上予算審査特別会計報告)
- 日程第13 議案第26号 幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例(民生常任委員会報告)
- 日程第14 議案第28号 幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第15 陳情第1号 公的書類に於いて「性別欄」取り扱いと当事者を交えた協議機関の設置に関する陳情
- 日程第16 陳情第2号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担金制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
(以上総務文教常任委員会報告)
- 日程第16の2 発議第3号 30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担金制度の堅持を求める意見書
- 日程第17 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成17年第1回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成17年3月23日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 3月23日 13時59分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
代表監査 市川富美男 教育委員長 辺見政孝 教 育 長 澤田治夫
農業委員会会長 上田健治 総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三 札内支所長 額額良征 総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成 企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭 健福祉センター所長 佐藤昌親 農林課長 増子一馬
商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫 土地改良課長 角田和彦
施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博 都市計画課長 高橋政雄
糠内出張所長 横山義嗣 会計課長 堂前芳昭 車両センター所長 橋本孝男
経済部参事 古川耕一 学校教育課長 飛田 栄 生涯学習課長 長谷 繁
給食センター所長 加藤光人 監査事務局長 森 広幸
農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 議会提出議案
発議第2号 北海道十勝産農産物を遺伝子組み換え農産物の交雑・混入から守る要望意見書
陳情第1号 公的書類に於いて「性別欄」取り扱いと当事者を交えた協議機関の設置に関する陳情
陳情第2号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担金制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情 (以上総務文教常任委員会報告)
発議第3号 30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担金制度の堅持を求める意見書
常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
9. 町提出議案
議案第31号 財産の取得について
議案第1号 平成17年度幕別町一般会計予算
議案第2号 平成17年度幕別町国民健康保険特別会計予算

- 議案第3号 平成17年度幕別町老人保健特別会計予算
- 議案第4号 平成17年度幕別町介護保険特別会計予算
- 議案第5号 平成17年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 議案第6号 平成17年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 議案第7号 平成17年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 議案第8号 平成17年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 議案第9号 平成17年度幕別町水道事業会計予算(以上予算審査特別会計報告)
- 議案第26号 幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例(民生常任委員会報告)
- 議案第28号 幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例(産業建設常任委員会報告)

9. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

9番 小田良一 10番 前川雅志 11番 杉山晴夫

議 事 の 経 過

(平成17年 3 月 23 日 13:59 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9 番小田議員、10 番前川雅志議員、11 番杉山議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、議案第 31 号、日程第 3、発議第 2 号については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 31 号、日程第 3、発議第 2 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第 2、議案第 31 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 31 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 1 ページ、説明資料につきましても 1 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、購入いたします財産は、電算基幹システム一式であります。

システムの内容につきましては、議案説明資料の 1 ページになりますが、導入いたしますシステムは、住民情報や税情報及び財務会計情報などを総合的に運用する 25 の業務システムで構成をされているものであります。

各システムの内容につきましては、説明資料にお示しをしてありますけれども、基本的には、行政が扱う情報を総合的に処理するシステムであります。

本システムの導入につきましては、平成 18 年 2 月 6 日に予定をされております忠類村との合併に伴い必要となるものでございますが、納入後ただちに利用可能なシステムであること、さらにはシステム全体の連携が図られていることが必要であることなど、システム内容が専門的かつ特殊性を有しており、また、導入業者が、行政全般及び合併後の事務に精通していることが必要でありますことから、導入業者の選定にあたりましては、総合評価方式を採用したところであります。

導入業者の選定経過についてご説明をいたします。

電算基幹システムの導入につきましては、十勝中央合併協議会の電算分科会の中で導入の必要性及びシステムの要件について検討を重ねてきたところであります。

また、平成16年7月から8月にかけて最新のシステムを把握するため、幕別町・忠類村・更別村の3町村の担当者により10日間の勉強会を開催し、システムに求められる要件の検討を進めてまいりました。

最終的には、幕別町・忠類村合併協議会拡大電算分科会におきまして、システム仕様書案を策定いたしましたところであります。

平成17年1月24日に「幕別町電子計算システム導入業者選定委員会設置要綱」に基づきまして、幕別町と忠類村の職員により構成されました「電算基幹システム導入に係る電子計算システム導入業者選定委員会」を設置し、システム仕様書の決定及びシステム導入候補業者の選定を行ったところであります。

候補業者の選定に当たりましては、幕別町および忠類村の電算状況を把握していること。

市町村合併に対する対応が確実にできること。

個人情報保護に対する対応が図られていること。

データベースにより総合的な情報の利用が行えること。

将来性があり今後の電子自治体への対応が可能であることなどを考慮し、株式会社ズコーシャ情報処理センター、アートシステム株式会社帯広支店、北海道自治体情報システム協議会、株式会社北海道日立情報システムズ、株式会社苫小牧電子計算センターの5社を選定し、この5社に対しましてシステム仕様書に基づく提案書の提出を依頼し、平成17年2月1日に提案説明会を実施したところであります。

総合評価の実施にあたりましては、先にご説明いたしましたとおり、「電子計算システム導入業者選定委員会」により、システム提案書及び提案説明会の内容をもとに評価を行ったところであります。

その結果、幕別町及び忠類村の電算状況の把握度、個人情報保護への取り組み、市町村合併への取り組み等に優れておりましたことから「アートシステム株式会社帯広支店」のシステムに決定をしたところであります。

このことによりまして、平成17年3月16日、同社より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内でありましたことから、2億5,210万円をもちまして、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、常務取締役帯広支店長松田信介氏と随意契約により契約を結ぼうとするものであります。

なお、本システムは本機を幕別町役場におき、幕別町および忠類村の出先機関を、ネットワークで結び運用するものであります。

今回の導入にあたりましては、忠類村の機器類あるいはシステムについても、同時に導入いたしますことから、予算の中でも説明をさせていただいておりますが、今回、全体の9割を合併推進債で賄いまして、1割分の負担については、忠類村は28.46%、均等割、人口割により負担をすることで、幕別町に負担金として17年度にお支払いをいただくような格好になってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第2号、北海道十勝産農産物を遺伝子組み換え農産物の交雑・混入から守る要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

千葉幹雄議員。

○19番（千葉幹雄） 朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

発議第2号、平成17年3月23日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員千葉幹雄。

賛成者、幕別町議会議員前川敏春。

北海道十勝産農産物を遺伝子組み換え農産物の交雑・混入から守る要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

北海道十勝産農産物を遺伝子組み換え農産物の交雑・混入から守る要望意見書。

現在、遺伝子組み換え農産物の安全性は十分に確立されておりません。

今、多くの消費者は遺伝子組み換え農産物を食することに大きな不安を持っております。北海道では、平成15年の野外での遺伝子組み換えイネの試験栽培や、最近では長沼町において問題となった遺伝子組み換え大豆を十勝管内でも栽培しようとする動きなどが見られます。このことは北海道内だけでなく、全国的にも消費者に懸念されております。

もし、これらの作物が十勝管内など北海道内の一般圃場で栽培されることになれば、周辺農家の農作物との交雑・混入などの遺伝子汚染を引き起こす可能性があります。遺伝子汚染が起きれば、遠距離の圃場であっても交雑する可能性があり、食糧基地北海道十勝の全農業者・全農協、ひいては全ての農畜産物の風評被害につながり、全国の消費者からの信頼は失墜するおそれがあります。

生き物は本来の姿や形、性質などを親から子へ伝えております。遺伝子組み換え技術は再現性が無く、偶然性に頼られており、欧米各国での遺伝子組み換え動物実験結果によると、成長障害や環境への影響が大きいとされております。

今後も安全で安心な北海道・十勝の農産物が生産及び消費されるよう下記のとおり強く要望いたします。

記。

1、北海道十勝産農産物を遺伝子組み換え農産物との交雑・混入、生産・流通上の混乱を防止するため、遺伝子組み換え作物が一般圃場で栽培されないよう国及び北海道など行政機関は規制及び監視を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年3月23日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、農林水産大臣、北海道知事。

よろしく、ご審議を賜りたいと思います。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書は原案のとおり決定いたしました。

[一括議題・委員長報告]

○議長（本保証喜） 日程第4、議案第1号、平成17年度幕別町一般会計予算から、日程第12、議案第9号、平成17年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長野原恵子議員。

○予算審査特別委員長（野原恵子） 平成17年3月23日。

幕別町議会議長本保証喜様。

予算審査特別委員会委員長野原恵子。

予算審査特別委員会報告書。

平成17年3月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日平成17年3月16日・17日（2日間）。

2、審査事件。

議案第1号、平成17年度幕別町一般会計予算。

議案第2号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計予算。

議案第3号、平成17年度幕別町老人保健特別会計予算。

議案第4号、平成17年度幕別町介護保険特別会計予算。

議案第5号、平成17年度幕別町簡易水道特別会計予算。

議案第6号、平成17年度幕別町公共下水道特別会計予算。

議案第7号、平成17年度幕別町公共用地取得特別会計予算。

議案第8号、平成17年度幕別町個別排水処理特別会計予算。

議案第9号、平成17年度幕別町水道事業会計予算。

3、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討論]

○議長（本保証喜） これより、討論に入ります。

議案第1号、平成17年度幕別町一般会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○2番（中橋友子） 日本共産党幕別町議団を代表いたしまして、議案第1号、平成17年度幕別町一般会計予算に対する反対討論を行います。

平成17年度、幕別町一般会計予算は、総額127億902万4,000円で、前年度対比3.6%の増で提案されました。

内容は、合併に伴う電算システムや地域イントラネットの整備事業に7億2,000万円が計上されており、これらを除くと、前年度対比2.3%のマイナスとなっています。

マイナスの大きな要因は、三位一体改革の名による地方財政削減によるものであり、総額では、前年とほぼ同額が保障されながらも、大都市に有利な配分とされたことにより削減となりました。

全国どこにいても、住民サービスを等しく補償するとした地方自治法に、国の政策は反するものと考えます。

さらに、この削減分について、本予算案では、人件費や各種住民施策の削減・負担増などで組み込まれました。

特に人件費では、職員定数を一挙に7人も削減し、200人といたしました。第2次行政改革推進事業計画であります5カ年の計画総数が、5カ年の削減総数と同人数を本年度たった1年で減らしてしまうものであり、16年度の目標定数であった232人より、実に32人も削減されています。

合併前の特殊な状況とみても、途中退職者の補充も行わないことは、地方分権や合併業務など新たな業務が増える中で、より職員の負担を増やすものです。

また、過度の合理化を行わず、必要定数を確保し、職員の健康を守り、住民サービスに支障をきたさないようにする必要があります。

また、住民負担では、昨年10月からごみの有料化が本年度より本格実施、また、敬老祝金の削減、下水道会計の繰入れを抑えて、使用料金の15%の引き上げを行うなど、新たな住民負担やサービスの削減が示されています。

特に、ごみの有料化は、他の多くの自治体が有料化と同時に行った、乳幼児や高齢者のおむつ代の減免など、弱者対策がないまま実施されたことは、多くの町民の不満となっているところです。

また、敬老祝金の削減による見直しも、苦渋の選択とは言われましたが、100歳の祝金ではなく、金額にかかわらず、元気に自分で活用できる年齢からの支給が、高齢者の喜びにつながり、生きた制度になるのではないのでしょうか。

住民を取り巻く経済環境は大変厳しく、特に高齢者は年金の削減や税の引き上げ、医療費の負担増など厳しくなっています。

この6年間だけを見ても、家計所得は総額で14兆円の減額、平均4人世帯では、約50万円の減収となっています。

このようなときだからこそ、弱者を支援する細かい政策を優先すべきと考えます。

同時に、国に対しては、地方自治の根幹を崩させることなく、地方の予算を保障するよう、あらゆる手立てを尽くし、住民を守ることが大切です。

また、新しい交付金の活用など積極的に取り組み、財政を確保する必要もあります。

最後に、忠類との合併が決められましたが、今何よりもまちづくりに求められているのは、民意が反映され、住民自治が大切にされることです。

協働のまちづくりをはじめ、行政執行全体にその精神がしっかりと反映されるよう、努力されることを求め、反対の討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

古川稔議員。

○13番（古川稔） 議案第1号、平成17年度幕別町一般会計予算の委員長報告に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

岡田町長は、今定例会の執行方針で、新町の創造に向けた取り組みを一步一步着実に進めることが、私の使命であると決意を表明されておられます。

国の三位一体の改革が不透明な中、厳しい地方財政状況を踏まえた新年度予算は、合併を見据え、さらには多くの住民要望にも耳を傾け、住民サービスの質の低下をさせることなく、まちづくりに取り組もうとされている岡田町長の姿勢が如実に表れたものであると思っております。

予算に反映された各種施策それぞれについて申し上げることはいたしません。特に地方交付税の大幅な削減により、財源の確保が厳しい中、行財政改革に意を用いられ、経常経費の徹底した削減を行うとともに、事務事業の見直しを行い、最小の経費で最大の効果を挙げるといふ地方自治の本旨であり、あるいは行財政運営の鉄則に沿った予算編成がなされたものと敬意を表するものであります。

時代は大きな転換期であり、住民に身近な基礎自治体が主体性をもって知恵を出し、総意と工夫を重ね、地に足がついた施策や改革を実行していくと、町長自身が執行方針で語られたように、厳しい財政状況ではあるものの、評価に値する予算を示していただいたものと理解しております。

合併を控え、新たな壁に向かって挑戦することとなるわけですが、町長が示された基本姿勢を堅持し、住民との協働のまちづくりを一層推進されて、着実に進まれることを念願しております。

したがいまして、平成17年度一般会計予算にあつては、私も委員長の報告を可とするものとして、討論を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。
（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第1号、平成17年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[討論]

○議長（本保証喜） 次に、議案第2号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

豊島善江議員。

○1番（豊島善江） 日本共産党幕別町議団を代表し、議案第2号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対し、反対の討論を行います。

長期の景気低迷の中で、国民保険の加入者は年々増加をしており、幕別町においては4,984世帯、1万301人が加入しています。

国民健康保険は、社会保障と国民保険の向上に寄与すると謳われているとおり、憲法に基づいてつくられた国民に医療を保障する制度です。

しかし、他の制度に比べ、税負担が大きく、とりわけ低所得者に重い負担率となっています。

その大きな原因は、国が社会保障制度としながらも、国の負担割合を年々削減し、地方自治体にさまざまな負担を転嫁させたことにあります。

今回の予算の中でも、国の三位一体の改革のもとで、国の定率国庫負担、財政調整交付金を削減し、削減分を新たに都道府県財政調整交付金を新設し、道が負担するということが示されました。

これは、国の担っていた国民健康保険に対する責任としての負担を後退させるものです。

この制度の根幹は、町民に対する医療の保障です。国の制度改悪にあわせ、町は資格証明証を発行していますが、資格証明証が国保加入を証明するだけのもので、病院受診時には医療費10割を全額支払わなければなりません。

町の場合は、機械的に資格証明証を発行せず、相談された場合には対応をしているとしています。

しかし、十勝管内の他市町村に比べると、発行数が多いという実態があります。

さらに、町民の実情に沿った丁寧な対応を求めたいと思います。

同時に、制度そのものを理解してもらう努力も必要です。

また、地方税法では、減免の規定が謳われています。貧困により生活のため公私の扶助を受けた者、その他特別の事情があるものに限り、減免することができるとされています。

帯広市をはじめ、全国では基準をつくって申請減免を行っている自治体があります。丁寧な相談活動と併せて、基準もつくり活用できるようにすべきです。

長引く不況による所得の減少、さらには医療費の負担増などで、生活が困難な町民も増えてきてい

ます。

町民が安心して病院にかかれるよう、国の制度ではありますが、町民の安全・健康を守るべき町としての一層の努力を求めて反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

乾邦広議員。

○8番（乾邦広） 私は、議案第2号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計予算の委員長報告に対して、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険を取り巻く環境は、長引く経済不況を背景に、大変厳しい状況にあり、加えて、少子高齢化の進展により加入者構成の変動が生じており、一方では医療施設、医療機器の高度化による負担増、さらには老人医療費制度などの改正がめまぐるしく行われる中、国保財政を堅持するために、理事者をはじめとする担当部局のご努力に対し敬意を表するものであります。

今、国保を含む保健医療費制度については、さまざまな改正を経て、一元化に向けて、国をはじめ、関係機関の努力により進められようとしております。

このようなときこそ、法で定められたルールに基づき、厳正かつ適正な事業運営を進めることが最も重要な時期であると言えます。

先ほどの反対討論の中で、所得者対策のことでありますが、現在、制度化されている軽減策以上に、低所得者に対し厚遇することは、これまで国保を支えてきた中間所得層などに過度の負担を強いることになり、また、これを一般会計からの繰出しで賄うとしても、財政状況の厳しい折、国保会計どころか、町の存続を危うくする要因にもなりかねません。

さらに申し上げるならば、幕別町においても、これまでに過重な国保税負担を避けるため、税率改正においても、極力低く抑えるよう、基金を取り崩しながら努力されてきたところであり、また、収納率向上のため、全庁的体制で取り組んでいるところでもあります。

現在の国民健康保険法は、旧国保法の理念を引き継いだものであり、相互扶助の精神に基づく支え合いが基本であります。

すなわち、公平な負担と公平な給付を大原則としているのであります。

社会構造の変化や経済動向により、国保加入者の増減があることは自明の理であります。これらを理由に、公平性のバランスを崩すことは許されないものであり、今後とも健全財政を維持していかなければならないものであります。

したがって、平成17年度国保特別会計予算について、私は野原委員長の報告を可とするものとして、討論を終わります。

○議長（本保証喜） ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成17年度、幕別町老人保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成17年度、幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(本保証喜) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(本保証喜) 起立多数であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成17年度、幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成17年度、幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(本保証喜) 異議がございますので、起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(本保証喜) 起立多数であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成17年度、幕別町公共用地取得特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成17年度、幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成17年度、幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(本保証喜) 日程第13、議案第26号、幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、永井繁樹議員。

○民生常任委員会委員長(永井繁樹) 平成17年3月23日。

幕別町議会議長本保証喜様。

民生常任委員長永井繁樹。

民生常任委員会報告。

平成17年3月2日本委員会に付託された事件(議案第26号)を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員会開催日、平成17年3月7日(1日間)。

審査事件。

議案第26号、幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例。

審査の経過。

審査に当たっては、大幅な見直し改正の経緯及び管内の敬老祝金支給状況と改正に伴う年齢別該当者数、財政的負担減額等について質問が出され、慎重に審査された。

結果。

厳しい財政状況の中、見直しの時期にきており、町内の老人クラブ等からも同様の声がある状況下、敬老祝金の改定も止むなしとの意見が多数を占めた。

審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長(本保証喜) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第26号、幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例は、委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(本保証喜) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(本保証喜) 起立多数であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第28号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、千葉幹雄議員。

○産業建設常任委員会委員長（千葉幹雄） 委員長報告をいたします。

平成 17 年 3 月 23 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

産業建設常任委員長千葉幹雄。

産業建設常任委員会報告書。

平成 17 年 3 月 2 日、本委員会に付託された事件（議案第 28 号）を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。
記。

1、委員会開催日、平成 17 年 3 月 4 日、10 日（2 日間）。

2、審査事件。

議案第 28 号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過。

審査に際しては、担当部局より条例改正に至った経過及び下水道使用料金改定説明資料に基づき内容の詳細について説明を受け審査がなされた。

結果。

基本・超過料金とも 15%の改定であり、管内的動向からして妥当な改定額との意見が多数を占めた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決しました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第28号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例は、委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[一括議題・委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第15、陳情第1号、公的書類に於いて「性別欄」取り扱いと当事者を交えた協議機関の設置に関する陳情、日程第16、陳情第2号、「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情の2議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長、古川稔議員。

○総務文教常任委員会委員長（古川稔） 平成 17 年 3 月 23 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長古川稔。

総務文教常任委員会報告書。

平成 17 年 3 月 2 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日、平成17年3月8日、18日（2日間）。

2、審査事件。

陳情第1号、公的書類に於いて「性別欄」取り扱いと当事者を交えた協議機関の設置に関する陳情。

3、陳情の趣旨。

公的書類において性別欄の存在する証明書や申請書等からの、不必要な性別欄の再考と、可能な限りの性別欄の削除・廃止。

性同一性障害当事者を交えた協議機関を設け、一般の理解と啓蒙に努めることを求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、担当部局より条例・規則・基準・要綱等に基づく記載様式の概要及び性別欄の有無について説明を受け審査がなされた。

慎重審議の結果、性別欄については、国・道などにおいて定められているものを除く様式の再考・改正が可能であり、一般への啓蒙についても理解できるとのことから、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成17年3月23日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長古川稔。

総務文教常任委員長報告書。

平成17年3月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日、平成17年3月8日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第2号、「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

政府は1985年以降、教職員の給与費を除くすべての費用を地方自治体に負担転嫁してきた。さらに、財政再建のため国庫補助金・負担金の整理合理化を進めようとしている。

教職員の給与費国庫負担適用除外や負担割合の引き下げは地方自治体の財政を一層逼迫させ、ひいては保護者負担の増大につながる。

また、深刻化するいじめ・不登校などの問題を解決するためには、30人以下学級を基本とした学級編成と養護教諭・学校事務職員の全校配置などゆとりある教職員定数配置が必須となっており、保護者負担を軽減し、地域・家庭の教育環境向上のため、義務教育諸学校の教科書無償制度や私学助成の増額などが引き続き重要である状況を理解いただき、関係機関に必要な措置を講ずるよう意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、昨年提出された陳情の審査結果を踏まえるとともに、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために必要な事項であるとのことから全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

陳情第1号、公的書類に於いて「性別欄」取り扱いと当事者を交えた協議機関の設置に関する陳情は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

陳情第2号、「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

[追加日程表・付託省略]

○議長（本保証喜） 追加日程表配布のために、暫時休憩をいたします。

14：49 休憩

14：51 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、委員会付託を省略し本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長（本保証喜） 日程第16の2、発議第3号、「30人以下学級実現等教育予算の充実と、美無教育費国庫負担制度の堅持を求める」意見書を議題といたします。

本意見書については、先に報告のありました総務文教常任委員会報告の陳情の要旨を同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、提案者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

発議第3号、「30人以下学級実現等教育予算の充実と、美無教育費国庫負担制度の堅持を求める」意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書は、原案のとおり決定いたしました。

[委員会報告]

○議長(本保証喜) 日程第17、総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思います。

[収入役退任あいさつ]

○議長(本保証喜) 小野成義収入役より、発言の申し出があります。

これを許します。

小野成義収入役。

○収入役(小野成義) 発言の機会を与えてくれましたことに対し、まず、感謝を申し上げたいと思います。

おかげをもちまして、あと実働で8日になろうかと思っておりますけれども、卒業させていただくことになりました。

収入役として4年間、職員として38年になると思っておりますけれども、長きにわたり、現職の議員の皆さん、あるいは歴代の議員の皆さんに大変お世話になり、今日に至ったわけでございます。

本当に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

しかしながら、最近、収入役を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがございます。

今、現在は4カ所ですか、それで4月1日からはまた一つ減りそうということで、帯広と音更と幕別だけになってしまうのかなと、一抹の寂しさも感じているところでございますけれども、大きな流れの中で、そのようなそれぞれの自治体は判断をなされたのかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、私に対するご厚情を、たくさん議員の皆様からいただきました。後任の金子君につきましても、私同様、ご厚情を賜りますことを、心よりお願いを申し上げ、簡単ではございますけれども、退任の挨拶させていただきたいと思っております。

本当に長い間お世話になりました。

ありがとうございました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(本保証喜) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成17年第1回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14:55 閉会